

令和 8 年度第 3 回飯塚市男女共同参画推進委員会 次第

日 時 令和 8 年 7 月 21 日(火)
13 時 00 分～15 時 00 分(予定)
場 所 飯塚市役所本庁 4 階 入札室

1. 議題

- (1)第 2 次飯塚市男女共同参画後期プラン令和 7 年度進捗管理に対する意見への回答について
- (2)第 2 次飯塚市男女共同参画後期プランの成果と課題について
- (3)第 3 次飯塚市男女共同参画プラン基本構想(案)について(第 1 章～第 3 章)
- (4)その他

【送付資料】

- 資料 1-1 第 2 次飯塚市男女共同参画後期プラン令和 7 年度進捗管理意見書回答
- 資料 1-2 第 2 次飯塚市男女共同参画後期プラン令和 7 年度進捗管理意見書回答【管理指標】
- 資料 2-2 第 2 次後期プラン及び第 3 次プランに関する関係課ヒアリング結果
- 資料 3 第 3 次飯塚市男女共同参画プラン基本構想(案)(第 1 章～第 3 章)

【当日配布資料】

- 次第
- 資料 2-1 第 2 次飯塚市男女共同参画後期プランの成果と課題

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の 進捗評価	③R7年度に新たに実施した 取組	④R8年度の取組	課名	質問、意見	回答
34	26	市の目標審議会等における委員選定時の女性委員の割合は原則40%以上60%以下を目指し、女性委員のいない審議会等が発生しないよう、「女性人材バンク」の活用及び「飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱」に基づく女性委員の登用に努めます。	「飯塚市審議会等の設置及び運営に関する規程」に登用率達成に向けた積極的な女性委員の選任に努める規定、「飯塚市審議会等の委員の公募に関する要綱」に公募委員数に男女別数を記載する規定を定めている。	庁内掲示板に、各種審議会等の設置及び運営について通知し、積極的な女性委員の選任と、男女共同参画推進課への事前協議書の提出を依頼している。	掲示回数	1回	1回	1回	1回	B:80%程度 達成できている	特になし	各規定に関する掲示内容について検討を行い、各種審議会等の設置及び運営等についての庁内理解が進むよう取り組む。	企画政策室 企画政策担当	R8年度の取組において特に登用が難しい審議会への働きかけの工夫についてはどのようなように検討されるのでしょうか。	当室では、現状として各規程に基づき、登用率達成にむけた積極的な女性委員の選任に努めるよう、毎年庁内掲示板上に、各種審議会等の設置及び運営に関する通知を行い、積極的な女性委員の選任を依頼しています。しかしながら、未達成の審議会もあることから、これまでの通知内容に各審議会の達成状況がわかる資料を追加するなど周知を徹底したいと考えております。(企画政策室)
35	27	子育て中の女性も委員として社会参画できるよう、託児など女性委員参画のための環境づくりに努めます。	審議会開催時の託児の実施につき、審議会所管課に働きかけ、子育て中の女性も審議会員として参画しやすい環境づくりを行う。	①審議会担当職員への周知依頼 ②SNS、市報、チラシ等を活用した市民への周知回数	①直接周知を依頼した回数 ②市民への周知回数	①7回 ②0回	①8回 ②1回	①6回 ②0回	①2回 ②0回	B:80%程度 達成できている	女性委員登用率が40%を下回る審議会について、団体等に推薦を依頼する前に面談を実施し、女性登用に繋がるよう協議を行った。	審議会開催時の託児の実施について、市民への周知を実施する。	男女共同参画推進課	託児などの周知についてはどのような方法の工夫をされていますか。また、今までに託児を申し込まれた審議会はありますか。	審議会開催時の託児については、庁内において毎年各所属長あてに「審議会委員への女性の登用について」通知し、その中に託児についても明記しています。また、女性委員の登用率が低い審議会との面談の際に、託児の活用について提案していますが、今後はHP等で広く周知できるよう努めてまいります。また、令和6～7年度に審議会等の開催時に託児を実施した件数は1件(1人)でした。
42	31	地域活動団体等における女性の登用状況の把握に努め、団体役員への女性の登用など、女性が方針決定の場に参画できるよう団体等への啓発に努めます。	まちづくり協議会における女性役員登用の状況把握、団体役員への女性の登用を促進する	まちづくり協議会における女性の登用状況を把握し、役員改選前に、積極的な女性役員登用について会議で団体役員に説明し、女性参画の促進を啓発した。	まちづくり協議会役員の女性登用率 目標40%とする	20.11% 37人 /184人中	21.72% 43/198 人中	22.51% 43/191 人中	21.99% 42/191 人中	C:60%程度 達成できている	特になし	継続してまちづくり協議会における女性役員の登用状況を把握しながら、団体役員への女性の登用を促進していく	まちづくり 推進課	まちづくり協議会会則に「男女共同参画の視点」が明記されている協議会がありますか。また、主催の研修などの実施はあるのでしょうか。	12地区中8地区のまちづくり協議会の規約にて、「男女共同参画の視点」にたち課題解決の推進に関する事業の実施について明記されています。また、まちづくり協議会主催の人権研修会において、男女共同参画に関する研修会を実施しています。
46	33	地域活動における女性リーダー育成のため、研修や講座等の機会の提供と情報提供の充実を図ります。	女性のスキルアップ・活躍を推進する。	交流センター講座において、女性のスキルアップ、女性の活躍につながるような講座を開催する。	実施回数	5回	22回	22回	25 ±6回	B:80%程度 達成できている	三瀬地区、幸袋地区において女性のスキルアップ・活躍を推進する講座を実施することができた。	女性のリーダー育成に効果的な研修・講座のメニューを検討・実施していく。	生涯学習課	新たに実施した取組での講座の内容と、参加人数の目標と、実施の参加数について教えてください。今後他のセンターでの実施等についての検討はありますか。	二瀬地区については記載誤りでしたので回数及び記載内容を修正しています。幸袋地区では、子育て中の保護者の悩み、語らいの場を作り、地域交流、意見交換等、助産院の先生に話を聞いていただく講座として「しあわせ子育て講座～産後ママ応援企画～」を実施しました。目標：10名 参加者：5名 今後他の交流センターへ、講座担当者説明会において実施に向けて促進していきます。

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名	質問、意見	回答
79	52	事業所が時間外労働の削減や育児・介護休業の取得など、ワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットについて周知を図ります。	イクボス推進事業を通じて、男女ともに働きやすい職場づくりの啓発を進め、長時間労働の削減、ワーク・ライフ・バランスの充実の大切さを啓発していく。	市内事業所向けにイクボス宣言事業所を募り、働き方改革の考え方を伝え、市内事業所の意識改革を図る。 市役所の課長職以上の職員全員にイクボス宣言をさせて、庁内の働き方改革の一助とする。	①新規宣言事業所数 ②庁内管理職向けイクボス研修実施回数 ③県事業の周知	①16社 ②1回 ③2回	①24社 ②1回 ③2回	①7社 ②1回 ③2回	①14社 ②1回 ③3回	A:100%達成できている	イクボス宣言の実施について、従来の紙による申請用紙の提出のほかに電子申請ができるよう整備した。それに伴いチラシに2次元コードを掲載するほか、HPからもリンクできるようにし、事業者の利便性の向上を図った。また、市報掲載やチラシ配架、青年会議所例会での事業説明等による周知を行った。	HPを活用した周知の強化を行う。	男女共同参画推進課	①での新規宣言事業所が昨年度に比べて倍増しています。前年度が低い数値ではありますが、利便性の向上以外にも取り組まれたことはありますか。	産学振興課などが担当する事業の関係で市内の事業所等へ訪問する際に同行訪問する等、イクボス推進事業について個別に説明する機会をいただき周知を行いました。
82	55	「第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応するため、公立私立保育所・認定こども園において、一時保育、休日保育、延長保育を一部で実施し、保育サービスの提供体制の充実に努めます。	保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応するため、公立私立保育所・認定こども園において、一時保育、休日保育、延長保育及び病児保育を実施する。	公立私立保育所・認定こども園のうち一時保育、休日保育、延長保育を一部で実施し、保育サービスの充実に図った。	実施件数	一時保育14園、休日保育0園(コロナにより受入中止)、延長保育28園 病児保育2か所	一時保育17園、休日保育1園、延長保育28園 病児保育2か所	一時保育16園、休日保育1園、延長保育27園 病児保育2か所	一時保育16園、休日保育1園、延長保育27園 病児保育2か所	A:100%達成できている	特になし	一時保育16園、休日保育1園、延長保育27園 病児保育2か所	保育課	休日保育1園で十分に活用ができるのか疑問です。職場や家庭から離れた場所に預けにいく手間を考えるとあきらめてしまっていないか、そのような状況を把握できるような実態調査は実施されないのでしょうか。その実態に応じた措置ができると良いと思います。	休日保育は認可保育施設における実施は1施設ですが、8か所の届出保育施設で実施されています。実態調査の実施については今のところ予定しておりません。今後、各園への問い合わせ状況などを把握しながら事業の必要性について検討してまいります。
84	57	市報、市のホームページや子育てガイドブック等により、子育てに関する様々な情報提供を行います。	固定的な性別役割分担の見直しを図るよう、子育てガイドブックにおいて、育児サービスの周知を図り、男性の育休体験談や出産から産後における男性の育児参加を促進するコーナーを掲載した。	今後、男性の育児参加を促進する内容のコーナーを設けることで、固定的な性別役割分担の見直しにつながるよう努めたい。	子育てガイドブック5000部発行	子育てガイドブック5000部発行	子育てガイドブック5000部発行	子育てガイドブック5000部発行	子育てガイドブック5000部発行	B:80%程度達成できている	特になし	市報(ここすもだより)掲載12回 子育てガイドブック5000部発行	こども家庭課 こども若者支援課	子育てガイドブックの配布場所や機会はあるようなものがありますか？活用状況などを把握できていましたら、お知らせください。あまり、配架で見かけることがないので、一般には知られていないような気がします。	市役所関係各課窓口、交流センター、子育て支援センター、飯塚病院、飯塚市立病院、各保育所等、赤ちゃんすくすく訪問時、親子健康手帳交付時といった子育て世代に関わる窓口、施設等での配布をしております。また、市ホームページでも公開しており、市公式LINEメインメニューにも子育てガイドブックメニューを作成し、20代～40代の子育て世代に向け、手軽に閲覧できるよう、インターネットでも公開しております。(こども若者支援課)
85	58	介護保険制度や介護休業制度についての周知や仕事と介護の両立に関する情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に努めます。	介護保険に関する講座を開催する。	介護保険に関する講座の開催	実施回数	0回	0回	0回	0回	E:全く達成できていない	特になし	他の講座開催の中で、仕事と介護の両立に関するテーマを取り入れるなどの検討を行っていきたい。	男女共同参画推進課	介護保険課や高齢者支援課、また関係機関や民間の講座などが各種開催されていて参加もみられています。その講座の内容に男女共同参画の視点を取り入れたものにできるように申し入れたり、協議される機会があればよいと思います。すべてのものを男女共同参画推進課で実施する必要があるのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。今後は男女共同参画推進課主催事業による講座の実施のみにとまらず、他課の事業や共催事業などにも機会の場を広げ、男女共同参画と介護の両テーマの情報提供を同時に発信できないか、関係者(他課・共催者)と協議等を行っていきたいと考えます。
92 (欠番)	61	介護に関する総合的な相談体制を充実させ、相談窓口の周知に努めます。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	介護保険課 高齢者支援課に欄に記載	空欄となっていますが入力の必要はありますか。	令和7年度は進捗管理入力

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名	質問、意見	回答
111	73	地域の様々な活動について、性別にかかわらず活動の役割を担うことができるような意識啓発を図ります。	性別にかかわらず様々な役割を担うことができるよう自治会長会やまちづくり協議会の会議等を利用して啓発していく。	・自治会や地区まちづくり協議会の会議等を利用した意識啓発活動等事業の実施 ・自治会長会を通じて、サンクスフォーラム等の男女共同参画推進講演会のポスターを自治公民館に掲示	自治会や地区まちづくり協議会での意識啓発12地区	12回	12地区	12地区	12地区	A:100%達成できている	特になし	・自治会や地区まちづくり協議会の会議等を利用した意識啓発活動等事業の実施 ・自治会長会を通じて、サンクスフォーラム等の男女共同参画推進講演会のポスターを自治公民館に掲示	まちづくり推進課	R8年度の取組の2つ目の・の文言が省略されているのか、不明確です。「男女共同講演会」となっているので…。	サンクスフォーラム等の男女共同参画推進講演会に文言を修正しました。
114	74	地域活動を行う子育て支援団体の活動の場を提供するとともに活動内容を確認し、活動しやすい環境作りに努めます。	市内で子ども食堂を実施している団体に子ども食堂にかかる経費の一部を補助する。	子ども食堂にかかる経費の一部を補助し、子ども食堂を実施する団体の経済的負担の軽減に寄与し、開催しやすい環境作りに努めた。	子ども食堂補助金交付団体数	5団体	4団体	7団体	4団体	B:80%程度達成できている	特になし	こども食堂を行う団体への支援(飯塚市社会福祉協議会に設立した「飯塚市こどもの居場所づくり推進基金」の周知活動)	こども若者支援課	評価Bの80%程度という状況の内容は何でしょうか。周知不足で団体すべての補助ができなかったのか、補助金が不足しているのか、対象が「子ども食堂」のみなのでしょうか。	補助金の算定は、前年度の実績に基づき行いますので、補助金が不足しているということではありません。令和7年度の補助金対象団体は5団体であり、うち4団体には補助金の交付を行っています。残り1団体については、周知したものの申請されなかったため、活動団体全体に対する補助金交付割合ということで評価Bの80%と判断したものです。また、補助金の対象は「市内でこども食堂を運営している団体」になります。
115	75	障がい者に関する正しい理解を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加を促進するための支援の充実と環境の整備を図ります。	障がい者週間において特集記事の掲載及び市庁舎等への横断幕の設置し、障がい者団体等と連携しながら、障がい福祉に関する様々な問題についての講演会等を企画し、広く市民に障がい者への理解が浸透するように働きかけます。	・障がい者に関する正しい理解を深めるための講演会等の実施や周知を行った。 ・福祉のつとめ、市報HPIによる啓発、講演会等による啓発等を実施した。	実施件数	11回	14回	10回	8回	B:80%程度達成できている	手話言語の国際デーの啓発	年間を通して、障がい者福祉に関するイベント時には、併せて障がい者への正しい理解を推進する企画を盛り込み実施することで、広く市民に障がい者への理解が浸透するように働きかけます。特に12月の障がい者週間では障がい者団体等と連携した啓発をおこないます。	社会・障がい者福祉課	①聴覚障がい者に関する取組は毎年イベントが開催され浸透していると感じます。その他にはどのような取組がされているのでしょうか。 ②今般国や県では優生保護法に基づく被害に遭われた方への補償に関して相談窓口の設置などの取組がすすめられていますが、市としてのそれらに対する取組は何かありますか？今後どのように取り組まれますか。被害を受けられた方はジェンダーに基づく差別からの被害も多いのではないかと考えられます。アウトリーチの取組で被害の補償を進めることはできないのでしょうか。	①その他の取り組みとしては、福祉のつとめの開催や12月の障がい者週間での啓発、飯塚市当事者団体等活動補助金による活動の支援等を中心に障がいに関する理解の推進に取り組んでおります。(社会・障がい者福祉課) ②県が申請受付・相談窓口を設置しています。申請受付・確認後は、国が認定審査・審査結果の通知を行います。市では補償金、一時金の支給について市報・市ホームページに掲載し県・県と協力して周知に努めています。補償金の支給対象となりうる方の把握は県が行っており、市への共有はありません。補償金の支給対象となりうる方への個別の通知については、被害者本人が家族に優生手術等を受けたことを一切伝えていない場合等が想定されるため、プライバシーへの配慮をしながら県が実施します。(こども家庭課)
123	82	自主防災組織、地域での防災活動への女性の参画を働きかけるとともに、女性消防団員の確保に努めます。	防災活動への女性の参画の促進。	地域防災リーダー研修において、女性枠を設けるとともに、自治会連合会理事会へ出向き積極的な女性受講者の推薦をお願いした。自治会等の防災研修においても女性参画の重要性を説明している。また、女性消防団募集について市のホームページ等に掲載した。	地域防災リーダー研修女性受講者数	15人	13人	11人	3人	C:60%程度達成できている	新たな取組はなし(※引き続き、地域防災リーダー募集の際に、積極的に女性受講者の推薦を依頼した。)	引き続き、各自治会での女性受講者の積極的な推薦をお願いするとともに、研修等での意識啓発を行い、女性参画の促進を図る。	防災安全課	R6年度まで受講者数が11人以上だったのが、R7年度は3人へ減っている事に理由があれば伺いたい。	明確な理由や原因はございません。引き続き女性をはじめとする多様な意見を取り入れられるよう促進を図ります。
126	84	市の刊行物や各課において作成・配布される印刷物などに、女性の性差別的助長につながるような表現がないか留意するとともに、研修などによる職員の意識啓発を進めます。	飯塚市が毎月発行している広報いづつか等、市が発行する発刊物において、固定観念で男女の役割分担がされたイラストや用語が使用されていないかチェックを行う。	「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」などを活用し、市報の作成を行った。また、年1度実施している「広報研修(伝える・伝える研修)」において、男女の広報に係る表現方法のポイント説明を2回実施(管理職向け・一般職員向け)した。	チェック回数(年12回発行のため最低12回)及び広報研修での説明回数(2回)の合計	13回	14回	14回	14回	A:100%達成できている	特になし	「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」などを活用し、市報の作成を行う。また、年1度実施している「広報研修(伝える・伝える研修)」において、男女の広報に係る表現方法のポイント説明を実施(一般職員向け)する。	企画政策室 シティプロモーション担当	交流センターだよりや関係機関の刊行物への取組はされないのでしょうか。	指標には広報いづつかの発行回数及び広報研修を表記し、それ以外の取組は関係各課で実施するものと捉えています。R7年度にまちづくり推進課への補完事業として、交流センターだより作成職員を対象に、広報いづつか作成担当が講師となる研修を1回実施しました。

令和7年度は進捗管理入力

令和7年度は進捗管理入力

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組№	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度取組	課名	質問、意見	回答
129	87	健康づくりを支援するため、健康教育及び相談体制の充実を図ります。	女性への健康支援として、更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談を行う。	①健康教育 保健師、栄養士、運動指導員等が健康に関する指導及び助言を行うことによって、生活習慣の予防など健康に関する事項について正しい知識の普及を図る。 ②健康相談 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行う。また、各種測定により個別の健康相談を実施する。	①受講者数 ②相談者数	①9,447人 ②7,280人 (指標及び実績の数値は男女を含む)	①12,043人 ②4,922人 (指標及び実績の数値は男女を含む)	①11,318人 ②4,309人 (指標及び実績の数値は男女を含む)	①9,245人 ②4,074人 (指標及び実績の数値は男女を含む)	A:100%達成できている	特になし	土日に事業を実施することで、女性が健康教育や健康相談を受けやすい環境づくりを調整し、事業を継続する。	健幸保健課	土日にも事業を実施することで健康教育や健康相談に多くの方が受講し、相談もできている。今後も継続した取り組みをお願いしたい。	令和8年度も継続した取り組みを行います。
134	90	性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めます。	女性の健康とリプロダクティブ・ヘルス・ライツの考え方に関する啓発を行う。	①ヨガ教室、体操教室等の女性の健康支援講座の実施 ②更年期、PMS、性の健康等についての啓発	①実施回数 ②実施回数	①0回 ②2回	①0回 ②1回	①1回 ②2回	①0回 ②0回	E:全く達成できていない	特になし	リプロダクティブ・ヘルス・ライツの考えについて普及・啓発を図れるよう講座等を継続して実施する。	男女共同参画推進課	健幸保健課などの関係各課で同様の講座などは実施されていると思いますが、その際の講師や職員の意識に男女共同参画の視点を取り入れられるように協議することで協働できると思います。すべてを主催事業で行う必要があるのでしょうか。また、権利としての健康を意識した講座が実施できるような協議ができると良いと思います。	ご意見ありがとうございます。今後は男女共同参画推進課主催事業による講座の実施のみにとどまらず、他課の事業や共催事業などにも機会の場を広げ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発や情報提供を行えるよう、関係者(他課・共催者)と協議等を行っていきたいと考えます。
138	93	望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発を図ります。	各校において、望まない妊娠や性感染症予防など、男女ともに自分や相手を大切にすることの醸成や正しい知識の普及・啓発を図るため、発達段階に応じた指導を実施する。	保健安全計画に則り、道徳教育や保健・体育等の授業の中で、発達段階に応じた指導を計画的に実施する。	授業実施校数	29校	29校	29校	29校	A:100%達成できている	特になし	今後も男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、発達段階に応じた教育を行うよう周知していく。	学校教育課	男女共同参画指導の手引き(H31年改訂版R5)の資料の活用はどの様にされていますか。また福岡県のHPI「福岡の先生応援サイト」についても各教員の必要に応じて活用が図られているところですが、応援サイトにおける男女共同参画教育に関する資料の認知度を高めるため、男女共同参画週間の周知に合わせて、各学校に活用働きかけを行っています。	男女共同参画指導の手引きについては、各小中学校において、校内研修や授業づくりの資料として活用しています。福岡県のHPI「福岡の先生応援サイト」についても各教員の必要に応じて活用が図られているところですが、応援サイトにおける男女共同参画教育に関する資料の認知度を高めるため、男女共同参画週間の周知に合わせて、各学校に活用働きかけを行っています。
139	93	望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発を図ります。	予防啓発 性感染症の予防	予防啓発 保健所より予防啓発ポスターや小冊子等の提供を受け、ポスターの掲示、小冊子の窓口設置をすることで、周知・啓発を実施	実施回数	-	1回	1回	1回	B:80%程度達成できている	特になし	今後も保健所等関係機関からの依頼により、窓口にて啓発資料の掲示・配架を行う。	健幸保健課	窓口設置だけでなく、「20才を祝う会」での配付などは検討できませんか。	HIVや梅毒等の感染症予防を啓発する資料を提供いただく旨を保健所へ調整のうえ、二十歳を祝う会への資料配布を検討いたします。
141	94	発達段階に応じた性教育と、売買春及び女性に対する暴力は女性の権利侵害であることを浸透させる教育を実施します。	各学校において、女性に対する暴力などは、人権侵害であるという正しい知識の普及・啓発を図るため、道徳教育や保健・体育等の授業の中で計画的に発達段階に応じた指導を実施する。	男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、発達段階に応じた教育を行う。	授業実施校数	29校	29校	29校	29校	A:100%達成できている	特になし	今後も全教職員に対して、男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、自他の生命を大切に、互いに尊重できる教育を発達段階に応じ行うよう周知していく。	学校教育課	① 市内29校に発達段階に応じた性教育やDVは人権侵害であることを学習し、中でもデートDVやストーカー行為についてロールプレイングを取り入れて学習を行っていることに感謝したい。相談窓口を周知することで児童とその家族が関心をもってくれることを願います。 ② 福岡県性暴力対策アドバイザー派遣事業の活用はR7年度は15校が実施しています。R8年度は、対象校はありません。学校においては、「性暴力事案対応マニュアル」や「性暴力根絶に向けた対応指針」について、教職員への周知や研修を継続して行い、性暴力防止に向けた意識の共有を図っています。また、環境整備の取組についても、校内の点検や指導体制の確認を進めています。いわゆるアスリート監視への対応については、中体連等を通じて注意喚起を行い、競技会場での安全確保に努めています。	①継続して取り組んでいきます。 ②福岡県性暴力対策アドバイザー派遣事業の活用はR7年度は15校が実施しています。R8年度は、対象校はありません。学校においては、「性暴力事案対応マニュアル」や「性暴力根絶に向けた対応指針」について、教職員への周知や研修を継続して行い、性暴力防止に向けた意識の共有を図っています。また、環境整備の取組についても、校内の点検や指導体制の確認を進めています。いわゆるアスリート監視への対応については、中体連等を通じて注意喚起を行い、競技会場での安全確保に努めています。

令和7年度は進捗管理入力

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の 進捗評価	③R7年度に新たに実施した 取組	④R8年度の取組	課名	質問、意見	回答
155	98	DV防止法、ストーカー規制法、 各種(児童、高齢者、障がい者) 虐待防止等について学習の機会 の提供や啓発、周知に努めます。	学校、保育施設、自治会、民生委 員児童委員など対象者を広く研 修を行う。	市内小中学校及び自治会長会に 参加し、虐待防止等について啓 発を行った。また、学校及び保育 所の教職員向けの研修会を実施 した。	①研修会 実施回数 ②研修参 加人数	①4回 ②279 人	①8回 ②284 人	①6回 ②343 人	①7回 ②377 人	A:100%達 成できている	主任児童委員向けの研修会 を新たに実施した。	今年度も引き続き、幅広い 機関に対する研修会を立案 し、実施する。	こども家庭 課	研修会の実施対象にスポーツ 少年団体や放課後児童クラブ、 子ども会指導者などは検討さ れないのでしょうか。子どもに 関わる全ての方に周知でき理 解を深めることは大事だと思 います。	ご意見ありがとうございます。 令和7年度に放課後児童クラブ の職員の方に対して、児童虐待 防止の研修会を実施いたしま した。今後、こどもに関係する機 関や団体に対しての啓発を増 やしていき、より多くの団体・機 関の方への理解を深めること に努めて参ります。
158	99	男女ともに自分の性を大切に し、また、相手を尊重するよう に、学校においても、発達段階に 応じてデートDVやストーカー行 為について学習する機会を設け るなど、自分のこととして考える 機会となるよう、啓発に努めま す。	各校において、自他の人権を守 る行動選択ができるよう道徳科 授業や保健・体育等の授業の中 で計画的に発達段階に応じた指 導を実施する。	保健安全計画に則り、計画的に 実施するとともに、多様な学習 教材を活用した教育を行う。	授業実施 校数	29校	29校	29校	29校	A:100%達 成できている	身近な人間関係で起こり得 るトラブルを想定したロール プレイング(役割演技)を取り 入れた。また、相談窓口の周 知を強化した。	外部専門家や民間団体と連 携し、より専門性の高い最新 の事例に基づいた出前講座 を全校で展開し、指導の質の 底上げを図る。あわせて、 SNS上のトラブルから発展 するケースへの対策を強化 し、デジタル時代に対応した 対人関係スキルの育成に重 点を置く。	学校教育課	① 市内29校に発達段階に応 じた性教育やDVは人権侵害で あることを学習し、中でもデ ートDVやストーカー行為につ いてロールプレイングを取り入 れて学習を行っていることに感謝 したい。相談窓口を周知するこ とで児童とその家族が関心を もってくれることを願います。 ② 今年度福岡県デートDV防 止講師派遣事業を活用された 中学校はありますか。その事業 の周知に関しては学校教育課 としてどのようにされています か。	①継続して取り組んでいきま す。 ②6月現在、市内の1校が活用 している状況です。周知につ いては、全校に周知案内をしてい ます。
176	111	生活上の問題で児童の養育が十 分でない時に母子家庭が安心して 生活できるように母子生活支 援施設へ入所させ、自立促進の ための生活支援を実施します。	保護者から申し込みがあったと きは、その保護者及び児童を母 子生活支援施設において保護す る。	保護者及び児童を母子生活支援 施設において保護し、母子自立 支援員等が自立促進のため生活 全般において助言指導を行い、 母子が自立して安全に生活でき るよう努めた。	母子生活 支援施設 に措置し た世帯	2世帯	2世帯	2世帯	1世帯	A:100%達 成できている	特になし	引き続き、相談を受け付け、 保護者及び児童を母子生活 支援施設において保護する。	こども家庭 課	圏域で起きた母子生活支援施 設での事件については市とし ての検証はありましたか。ま た、それを受けての対策など についての協議はどのようにさ れたのでしょうか。さしつかえ ない範囲でご意見をお願いします。	当該事件についての検証は 行っておりません。 現在、飯塚市に措置中の母子は ありませんが、今後措置した場 合はこのような事件が起こらな いように、措置先との連携や母 子との面談を図っていきます。

令和7年
度は進捗
管理入力

②令和7年度第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗状況調査票【管理指標】

No.	(1)第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理								課名	質問、意見	回答
	管理指標	現状値 (R2年 度)	R4年度	R5年度	R6年度	①R7年 度	目標値 (R8年 度)	②R7年度中に目標達 成のために 行った取組			
3	「飯塚市男女共同参画プラン」について、少なくとも見たり聞いたりしたことがある市民の割合	7.5%	-	-	-	16.5%	50.0%	出前講座等でプランのPRを行った。 また、第2次飯塚市男女共同参画後期プランの進捗状況についてHPで公開し、取組の内容等についての質疑等についても男女共同参画推進委員会の会議録及び資料として公開した。飯塚市男女共同参画推進委員会からは、令和7年度提言書を市長へ提出し更なる取組の強化を提言した。	引き続き出前講座や各種講座でプランのPRを行っていく。	男女共同参画推進課	各学校においては、すでに授業の一環として男女共同参画に関する学習が取り入れられていることから、今後、学校側から出前講座や講師派遣の希望があった際に学習内容に応じた対応ができるよう、児童生徒向けや教職員向けに内容をカスタマイズするなど、講座内容のアップグレードの準備を進めてまいります。(男女共同参画推進課)
10	女性人材バンクへの登録者数	23人	39人	41人	46人	53人	50人	女性人材バンクの登録申請について、従来の紙による申請用紙の提出のほかに電子申請ができるよう整備した。それに伴いチラシに2次元コードを掲載するほか、HPからもリンクできるようにし、申請者の利便性の向上を図った。また、市報掲載や各事業開催時にチラシを配布し周知を行った。	女性人材バンクの登録者を増やせるよう市報、HPを活用するほか、各事業開催時にチラシを配布し周知を行う。また、新たなチラシの配架場所を検討し周知の幅を広げ、多様な人材の登録に繋がるよう周知していく。	男女共同参画推進課	R8年度の目標値はR7年度より下方になっていますが、理由がありますか。 R8年度の達成目標としている50人は、第2次飯塚市男女共同参画後期プランを策定したR3年度に設定した管理指標の目標値ですが、見直しを行っていないため策定当初のまま50人となっております。目標値は更新しておりませんが、より多くの方にご登録いただけるよう取り組んでまいります。
13	市職員の男性の育児休業取得率 (特定事業主行動計画に基づく目標)	9.5%	10.0%	43.5%	53.3%	76.2%	13%	男性職員の育児休業取得促進のマネジメントフローを活用するとともに、監督職向けの研修を実施した。	男性職員の育児休業取得促進のマネジメントフローを活用するとともに、一般職向けの研修を実施する。	人事課	数値目標は達成されているのは推進状況としては次の目標設定に向かえるのかもしれませんが、時期や期間など取得内容には個人差があると思います。また、取得しても「休暇」意識で育児家事に関わらない現状などを若い母親から聞くこともあります。取得する意義や目的が本人の中に明確化されるようにマネジメントフローなど活用した面談や研修が大切になってくるのではないかと思います。 令和5～7年度にかけて管理監督職向けの男性の育児取得促進に係る研修を実施しております。その中には、男性が育児休業を取得する意義や目的についても取得者の体験談も踏まえております。また、今年度は一般職員向けの研修を実施予定としており、その中でも意義や目的について触れる内容となっております。

②令和7年度第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗状況調査票【管理指標】

No.	(1)第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理									課名	質問、意見	回答
	管理指標	現状値 (R2年 度)	R4年度	R5年度	R6年度	①R7年 度	目標値 (R8年 度)	②R7年度中に目標達 成のために 行った取組	③R8年度の取組			
15	子育てしやすいまちと評価する人の割合	小学生： 47.4% 就学前児 童： 39.8%	-	34%	-	-	50%	特になし	こども計画に基づく子 育て支援施策の推進	こども家庭課 こども若者支援課	男女共同参画プラン から他の計画へ移動 し男女共同参画プラン では管理しなくなっ たのか。	この管理指標について はこども若者支援課が 所管する「子育てニーズ 調査」によるものとして おり、5年に一度の調査 であるため実施年度で ない年については数値 を記載していないもの です。現プランの管理指 標になっているため進 捗管理しています。 (男女共同参画推進課 回答)
17	一時預かり年間利用者数	2,426人	1,559人	1,961人	2,309人	1,565人	6,000人	窓口や電話対応、ガイ ドブックやホームページ 等による周知活動を行 った。	窓口や電話対応、ガイ ドブックやホームページ 等による周知活動を行 う。	保育課	一時預かりの利用の理 由を把握されていた ら、教えてください。ま た、小学校などの行事 (入学式や授業参観)で の利用はありますか？ 入学式に参加した折に 乳幼児を抱えて受付な どの保護者行動をされ ていて、補助者がおら れない困難さを感じた ので、何らかの対応策 は検討されないでしょ うか。	里帰り出産に伴う預か りが多く見受けられ、そ の他緊急的な用事、保 護者のリフレッシュ等の 理由が挙げられます。 行事利用による預かり については把握してお りません。 行事の参加において は、一時預かりのほか 託児の実施についても 検討の余地があるのだ はと考えます。
26	「交友関係や電話やメールを細かく監 視」することが「DVだと思う」市民の割 合	男性： 66.5% 女性： 70.1%	-	-	-	男性： 69.0% 女性： 76.4%	男性 80% 女性 80%	「女性に対する暴力を なくす運動」期間に合 わせ、市報、市公式HP に情報を掲載し、女性 に対する暴力の根絶を 啓発した。 また、デートDVIにつ いて「二十歳を祝う会」 のパンフレットへの記事 掲載や市立中学校生徒 を対象に冊子を配布し た。	引き続き、「女性に対 する暴力をなくす運 動」期間や「二十歳を 祝う会」を通じて啓発 を行っていく。	男女共同参画推進課	義務教育段階での性 暴力防止の学びが大 変重要だと思います が、男女共同参画推 進課としての小中 学校への講師派遣な どは検討されないで しょうか。	当課による講師派遣 は実施しておりませ んが、福岡県が実施 する中学校向けのデ ートDV防止講師派遣 事業について、当課 からも各校へ案内を 行うようにしています。

第2次飯塚市男女共同参画後期プランの成果と課題

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン（以下「第2次後期プラン」という。）は、令和4年度から令和8年度を計画期間とした、市政のあらゆる領域にわたる計画です。今年度は計画期間が満了となることから、第2次後期プランの各施策の進捗状況を各担当課に確認して整理し、第2次後期プランの達成状況としてまとめました。

■第2次後期プランの体系

基本理念	基本目標	重点目標	施策の基本的方向
男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現	1 あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり	(1)意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進	①人権尊重・男女共同参画意識の啓発 ②SDGsの理解促進 ③男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供
		(2)人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	①学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実 ②生涯学習における男女共同参画の推進と充実
		(3)国際的視野に立った男女共同参画の推進	①国際理解及び交流と連帯の推進
	2 あらゆる分野における女性の活躍推進	(1)社会における意思決定過程への女性の参画の促進	①政策・方針決定過程への女性の参加促進 ②事業所・地域活動団体などにおける女性の参画促進 ③女性リーダーの人材育成等
		(2)働く場における女性の活躍促進	①職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援 ③農業や自営業等における女性の就労環境の改善
		(3)ワーク・ライフ・バランスの推進	①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ②仕事と家庭・地域活動などの両立支援
	3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり	(1)家庭における男女共同参画の促進	①固定的な性別役割分担見直しの促進 ②子育て・介護環境の整備・充実
		(2)地域社会への男女共同参画の促進	①男女協働による地域コミュニティづくり ②防災・減災・災害復興における男女共同参画の促進
		(3)性の尊重とあらゆる暴力の根絶	①性の尊重と生涯を通じた男女の健康支援 ②配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援 ③性暴力の防止及び被害者支援
		(4)様々な困難を抱える人への支援	①ひとり親家庭への支援 ②部落差別を受ける人、高齢者、障がいのある人、国籍による差別を受ける人等困難を抱える女性や、性的少数者が安心して暮らせる環境整備
	計画実現のために		1. 計画推進体制の充実・強化 2. 市民や事業者等と行政の協働 3. 男女共同参画推進センター「サンクス」の機能充実 4. 法的制度の整備・充実 5. 国・県等との連携・協力体制の充実

■達成状況の総括

計画期間の施策・事業の成果について、それぞれ以下の5段階で評価をしました。

【取組の評価（達成度）区分】

- A:計画通りに達成できた
- B:概ね計画通りに達成できた
- C:あまり達成できていない
- D:全く達成できていない
- E:実施(着手)していない

■施策の達成状況評価（担当課別評価一覧）

第2次後期プランでは、取組数124件、各担当課別の評価数は190件（1つの施策項目を複数の課が担当している場合はそれぞれ1件とする）となっています。

評価A（計画通りに達成できた）が97件（51.1%）、評価B（概ね計画通りに達成できた）が78件（41.1%）、評価C（あまり達成できていない）が13件（6.8%）、評価D（全く達成できていない）2件（1.0%）、評価E（実施（着手）していない）0件（0.0%）となっています。

評価C、評価Dとなっている項目の評価の理由としては、「施設の改修のため事業の実施ができなかった」「一部実施できているものの、全体としてはあまり成果があげられなかった」「地域の役員等への女性の登用を促進しているが、大幅な増加はしていない」「講座を実施したが参加人数が少ない」などが挙げられています。

令和7年度は、第3次プランの策定に向けて「男女共同参画に関する市民意識調査」「女性の労働状況に関する事業所調査」を実施しました。調査結果やこれまで推進してきたプランの各施策・事業の達成状況による課題を踏まえて、第3次プランの各施策の検討を進めます。

■施策の進捗状況評価(担当課別評価一覧)

基本目標	重点目標	施策の方向	取組数	A	B	C	D	E	施策項目
1 あらゆる年代における男女共	(1)意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進	①人権尊重・男女共同参画意識の啓発	5	2	4	0	0	0	2
		②SDGsの理解促進	1	0	0	1	0	0	1
		③男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供	4	6	0	0	0	0	3
	(2)人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	①学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実	4	0	6	0	0	0	3
		②生涯学習における男女共同参画の推進と充実	7	2	4	2	1	0	5
	(3)国際的視野に立った男女共同参画の推進	①国際理解及び交流と連帯の推進	4	2	2	0	0	0	3
2 あらゆる分野における女性の活躍推進	(1)社会における意思決定過程への女性の参画の促進	①政策・方針決定過程への女性の参加促進	3	1	3	0	0	0	2
		②事業所・地域活動団体などにおける女性の参画促進	3	5	0	2	0	0	1
		③女性リーダーの人材育成等	3	3	0	1	0	0	3
	(2)働く場における女性の活躍促進	①職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	6	10	5	1	0	0	6
		②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援	7	7	1	1	0	0	6
		③農業や自営業等における女性の就労環境の改善	2	1	1	1	0	0	2
	(3)ワーク・ライフ・バランスの推進	①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	5	4	1	0	0	0	3
		②仕事と家庭・地域活動などの両立支援	8	7	3	0	1	0	4
3 男女が共に住みよえ、安全・安心で	(1)家庭における男女共同参画の促進	①固定的な性別役割分担見直しの促進	6	6	4	0	0	0	3
		②子育て・介護環境の整備・充実	8	7	3	0	1	0	4
	(2)地域社会への男女共同参画の促進	①男女協働による地域コミュニティづくり	12	4	12	2	0	0	7
		②防災・減災・災害復興における男女共同参画の促進	2	0	1	1	0	0	2
	(3)性の尊重とあらゆる暴力の根絶	①性の尊重と生涯を通じた男女の健康支援	13	6	15	1	0	0	5
		②配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援	11	20	5	0	0	0	3
		③性暴力の防止及び被害者支援	2	1	1	0	0	0	2
	(4)様々な困難を抱える人への支援	①ひとり親家庭への支援	7	4	5	0	0	0	5
		②部落差別を受ける人、高齢者、障がいのある人、国籍による差別を受ける人等困難を抱える女性や、性的少数者が安心して暮らせる環境整備	9	6	5	0	0	0	6
合計			124	97	78	13	2	0	77

※1つの取組に複数の担当課が定められている場合があるため、取組数と評価の数は一致しない

※ [] は再掲

基本目標1 あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり

男女がお互いの人権を尊重し、性別によって生き方や働き方が制限されことなく、その個性と能力が十分発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った意識づくりを進めます。

■進捗状況評価(達成状況)

評価	取組数 (評価数)	A	B	C	D	E	施策 項目数
取組数	32	12	16	3	1	0	17
%	100	37.5	50.0	9.4	3.1	0.0	

※評価別の比率は、基本目標1における達成状況の割合

■重点目標

重点目標1 意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進

重点目標2 人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

重点目標3 国際的視野に立った男女共同参画の推進

基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進

男女が共に様々な分野に参加し、対等な立場で参画できるための環境整備や、自らの意思によって女性が職業生活を営むにあたり、その個性と能力を十分に発揮できるようにするため、長時間労働の削減等の働き方の改革や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民、事業者等への取組を進めます。

■進捗状況評価(達成状況)

評価	取組数	A	B	C	D	E	施策 項目数
取組数	59	38	14	6	1	0	27
%	100	64.4	23.7	10.2	1.7	0.0	

※評価別の比率は、基本目標2における達成状況の割合

■重点目標

重点目標1 社会における意思決定過程への女性参画の促進

重点目標2 働く場における女性の活躍促進

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標3 男女が共に支え合い、安全・安心で住みよいまちづくり

従来の固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女が共に家庭生活や地域活動に主体的に参画し、健康で、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

■進捗状況評価(達成状況)

評価	取組数	A	B	C	D	E	施策 項目数
取組数	99	47	48	4	0	0	33
%	100	47.5	48.5	4.0	0.0	0.0	

※評価別の比率は、基本目標3における達成状況の割合

■重点目標

重点目標1 家庭における男女共同参画の促進

重点目標2 地域社会への男女共同参画の促進

重点目標3 性の尊重とあらゆる暴力の根絶

重点目標4 様々な困難を抱える人への支援

基本目標1.あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり

重点目標(1)意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進

(1)第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理				(2)第3次飯塚市男女共同参画プラン記入項目					課名
施策の方向		取組No.	取組内容	⑤第2次後期プラン4年間(R4～7年度)の振り返り(総括)	⑥達成区分	取組内容の今後の方向性			
						⑦今後の方針区分	⑧理由	⑨第3次プラン取組内容(各課案)	
1 人権尊重・男女共同参画意識の啓発	①男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発	1	「男女共同参画社会基本法」「人権教育啓発推進法」「飯塚市人権教育・啓発基本指針(改訂)」に基づき、女性の人権をはじめとする人権尊重意識の普及・啓発を行います。	(成果) パネル掲示、市報掲載、啓発冊子の発行について、男女両方の参加の会議を実施した。女性の人権問題の解消に向けた啓発パネルの掲示、市報「人権いづかぬくもり」では、ジェンダー平等や女性の人権について啓発を行った。 (課題) 新しい情報を収集し、ジェンダー平等や女性の人権問題について、情報を更新しながら理解しやすい内容を工夫して啓発を行う。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続		男女がお互いにその人権を尊重しあい、心身ともに健やかに暮らせるまちを目指します。そのため、DVやハラスメント防止を訴える啓発パネルの掲示に加え、市報『人権いづかぬくもり』での特集を通じ、女性の人権問題やジェンダー平等への理解を深めるための啓発活動を推進します。	人権・同和政策課
	①男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発	2	市報や市ホームページ、地域への出前講座などあらゆる媒体や機会を活用し、ジェンダーの視点に立った固定的な性別役割分担意識は正のための広報・啓発の充実を図ります。	(成果) 情報誌サンクスの市報掲載化による配布戸数の増加や、地域の団体(自治会・民生委員等)に対する出前講座の実施など、幅広い層に啓発を行うことが出来た。 (課題) 広報手段の拡充に向けて新たな媒体や施設、講座などの新規開拓が求められる。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	①男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発	3	成人式のパンフレット冊子に男女共同参画に関する啓発事項等を掲載し新成人への配布を行います。	(成果) 協議・調整を行いながら、啓発に関する内容をしおりに掲載し、講演や動画の上映など幅広く取り組むことができた。 (課題) 式典における啓発については、様々な形で実施しているが、限られた時間の中での周知となるため、短期的の啓発にとどまりやすく、参加者の理解促進や継続的な意識促進に繋げるための工夫が必要である。	A:計画通りに達成できた	1. 継続		男女共同参画推進課と協議・調整を行い、二十歳を祝う会のしおりへの掲載等により新成人への啓発に取り組む。	生涯学習課
	①男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発	4	市が発行する刊行物においては、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していく表現に努め、多様な男女の生き方や働き方に関する市民の意識改革を促します。	(成果) 各課からの相談や問い合わせについて随時対応を行うことが出来た。 (課題) 特になし。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	①男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発	4	市が発行する刊行物においては、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していく表現に努め、多様な男女の生き方や働き方に関する市民の意識改革を促します。	(成果) プランで定めた機会どおりに実施することができた。 (課題) 広報研修を除き、広報の発行時という毎月の定期的な業務での実施にとどまる。ただし、他の業務において実施が困難であるため、引き続き取り組んでいく必要がある。	A:計画通りに達成できた	1. 継続		飯塚市が毎月発行している広報いづか等、市が発行する発刊物において、固定観念で男女の役割分担がされたイラストや用語が使用されていないかチェックを行う。	企画政策室

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

2	SDGs 理解促進の進	②ジェンダーの視点に立った施策運営を行うための市職員研修の推進	5	市役所内の固定的な性別役割分担の是正を徹底し、ジェンダーの視点に立った施策運営を行うため、男女共同参画に関する研修を定期的に実施するとともに、男女共同参画をテーマとした各種講演会やセミナー等への積極的な派遣を行います。	(成果) 「人権に関する問題集」を活用することにより、繰り返し意識醸成ができています。 (課題) 限られた財源の中での研修実施となるため、研修内容の工夫による効果的な実施が必要。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			人事課
		①SDGsの理解促進	6	広報誌や各種講座を通じ、SDGsについて広報し、啓発に努めます。	(成果) 主催講座・出前講座の資料表紙にSDGsロゴマークを掲載し啓発することが出来た。 (課題) ホームページや市報等についてはレイアウト等により実現が難しい場面もあり、いかに掲載内容とリンクさせ掲載スペースを確保していくかが課題と思われる。	C:あまり達成できていない	2. 完了・廃止	SDGsの認知度については、2015年9月の国連サミットで採択から現在までに浸透が進んだと考えられ、今後は、当然周知活動は続けつつも、「達成すべき目標」そのものの進捗管理にシフトさせるものとし、これまでの周知活動・認知度の進捗管理については完了としたい。		男女共同参画推進課
3	男女共同参画情報収集・提供する調査研究及び	①法律や制度の理解促進のための取組	7	労働環境や男女の人権、男女共同参画に関係の深い法律や制度に関する広報や周知に努めるとともに、国・県等関係機関との連携をとりながら相談事業等の充実を図ります。	(成果) 県から通知があり次第迅速に周知等を行った。 (課題) なし	A:計画通りに達成できた	1. 継続		福岡県主催の労働問題に対する相談の場である「日曜労働相談会」や労働法の基礎知識に関する「福岡県労働教育講座」に対する周知。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
		①法律や制度の理解促進のための取組	7	労働環境や男女の人権、男女共同参画に関係の深い法律や制度に関する広報や周知に努めるとともに、国・県等関係機関との連携をとりながら相談事業等の充実を図ります。	(成果) 市内事業所に対し法改正等の情報を周知することができた。 (課題) 集合型で周知した場合などは、参加されなかった事業所への周知ができていない可能性がある。情報が広く行き届くよう市内事業所等へ効果的な周知方法を研究していく。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
		②男女共同参画関連情報の収集・提供	8	男女共同参画を取り巻く状況に関する国・県・市町村の各種統計・意識調査や施策内容等についての情報収集と情報提供に努めます。	(成果) 配架・展示箇所について例年実施できている。 (課題) 特になし。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
		②男女共同参画関連情報の収集・提供	9	業務統計を含む各種統計の実施にあたっては、男女の置かれている状況を客観的に把握するためのデータの充実という観点から、可能な限り男女別のデータを収集するように努めます。	(成果) 「ジェンダー統計の観点からのアンケート等における性別欄の基本的な考え方について」の研修を実施し、庁内での啓発をすることができた。 (課題) 特になし	A:計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
		②男女共同参画関連情報の収集・提供	9	業務統計を含む各種統計の実施にあたっては、男女の置かれている状況を客観的に把握するためのデータの充実という観点から、可能な限り男女別のデータを収集するように努めます。	(成果) 可能な限り男女別のデータを収集することができた。 (課題) なし	A:計画通りに達成できた	1. 継続	業務統計を含む各種統計の実施にあたっては、男女の置かれている状況を客観的に把握するため。	「統計いづか」において、可能な限り男女別データを収集する。	総務課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

1 学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実	③市民意識調査の実施	10	本プランの改定時には、男女共同参画に関する市民意識調査を行い、調査結果の分析とその結果の公表を行います。	(成果) 本プランにおける進捗状況確認及び次期プラン策定の際の基礎資料とするためのデータを得ることができた。 (課題) 令和3年に実施した調査より市民意識調査は回収率が3.7%下がった(37.4%から33.7%)ため、次回調査では設問数を減らしたり、設問文をわかりやすくするなどの検討が必要である。事業所調査は32.2%から32.3%で前回調査から回収率はあまり変わらないが、より多くの事業所の意見をプランに反映できるよう、回収率向上のための検討が必要である。	A.計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	重点目標(2)人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進								
	①人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	11	乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、男女が互いの人権を尊重し、性別にとられない個性を育む教育・保育を推進します。	(成果) 保育現場において、性別の固定観念にとらわれることの無い保育、指導の実践が定着している。 (課題) より互いの人権を尊重する教育・保育を行うため、保育士のアンコンシャス・バイアスを解消するための研修や啓発の推進。	B.概ね計画通りに達成できた	1. 継続			保育課
	①人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	11	乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、男女が互いの人権を尊重し、性別にとられない個性を育む教育・保育を推進します。	(成果) 研修などにより教員の意識の向上が図られてきた。また、教育指導計画へ位置づけにより、職員の共通理解のもと教育活動のあらゆる機会を通じて男女が互いの人権を尊重し、性別にとられない個性を育む教育の推進が図られた。 (課題) 慣例や慣習にとらわれない人権感覚の醸成と科学的認識の育成をさらに進めていくことが必要。	B.概ね計画通りに達成できた	1. 継続	—		学校教育課
	①人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	12	福岡県教育委員会作成の「男女共同参画教育指導の手引(改訂版)」をもとに、学校教育の中で男女共同参画社会について学習する機会を設けます。	(成果) 「男女共同参画教育指導の手引(改訂版)」の活用により各学校での取り組みの推進が図られている。 (課題) 発達段階に応じて適切な実践の継続と実践内容の進化を図る系統的な取り組みが必要。	B.概ね計画通りに達成できた	1. 継続	—		学校教育課
	②主体的に進路選択する力を身につけるキャリア教育の充実	13	児童・生徒が将来の自立に向けて、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択し決定する能力・態度を身につけることができるよう、キャリア教育の充実を図ります。	(成果) キャリア教育の充実を行うことにより、人生の進路の選択決定意思について学ぶことができている。 (課題) キャリア教育をもう少し、男女共同の視点に立った教育の観点を盛り込む必要がある。	B.概ね計画通りに達成できた	1. 継続	—	企業や地域等の協力を得ながら、様々な職種や性別にとられない、進路選択につながる学習、実態に合った活動を継続して実践していく。	学校教育課
	③教職員等に対する研修の充実	14	男女共同参画の視点に立った教育・保育を実践できる人材を育成するため、教職員、保育士等の研修会等への参加を推進します。	(成果) 文書通知や会議を通じた周知により、組織的な伝達ルートが確立され、管理職層への意識浸透が図られた。 (課題) 現場の多忙に伴う研修時間の確保や、受講後の具体的な言動・保育内容の変化を客観的に評価する仕組みづくりが求められる。	B.概ね計画通りに達成できた	1. 継続	価値観の形成期にある子どもたちに対し、性別による固定観念にとらわれない教育・保育を持続的に提供するには、指導に当たる教職員の意識を常にアップデートし続ける必要があるため。	男女共同参画の視点に立った教育・保育を実践できる人材を育成するため、教職員、保育士等の研修会等への参加を推進するとともに、多忙な現場でも受講しやすいオンライン研修を拡充する。	学校教育課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

	③教職員等に対する研修の充実	14	男女共同参画の視点に立った教育・保育を実践できる人材を育成するため、教職員、保育士等の研修会等への参加を推進します。	(成果) 保育現場において、男女共同参画の視点に立った保育、教育を実践している。また、母親だけでなく父親の行事参加も増加している。 (課題) 男女共同参画に対する保護者への理解の推進。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			保育課
2 生涯学習における男女共同参画の	①男女共同参画意識を高める学習機会の提供	15	男女共同参画推進センター「サンクス」を拠点に、関係団体とも連携しながら、男女共同参画社会の重要性や必要性について理解を深めるための男女共同参画推進講座を開催し、市民の男女共同参画意識の向上を図ります。	(成果) 主催事業・共催事業ともに例年開催できている。 (課題) 講座開催について参加者数の増加・確保方法の工夫を検討する必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	①男女共同参画意識を高める学習機会の提供	16	「コスモス大学」での一般教養講座や各地区交流センター開催の高齢者を対象とした事業の中に男女共同参画の推進に関する講座を加え、高齢者の学習の機会を提供します。	(成果) 一部の交流センターにおいて実施したが、コスモス大学においては一般教養においては取組ができてなく、成果があげられていない。 (課題) コスモス大学の一般教養及び各交流センターの講座に男女共同参画推進の講座を取り入れていくよう周知していく必要がある。	D:全く達成できていない	1. 継続			生涯学習課
	②女性のエンパワメントのための講座等の実施	17	関係機関・団体との連携を取りながら、女性の就業支援講座や就職サポートセミナーなど、女性のエンパワメントのための講座を実施します。	(成果) イクボス推進事業においては、毎年イクボス研修を開催し、これまで市内事業所の方に多数ご参加いただくことができた。 (課題) イクボス研修の講師の選定や、開催時間帯等は、平日の昼間を希望する事業者もあるため今後検討の余地がある。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	②女性のエンパワメントのための講座等の実施	18	「レディースカレッジ」等、各交流センター開催の女性を対象としたスキルアップのための講座を実施し、学習の機会を提供します。	(成果) 一部の交流センターにおいて積極的に実施されているが、全体的にはあまり成果があげられていない。 (課題) 各交流センターの講座に女性のスキルアップ・活躍の推進につながる講座を取り入れていくよう周知していく必要がある。	C:あまり達成できていない	1. 継続			生涯学習課
	③男女共同参画社会の実現をめざす講座開催への支援	19	男女共同参画社会の実現に向けて活動する団体の会場使用料・駐車場使用料の減免や補助金の交付等により、男女共同参画社会の実現をめざす事業への支援を行います。	(成果) 駐車場を管理担当課に依頼を行い、年間で利用料減免を対応できている。また施設使用料も規則に従い減免を実施している。補助金交付についても、年間8～11件程度実施できている。 (課題) 補助金をより多くの団体に活用してもらえるよう広く周知を図る必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	3. 変更	会場・駐車場使用料の減免は、規則等で規定されていることから基本的に減免対象となる施設利用者には適用できている現状があることや、件数を自律的に増加させる要素が少ないことに加え、これらの減免の結果、各種団体が施設を利用し講座などを開催することにつながるのであれば、各種団体の補助金の活用結果を計測することで、「男女共同参画社会の実現をめざす事業への支援」の状況を確認することが出来ると考えるため、「会場使用料・駐車場使用料の減免」の進捗管理については今回のプランにて完了としたい。	男女共同参画社会の実現に向けて活動する団体に対して補助金の交付等により、男女共同参画社会の実現をめざす事業への支援を行います。	男女共同参画推進課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

推進と充実	④生涯学習に関する情報の収集・提供	20	市民の主体的な学習活動を支援するため生涯学習に関する情報の収集に努め、市報や市ホームページなど、あらゆる媒体を通じた情報提供を行います。	(成果)各種情報を収集し、市内各所において効果的に周知することができた。 (課題)特になし	A:計画通りに達成できた	2. 完了・廃止	生涯学習に関する事業の周知は生涯学習課が主に行っており、男女共同参画推進課でも生涯学習に関するものも含め男女共同参画に関連する研修等の情報提供については他の取組でも実施しているため、男女共同参画推進課の取組No.20は他の取組と統合を検討する。	—	男女共同参画推進課
	④生涯学習に関する情報の収集・提供	20	市民の主体的な学習活動を支援するため生涯学習に関する情報の収集に努め、市報や市ホームページなど、あらゆる媒体を通じた情報提供を行います。	(成果)生涯学習や男女共同参画に関する情報を発信し、市民の学びの機会を広げた。また、各種委員会での女性委員登用を働きかけた。 (課題)男女共同参画推進課と連携した講座の開催など、さらなる取組の拡充の検討の余地はある。	C:あまり達成できていない	1. 継続	・参加者が集まりにくい		生涯学習課
	⑤生涯学習活動への参加促進	21	魅力あるテーマづくりや参加者同士の仲間づくりなどを促進するとともに、託児付き講座の開催や開催時間の配慮など、参加しやすい環境づくりに努めます。	(成果)各地域において講座計画時に託児が必要かどうか検討し、託児付き講座を実施できていると考えられる。 (課題)各交流センターの講座に託児付き講座を計画し、参加しやすい学習の場を提供できるよう周知していく必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			生涯学習課
	⑤生涯学習活動への参加促進	21	魅力あるテーマづくりや参加者同士の仲間づくりなどを促進するとともに、託児付き講座の開催や開催時間の配慮など、参加しやすい環境づくりに努めます。	(成果)多くの参加者が見込めるように土日祝日など休日での開催を多く実施できている。託児・手話通訳も事前申込により確実な提供を実施できている。 (課題)特になし。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課

重点目標(3)国際的視野に立った男女共同参画の推進									
1 国際理解及び交流と連帯の推進	①国際規範等の内容についての広報・啓発	22	男女共同参画に関する国際的取組や規範の内容、ジェンダー・ギャップ指数など男女共同参画に関する国際基準について広報・啓発を行います。	(成果) ジェンダーギャップ指数について、6月の男女共同参画週間における市報やパネル配架に合わせたり、出前講座で広報・啓発が行えている。 (課題) ジェンダーギャップ指数の最新情報の更新時期が、6月の広報物に反映が間に合わない場合などがあるため、通年で広報・啓発が行える出前講座などに積極的に取り入れていく必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	②国際交流・多文化共生の推進	23	飯塚国際交流推進協議会による多文化共生社会への意識づくりのための国際理解事業やイベント事業等を通して、地域市民との国際交流の支援を行います。	(成果) 男女・国籍問わず参加しやすいイベントを実施している。スピーチコンテストの審査員長及び審査員には男女の偏りがないよう取り組んでいる。 (課題) 特になし	A:計画通りに達成できた	1. 継続			国際政策課
	②国際交流・多文化共生の推進	24	平成28年12月に姉妹都市の提携を結んだアメリカのサニーベール市と学校間交流事業等を行い、グローバルな人材育成により国際交流を推進します。	(成果) 研修生は男女問わず募集しており、引率者に関しても男女ともに配置し相談しやすい環境を整えている。 研修先のサニーベールは女性の社会進出が進んでいる都市であり、男女共同参画の視点においても学びのある研修を提供できている。 (課題) 特になし	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			国際政策課
	③在住外国人に対する生活適応支援のための情報提供	25	外国人が安心して暮らせる環境を整備するため相談窓口を設置し、やさしい日本語や多言語による生活情報や日本語教室の情報の発信を行います。	(成果) フェイスブックでの投稿件数は年々増加している、閲覧数やフォロワーも増加傾向である、やさしい日本語を使用し誰でも情報を確認しやすい形式で情報を発信している。 (課題) 特になし	A:計画通りに達成できた	1. 継続			国際政策課

基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進									
重点目標(1)社会における意思決定過程への女性の参画の促進									
1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会等における女性登用の積極的拡大	26	市の目標審議会等における委員選定時の女性委員の割合は原則40%以上60%以下を目指し、女性委員のいない審議会等が発生しないよう、「女性人材バンク」の活用及び「飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱」に基づく女性委員の登用に努めます。	(成果) 審議会委員の改選の際に女性委員登用率向上にかかる事前協議などの仕組みを作り、庁内を挙げて女性委員登用率向上に取り組んだ結果、目標値まであと少しのところまで向上することができた。 (課題) 審議会等によっては女性委員登用率がなかなか向上できていない。女性委員登用率が多いものあれば、目標値を大きく下回る審議会等もあるため、特に低い審議会等についてどのように改善していくか検討する必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	3. 変更	内閣府や県等が調査を実施し結果を公表している各自治体の審議会等の女性委員の割合に関するデータは「地方自治法202条の3に基づく審議会等の女性委員の割合」とされているため、「市の目標審議会等の女性委員の割合」という本市が独自に設定した項目ではなく、他自治体と進捗状況の比較がしやすいよう、内閣府等と同じ項目に改める。	地方自治法202条の3に基づく審議会等の女性委員の割合は原則40%以上60%以下を目指し、女性委員のいない審議会等が発生しないよう、「女性人材バンク」の活用及び「飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱」に基づく女性委員の登用に努めます。	男女共同参画推進課
	①審議会等における女性登用の積極的拡大	26	市の目標審議会等における委員選定時の女性委員の割合は原則40%以上60%以下を目指し、女性委員のいない審議会等が発生しないよう、「女性人材バンク」の活用及び「飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱」に基づく女性委員の登用に努めます。	(成果) 周知については、毎年度行っており、女性委員の率も改善していることから、十分に取組を実施できたものとする。 (課題) 審議会委員の選任にあたって、女性の構成員が少ない分野においては、女性の選出が難しいケースがある。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続	審議会委員については、改選が毎年度一定数あることから、定期的な周知が必要と考えられるため。		企画政策室
	①審議会等における女性登用の積極的拡大	27	子育て中の女性も委員として社会参画できるよう、託児など女性委員参画のための環境づくりに努めます。	(成果) 女性委員登用率40%を超えるような方策について審議会所管課と協議を行う仕組みづくりができた。 (課題) 目標値には至っていないため、女性が審議会等の委員となり活動しやすい環境づくりを促進する必要がある。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	②行政における男女共同参画の推進	28	性別にとらわれない人事配置や管理職への登用、女性職員の職域拡大、介護・育児休業を取得しやすい体制づくりなど、「飯塚市特定事業主行動計画」に基づき、市が事業者の模範となるための取組を進めます。	(成果) 男性職員の育児休業取得促進により、取得率が増加した。 性別にとらわれない管理職への登用に努めた。 (課題) 性別にとらわれない人事配置や管理職への登用に努め女性割合は増加傾向ではあるが、管理指標の目標値には到達していないため、引き続き、性別を問わず職員の意識啓発を行う必要がある。また、休暇・休業制度については、ワークライフバランスハンドブックを活用し、制度周知を行い、取得しやすい職場環境を醸成する必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	3. 変更	取組No.28の一部、取組No.36、取組No.44は類似目標となっているため、統合する。	「飯塚市特定事業主行動計画」に基づき、女性が活躍しやすい職場づくりのモデルとなるよう、職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、派遣研修などを活用した人材育成に取り組み、性別にとらわれない人事配置や管理職への登用等に努めます。	人事課
	①事業所・団体等における方針決定の場合の女性の登用と参画の促進	29	事業所や地域団体等に対して、女性の参画促進の重要性・必要性について理解を得られるための周知・啓発、情報提供を進めます。	(成果) 毎年、例年通りの実施を行っている。 (課題) 公共施設の配布・配架箇所数や市報掲載件数などの増加には、公共施設数や予算により上限が生じるため、別指標の評価も必要と思われる。	A:計画通りに達成できた	3. 変更	取組No.29は、取組No.30の事業所への啓発と、取組No.31の地域への啓発を合わせた記載となっているため、取組No.29ひとつにまとめる。	事業所や地域団体等に対し、女性の参画が重要であるという理解を深めるための情報提供を行うとともに、役員登用状況の把握に努め、方針決定の場合の女性の参画を促進します。	男女共同参画推進課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

2 事業所・地域活動団体などにおける女性の参画促進	①事業所・団体等における方針決定の場への女性の登用と参画の促進	29	事業所や地域団体等に対して、女性の参画促進の重要性・必要性について理解を得られるための周知・啓発、情報提供を進めます。	(成果) 県から通知があり次第迅速に周知等を行った。 (課題) なし	A.計画通りに達成できた	1. 継続		ゴール5(ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)を含むSDGsへの参加登録のHP作成及びチラシの配架を実施する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
	①事業所・団体等における方針決定の場への女性の登用と参画の促進	29	事業所や地域団体等に対して、女性の参画促進の重要性・必要性について理解を得られるための周知・啓発、情報提供を進めます。	(成果) 女性自治会長の参画について促進しているが、大幅な増加はしていない。 (課題) 今後も継続的に自治会長ハンドブックを含め促進を行う必要がある。	C.あまり達成できていない	1. 継続			まちづくり推進課
	①事業所・団体等における方針決定の場への女性の登用と参画の促進	30	事業所における女性の登用状況の把握に努め女性の管理監督職への登用や職域拡大など、女性が方針決定の場に参画できるよう事業所への啓発に努めます。	(成果)イクボス推進事業の周知・啓発と、イクボス研修の実施を行うとともに、HPでイクボス宣言事業所を公表し、市内事業者の働き方改革についての機運を高めることができた。 (課題)令和7年度に実施した「飯塚市女性の労働状況に関する事業所調査」におけるイクボス推進事業の認知度が低かったため、効果的な周知・啓発に取り組む必要がある。	A.計画通りに達成できた	2. 完了・廃止	取組No.29は、取組No.30の事業所への啓発と、取組No.31の地域への啓発を合わせた記載となっているため、取組No.29ひとつにまとめる。	—	男女共同参画推進課
	①事業所・団体等における方針決定の場への女性の登用と参画の促進	30	事業所における女性の登用状況の把握に努め女性の管理監督職への登用や職域拡大など、女性が方針決定の場に参画できるよう事業所への啓発に努めます。	(成果) 県から通知があり次第迅速に周知等を行った。 (課題) なし	A.計画通りに達成できた	1. 継続		「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」を求職者が閲覧できるよう制定された改正女性活躍推進法をHP、チラシにて周知する。 また、えるばし認定制度(女性活躍推進)においてもHPで周知する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
	①事業所・団体等における方針決定の場への女性の登用と参画の促進	31	地域活動団体等における女性の登用状況の把握に努め、団体役員への女性の登用など、女性が方針決定の場に参画できるよう団体等への啓発に努めます。	(成果) R4年度と比較して女性役員の登用は、微増であったが、女性の登用という意識はまだ浸透しきれていない。 (課題) 役員改選前限らずに、積極的な女性役員の登用について各会議等で団体役員に説明し、女性参画の促進を啓発していく必要がある。	C.あまり達成できていない	1. 継続			まちづくり推進課
	①事業所・団体等における方針決定の場への女性の登用と参画の促進	31	地域活動団体等における女性の登用状況の把握に努め、団体役員への女性の登用など、女性が方針決定の場に参画できるよう団体等への啓発に努めます。	(成果) 毎年、例年通りの実施を行っている。 (課題) 公共施設の配布・配架箇所数や市報掲載件数などの増加には、公共施設数や予算・誌面レイアウト等により上限が生じるため、別指標の評価も必要と思われる。	A.計画通りに達成できた	2. 完了・廃止	取組No.29は、取組No.30の事業所への啓発と、取組No.31の地域への啓発を合わせた記載となっているため、取組No.29ひとつにまとめる。	—	男女共同参画推進課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

3 女性リーダーの人材育成等	①女性の意識改革に向けた啓発	32	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、女性が方針決定の場へ積極的に参画できるよう、意識改革の啓発に努めます。	(成果) 審議会等における女性委員の登用率向上に向け、庁内一丸となり取り組むことができている。 (課題) 女性人材バンクの登録者数は増加してきているが、活用件数が少なく、登録いただいても審議会等の委員等への就任の機会がなかなか得られていない。担当課における審議会等の委員の女性登用率が、女性人材バンクの利用をしなくても向上してきているという側面もあると思われるためその点では良いことであるが、女性人材バンクの活用についての周知が不足しているのであれば方法の見直しが必要。	A.計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	②女性リーダー等の人材育成	33	地域活動における女性リーダー育成のため、研修や講座等の機会の提供と情報提供の充実を図ります。	(成果) 情報提供について、都度行うことが出来た。 (課題) 特になし。	A.計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
		33	地域活動における女性リーダー育成のため、研修や講座等の機会の提供と情報提供の充実を図ります。	(成果) 一部の交流センターにおいて積極的に実施されているが、全体的にはあまり成果があげられていない。 (課題) 各交流センターの講座に女性のスキルアップ・活躍の推進につながる講座を取り入れていくよう周知していく必要がある。	C.あまり達成できていない	1. 継続			生涯学習課
	③女性人材バンク登録の整備・活用	34	様々な分野で活躍する女性や、地域の女性人材に関する情報の収集に努め、女性人材バンク登録者リストの充実を図り、各種審議会等委員への活用を促進します。	(成果) チラシ配布による周知活動や、オンライン申請の導入による利便性向上などにより、女性人材バンクの登録者数を年々増加することができた。 (課題) 女性人材バンクの登録者数は増加してきているが、活用件数が少なく、登録いただいても審議会等の委員等への就任の機会がなかなか得られていない。担当課における審議会等の委員の女性登用率が、女性人材バンクの利用をしなくても向上してきているという側面もあると思われるためその点では良いことであるが、女性人材バンクの活用についての周知が不足しているのであれば方法の見直しが必要。	A.計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
重点目標(2)働く場における女性の活躍促進									
	①雇用の場における機会均等の推進	35	男女雇用機会均等法、労働基準法など労働に関する各種法律について、各種広報媒体の利用や講座開催により事業主や労働者への周知啓発と情報提供に努めます。	(成果) 市内事業所に対し法改正等の情報を周知することができた。 (課題) 集合型で周知した場合などは、参加されなかった事業所への周知ができていない可能性がある。情報が広く行き届くよう市内事業所等へ効果的な周知方法を研究していく。	A.計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	①雇用の場における機会均等の推進	35	男女雇用機会均等法、労働基準法など労働に関する各種法律について、各種広報媒体の利用や講座開催により事業主や労働者への周知啓発と情報提供に努めます。	(成果) 県から通知があり次第迅速に周知等を行った。 (課題) なし	A.計画通りに達成できた	1. 継続		福岡県主催の労働法や労働問題に関する基本的な事柄についての「労働教育講座」を共催のもと1回実施した。労働教育講座において、市報及びHP等で周知啓発、情報提供を実施する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

1 職場における男女の均等な機会と	②職場における性別役割分担意識解消と男女平等への啓発	36	職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。	(成果) イクボス推進事業の周知・啓発と、イクボス研修の実施を行うとともに、HPでイクボス宣言事業所を公表等を通して職場における固定的性別役割分担意識の解消や男女平等について啓発することができた。 (課題) 令和7年度に実施した「飯塚市女性の労働状況に関する事業所調査」におけるイクボス推進事業の認知度が低かったため、効果的な周知・啓発に取り組む必要がある。	A.計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	②職場における性別役割分担意識解消と男女平等への啓発	36	職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。	(成果) 県から通知があり次第迅速に周知等を行った。 (課題) なし	A.計画通りに達成できた	1. 継続		育児・介護休業法改正により産後バハ育休が創設されるなど、男女平等の推進を周知するため、HPで周知する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
	②職場における性別役割分担意識解消と男女平等への啓発	36	職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。	(成果) 女性部会の研修会や交流会を各年度開催することができた。 (課題) 会報誌(1年間の活動活動等掲載)について、R5年度に作成して以降、作成出来ていない。農業の繁忙期や家庭内業務等で活動(研修会や交流会、視察研修等)の回数を増やしていく事は厳しい面がある。	C.あまり達成できていない	1. 継続	職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、女性の活躍に関する農業者全体の理解を促進することは、今後の農業に必要不可欠なため。		農林振興課
	②職場における性別役割分担意識解消と男女平等への啓発	36	職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。	(成果) 派遣研修にあっては、現状維持を繰り返すのではなく、新規研修に女性職員を派遣するなど工夫を凝らした。 (課題) 子育て世代の女性職員の場合、宿泊を前提とした派遣研修を受講するのは困難であるため、近年普及しつつあるオンライン研修や所内研修の拡充を図り、自己研鑽の機会を増やすことが求められる。	B.概ね計画通りに達成できた	1. 継続	研修を受ける機会を与えることは地方公務員法第39条に定められていることであり、多様化する市民ニーズに今後対応していくためにも本取組は継続していくべきと思考する。	人事課において実施する研修派遣(福岡県市町村職員研修所、福岡県建設技術情報センター、市町村職員中央研修所、自治大学校、全国市町村国際文化研修所)や本市職員研修所で実施する各種研修(行政経営研修、人事評価研修、メンタルヘルス研修)への参加推進を性別にとらわれることなく実施し、職場において男女が対等なメンバーであるとの意識醸成を図る。	人事課
	③労働に関する相談事業の充実	37	職場における労働条件や労働環境などに関する労働相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。	(成果) 県から通知があり次第迅速に周知等を行った。 (課題) なし	A.計画通りに達成できた	1. 継続		労働に関する相談窓口として「解雇・雇止め集中相談会」、「日曜労働相談会」等の共催を行うことにより連携し市報等にて、またその他県筑豊労働者支援事務所等からくる労働相談においては、チラシ配架により周知に努める。事業者には働きやすい職場環境整備に向けた相談等の個別相談会においてもHPで周知する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
		37	職場における労働条件や労働環境などに関する労働相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。	(成果) 定期的に相談日を設け、適宜開催周知を実施することで相談件数は増加している。 (課題) 相談件数の増については問題を抱えている職員の増とも見て取れることから、問題の早期発見、休暇休職の抑制に繋がるよう、今後も継続して実施する。	B.概ね計画通りに達成できた	2. 完了・廃止	取組No.28に統合する。	—	人事課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

待 遇 の 確 保 の 促 進	④ハラスメントのない職場の実現に向けた広報・啓発	38	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のために事業主が配慮すべき事項について周知するとともに、各種ハラスメント防止に向けた広報・啓発に努めます。	(成果) 市内事業所に対し法改正等の情報を周知することができた。 (課題) 集合型で周知した場合などは、参加されなかった事業所への周知ができていない可能性がある。情報が広く行き届くよう市内事業所等へ効果的な周知方法を研究していく。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	④ハラスメントのない職場の実現に向けた広報・啓発	38	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のために事業主が配慮すべき事項について周知するとともに、各種ハラスメント防止に向けた広報・啓発に努めます。	(成果) 県から通知があり次第迅速に周知等を行った。 (課題) なし	A:計画通りに達成できた	1. 継続		「ちくほう労働者支援だより」を配架することで、県ママと女性の就業支援センター等の周知をはかるとともに、その防止策や相談窓口の周知も出来た。また、「職場のハラスメント集中相談会」において市報等での周知に努める。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
	④ハラスメントのない職場の実現に向けた広報・啓発	38	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のために事業主が配慮すべき事項について周知するとともに、各種ハラスメント防止に向けた広報・啓発に努めます。	(成果) 「人権に関する問題集」を活用することにより、繰り返し意識醸成ができています。 (課題) 限られた財源の中でハラスメントに特化した研修を毎年度実施することには限度があるため、研修内容の工夫のほか、研修以外の啓発手段の検討が必要。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続		セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のために事業主が配慮すべき事項について周知するとともに、各種ハラスメント防止に向けた広報・啓発に努めます。	人事課
	⑤職場での男女格差是正の啓発	39	飯塚公共職業安定所や飯塚商工会議所、飯塚市商工会などとの連携を強化し、昇進や賃金、職種など職場での男女格差是正に向けた啓発を図ります。	(成果) 令和4～5年度は地域女性活躍推進交付金等の活用により女性の活躍事例等を市報に掲載し効果的に周知することができた。 (課題) いつも交付金等の利用ができる訳ではないので、効果的な周知方法を検討していく必要がある。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	⑤職場での男女格差是正の啓発	39	飯塚公共職業安定所や飯塚商工会議所、飯塚市商工会などとの連携を強化し、昇進や賃金、職種など職場での男女格差是正に向けた啓発を図ります。	(成果) 県から通知があり次第迅速に周知等を行った。 (課題) なし	A:計画通りに達成できた	1. 継続		女性活躍推進法に関する制度改正より、「男女の賃金の差異」の公表が義務化されたため、HPを作成し、周知をはかる。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
	⑥育児・介護休業の取得促進	40	女性だけでなく、男性も積極的に育児・介護休業を取得するように、情報紙や各種講座などにおいて情報提供に努めます。	(成果) 県から通知があり次第迅速に周知等を行った。 (課題) なし	A:計画通りに達成できた	1. 継続		育児・介護休業法改正により産後パパ育休が創設されるなど、男女平等の推進を周知するためHPを作成し、育児休業給付制度について周知する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
	⑥育児・介護休業の取得促進	40	女性だけでなく、男性も積極的に育児・介護休業を取得するように、情報紙や各種講座などにおいて情報提供に努めます。	(成果) 出前講座や主催講座で男性の家事参加を促す講座を実施することが出来た。包丁研ぎ講座や料理講座など、参加者から好意的な評価が得られている。 (課題) 役割分担意識の解消には一定の効果は得られていると思われるが、行動の定着が進む施策が必要と思われる。	B:概ね計画通りに達成できた	3. 変更	役割分担意識の解消だけでなく、提供した情報を活用し、男女共同参画の行動の定着が進む施策が必要と思われる。	女性だけでなく、男性も積極的に育児・介護休業を取得するように、情報紙や各種講座などにおいて情報提供を行い、家事、育児シェアシート等を用いた実践を促す。	男女共同参画推進課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

	⑥育児・介護休業の取得促進	40	女性だけでなく、男性も積極的に育児・介護休業を取得するように、情報紙や各種講座などにおいて情報提供に努めます。	(成果) 男性の育児や介護に係る休暇、休業取得について、年を追うごとに増加しており、制度の利用について浸透してきている。 (課題) 育児休業者の所属課の他の職員が、休暇休業制度の利用についてより理解を示してもらえような制度設計が求められる。	B:概ね計画通りに達成できた	3. 変更	取組No.28の一部、取組No.40、取組No.54は類似目標となっているため、統合する。	市職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを推進するとともに、性別を問わず積極的に育児・介護休業を取得するように、制度周知を行い取得しやすい職場環境づくりに努めます。	人事課
2 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援	①女性の再就職や就労継続等への支援	41	就労・再就職・起業・非正規雇用から正規雇用への転換など、女性のチャレンジを支援するための相談や関係機関等の情報収集と提供に努めます。	(成果) 県から通知があり次第迅速に周知等を行った。 (課題) なし	A:計画通りに達成できた	1. 継続		非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成する厚生労働省の「キャリアアップ助成金」を市報等で周知する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
	①女性の再就職や就労継続等への支援	41	就労・再就職・起業・非正規雇用から正規雇用への転換など、女性のチャレンジを支援するための相談や関係機関等の情報収集と提供に努めます。	(成果) 就労相談の周知と実施体制の整備は毎年継続して行うことが出来ている。 (課題) 特になし。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	①女性の再就職や就労継続等への支援	42	女性の就業意識の向上やキャリア形成など、就労、再就職を支援する学習機会の提供や資格・技術の習得のための情報提供に努めます。	(成果) 福岡県の実施する事業の案内等により市民への情報提供を行うことができた。 (課題) 効果的な周知・啓発に取り組む必要がある。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	①女性の再就職や就労継続等への支援	42	女性の就業意識の向上やキャリア形成など、就労、再就職を支援する学習機会の提供や資格・技術の習得のための情報提供に努めます。	(成果) 県から通知があり次第迅速に周知等を行った。 (課題) なし	A:計画通りに達成できた	1. 継続		県ママと女性の就労支援センターをHPで紹介し、また、女性の就労支援事務所等のチラシの配架により再就職への機会を提供する。資格・技術取得等においてはチラシの配架及びHP掲載により情報提供を実施する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
	②女性経営者に対する情報提供	43	関係機関・団体が行う女性の経営能力向上に関する学習、交流の場の開催について、情報提供を行います。	(成果) 県から通知があり次第迅速に周知等を行った。 (課題) なし	A:計画通りに達成できた	1. 継続		女性管理者や経営者、専門分野をもって活躍している方と交流できる「福岡キャリア・カフェ」やイベント開催についてHPで掲載し情報提供に努める。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
	③市女性職員の積極的育成・登用	44	女性が活躍しやすい職場づくりのモデルとなるよう、派遣研修などを活用した人材育成に取り組み、市女性職員の管理職登用のための推進に努めます。	(成果) 派遣研修にあっては、現状維持を繰り返すのではなく、新規研修に女性職員を派遣するなど工夫を凝らした。 (課題) 子育て世代の女性職員の場合、宿泊を前提とした派遣研修を受講するのは困難であるため、近年普及しつつあるオンライン研修や所内研修の拡充を図り、自己研鑽の機会を増やすことが求められる。	B:概ね計画通りに達成できた	2. 完了・廃止	取組No.28に統合する。	—	人事課
	④女性教職員の管理職への登用推進	45	女性教職員の管理職等任用試験への積極的な受験奨励に努めます。	(成果) 毎年度取組を継続して行うことにより目標を達成することができた。 (課題) 受験できる年代の採用数が少ないことから、今後受験者の減少が予想される。	A:計画通りに達成できた	1. 継続	—	女性教職員の管理職等任用試験への積極的な受験奨励と人材育成に努めます。	学校教育課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

	⑤女性の起業支援	46	関係機関が実施する起業家セミナーや異業種交流会等の情報提供を行うとともに、関係機関と連携して女性の起業を支援します。	(成果) 飯塚市商工会及び商工会議所から依頼があり次第チラシの全戸配布を行った。 (課題) なし	A.計画通りに達成できた	1. 継続		飯塚市創業支援等事業計画に基づく創業セミナーを2つの関係機関において開催し、女性の起業支援を実施。 創業セミナー参加者 R3 32人(うち女性13人) R4 43人(うち女性21人) R5 51人(うち女性19人) R6 27人(うち女性13人) R7 42人(うち女性22人)	商工観光課 ※市独自の取組はなく、商工団体の事業等の周知のみ
	⑥女性農業者への支援	47	新規就農者支援制度や女性農業者支援制度の周知と活用を促し、新規就農者の拡充と併せて、女性新規就農者の拡大を図ります。	(成果) 関係機関と情報共有を行い、相談があれば事業の説明を行った。 (課題) 対象者との交流がないと女性農業者活躍促進事業の案内が難しい。	C.あまり達成できていない	1. 継続	農業の発展、地域経済の活性化のため、生活者の視点や多彩な能力を持つ女性農業者の活躍を推進することは必要不可欠なため。	新規就農者支援制度や女性農業者支援制度の周知と活用を促し、新規就農者の拡充と併せて、女性新規就農者の拡大を図ります。	農林振興課
3 農業 就労環境 の改	①家族経営・小規模事業所などへの意識啓発	48	家族経営や小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、就労環境改善に向けた啓発を行います。	(成果) 商工会・商工会議所との会議、商店街との会議に積極的に参加した。 (課題) なし	A.計画通りに達成できた	1. 継続		商工会・商工会議所との会議、商店街との会議に積極的に参加し、市内小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、女性参画の提案等も行う。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
	①家族経営・小規模事業所などへの意識啓発	48	家族経営や小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、就労環境改善に向けた啓発を行います。	(成果) 研修会に参加し交流することで、女性労働者の実態把握・情報交換につながった。 (課題) 新たな女性農業者の参加が少ない	C.あまり達成できていない	2. 完了・廃止	番号76、取組No.49にある「家族経営協定」において意識啓発も併せて活動していくため。また、普及指導センター(県)が所管している協議会であり、市に協議会の裁量がないため。		農林振興課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

善 お ける 女 性 の	②家族経営協定の締結促進	49	家族間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定締結の啓発と普及に努め、農業分野における女性の就労環境の改善を図ります。	(成果) 当該年度更新認定農業者に対し、共同申請や家族経営協定の制度説明を行った。 (課題) 制度説明を行ったが、実際に締結までは実施されなかった。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続	女性農業者が働きやすく、意欲とやりがいをもって農業経営に参画できるよう、環境の整備を進めることは、女性農業者の今後活躍に必要不可欠なため。	農林振興課	
	重点目標(3)ワーク・ライフ・バランスの推進								
1 ワ ー ク ・ ラ イ フ ・ バ ラ ン ス の 普 及 ・ 啓 発	①ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成	50	長時間労働の削減や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。	(成果)イクボス推進事業の周知・啓発と、イクボス研修の実施を行うとともに、HPでイクボス宣言事業所を公表等を通して職場における固定的性別役割分担意識の解消や男女平等について啓発することができた。 (課題)令和7年度に実施した「飯塚市女性の労働状況に関する事業所調査」におけるイクボス推進事業の認知度が低かったため、効果的な周知・啓発に取り組む必要がある。	A:計画通りに達成できた	3. 変更	取組No.50と52を統合する。	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、長時間労働の是正や柔軟な働き方、育児・介護等の取得促進に関する周知・啓発を図ります。	男女共同参画推進課
	①ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成	51	仕事と家庭の両立を支える環境整備と職場風土づくりのための啓発と情報提供に努めます。	(成果) 県から通知があり次第迅速に周知等を行った。 (課題) なし	A:計画通りに達成できた	1. 継続		国や県の年次休暇取得等のチラシや女性が働きやすい職場づくりのための育児介護の両立支援や女性特有の健康問題の対策の研修会チラシの配架を実施する。また「仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト」をHPに掲載。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
	②事業所に対するワーク・ライフ・バランスの啓発	52	事業所が時間外労働の削減や育児・介護休業の取得など、ワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットについて周知を図ります。	(成果)イクボス推進事業の周知・啓発と、イクボス研修の実施を行うとともに、HPでイクボス宣言事業所を公表等を通して職場における固定的性別役割分担意識の解消や男女平等について啓発することができた。 (課題)令和7年度に実施した「飯塚市女性の労働状況に関する事業所調査」におけるイクボス推進事業の認知度が低かったため、効果的な周知・啓発に取り組む必要がある。	A:計画通りに達成できた	2. 完了・廃止	取組No.50と52を統合する。	—	男女共同参画推進課
		53	先進的な取組事例についてその内容と効果等について紹介などの広報に努めます。	(成果) 県から通知があり次第迅速に周知等を行った。 (課題) なし	A:計画通りに達成できた	1. 継続		福岡県事業として、働き方改革に取り組む事業所に対して、魅力ある職場づくりのために実践した取組内容や成果についての「働き方改革実践事例」報告会が実施されたので、その様子を市報やHPの掲載により広報に努める。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
	③市職員のワーク・ライフ・バランスの実践	54	育児・介護休業制度を利用する職員の代替要員の確保など、市職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを推進するとともに、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスの実践ができるよう努めます。	(成果) 会計年度任用職員制度について、HP等により周知を図り、電子申請での登録受付を行うことで、登録の利便性向上を行った。 (課題) 会計年度任用職員の制度については、給与や休暇制度など年度ごとに変更があるため、制度整備及び周知を継続的に行う必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	2. 完了・廃止	取組No.40に統合	—	人事課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

2 仕事と家庭・地域活動などの課	①多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実	55	「第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応できるよう、保育サービスの提供体制の充実に努めます。	(成果) 利用者のニーズに応じて対応することができた。 (課題) 利用対象者の拡大が見込まれるため、利用状況に応じて定員枠の確保の検討が必要	A.計画通りに達成できた	1. 継続			保育課
	②子育て支援環境の整備充実	56	子どもを持つ親の不安感を解消するため、地域子育て支援センターと街なか子育てひろばを拠点に、子育てに関する相談、子育て情報の収集と提供、育児講座を実施するとともに、仲間づくりや情報交換の場である育児サークル等の育成・指導の充実、交流を図ります。	(成果) 利用者数が増加し、毎月行われる親子で参加できるイベントに力を注いだ。 利用者からの育児相談を受け、アドバイスを行い、必要があれば保健師等に繋ぐことに努めた。 (課題) 引き続き子育て支援センターを多くの方に利用していただけるよう周知に努める。	B.概ね計画通りに達成できた	1. 継続	気軽に育児相談ができる場を提供することにより、育児に困っている保護者の支援を図ることができるため。	子どもを持つ親の不安感を解消するため、地域子育て支援センターと街なか子育てひろばを拠点に、子育てに関する相談、子育て情報の収集と提供、親子で参加できるイベントを実施することで支援を行います。	こども家庭課
	②子育て支援環境の整備充実	57	市報、市のホームページや子育てガイドブック等により、子育てに関する様々な情報提供を行います。	(成果) 毎年子育てガイドブックを5,000部発行し、子育てに関する様々な情報提供を行うことができた。 (課題) 市報や市ホームページへの掲載を積極的に行い、子育てに関する情報発信を強化する。	B.概ね計画通りに達成できた	1. 継続		市報、市のホームページや子育てガイドブック等により、子育てに関する様々な情報提供を行います。	こども家庭課 こども若者支援課
	③高齢者等への介護環境の整備充実	58	介護保険制度や介護休業制度についての周知や仕事と介護の両立に関する情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に努めます。	(成果) 介護保険制度や介護休業制度についての講座はR7年度までの間、開催されていない。 (課題) 講座の対象となる中心世代が働き盛りであることから、対象者が参加可能な講座開催の時間帯や曜日の設定にハードルがある。	D.全く達成できていない	1. 継続			男女共同参画推進課
	③高齢者等への介護環境の整備充実	58	介護保険制度や介護休業制度についての周知や仕事と介護の両立に関する情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に努めます。	(成果) 広報紙やパンフレット作成の際は、やさしく分かりやすい表現になるよう配慮した。広報等の情報提供を積極的に行った。 (課題) 今後も地域包括ケアシステムの推進を行ううえで仕事と介護の両立が重要な課題だと考えられる。より多くの正確な介護サービス等の公共サービスの情報提供が必要である。	A.計画通りに達成できた	2. 完了・廃止	取組概要に記載の相談業務の実施については、「③高齢者等への介護環境の整備充実」の項目ではなく、「④家族介護者支援の充実」の方が合致していると考えられるため。		高齢者支援課
	③高齢者等への介護環境の整備充実	58	介護保険制度や介護休業制度についての周知や仕事と介護の両立に関する情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に努めます。	(成果) 県から通知があり次第迅速に周知等を行った。 (課題) なし	A.計画通りに達成できた	1. 継続		育児・介護休業法改正と企業における実務対応のための「労働経営セミナー」を福岡県と共催し、市報及びHP等掲載することにより企業経営者あてに周知・啓発を実施する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
	③高齢者等への介護環境の整備充実	59	「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護サービス基盤の整備・充実を図るとともに、地域包括支援センターの機能充実を図ります。	(成果) 日常生活圏域毎に、地域包括支援センターを設置し、高齢者や家族の支援を行った。 (課題) 特になし。	A.計画通りに達成できた	2. 完了・廃止	地域包括ケアシステムの充実を図るための拠点として、令和元年度までに、地域包括支援センターを委託によりすべての日常生活圏域に設置したため。		高齢者支援課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

自立支援	③高齢者等への介護環境の整備充実	59	「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護サービス基盤の整備・充実を図るとともに、地域包括支援センターの機能充実を図ります。	(成果) 介護サービス基盤の整備事業者の公募を行うにあたり開催した「飯塚市介護保険施設等整備事業者選定委員会」では整備事業者の公募要領を定めるにあたり、男女性差なく意見を求めることができ、整備に向けて整備事業者の公募を開始することができた。 (課題) 近年の介護人材不足により現在稼働している介護サービス基盤の廃止に備える必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続		「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護サービス基盤の整備・充実を図る。	介護保険課
	③高齢者等への介護環境の整備充実	60	認知症高齢者やその家族が安心して生活を送ることができるように、認知症に対する理解を深めるための普及・啓発に努めます。	4年間を通じてオレンジカフェの参加者数は増加し(R4:497人→R6:620人)、地域における交流の場として定着しつつある。R7年度の要綱改正により、活動の質の向上と継続的な支援体制を整えることができた。	A:計画通りに達成できた	1. 継続		認知症サポーターやチームオレンジとの連携を深め、オレンジカフェの質の向上と開催箇所の拡充を図るとともに、多世代が交流できる場としての周知啓発を強化し、認知症への理解が深い地域づくりを推進する。	高齢者支援課
	④家族介護者支援の充実	61	介護に関する総合的な相談体制を充実させ、相談窓口の周知に努めます。	(成果) 市内各地域に配置されたセンターにおいてそれぞれの地域ごとに相談体制の充実を図ることができた。 (課題) 市と地域包括支援センターが、情報共有を行い、連携して対応していく必要がある。	A:計画通りに達成できた	1. 継続		地域包括支援センターと連携して、介護に悩む養護者及びその家族に対して、各種サービスに係る情報提供や関係機関に繋ぐことで、介護負担の軽減を図る。	高齢者支援課
	④家族介護者支援の充実	61	介護に関する総合的な相談体制を充実させ、相談窓口の周知に努めます。	(成果) (課題)					介護保険課 高齢者支援課のみ
	④家族介護者支援の充実	62	家族介護者に対する介護教室やリフレッシュ事業、相談事業等、家族介護者の負担の軽減と健康管理の支援に努めます。	(成果) 高齢者が要介護状態になった後も、在宅生活を続けことができるよう支援することができた。 (課題) サービスが必要な方に情報を届くよう、周知していく必要がある。	A:計画通りに達成できた	1. 継続		家族介護者に対する介護教室やリフレッシュ事業、相談事業等、家族介護者の負担の軽減と健康管理の支援に努めます。	高齢者支援課

基本目標3 男女が共に支え合い、安全・安心で住みよいまちづくり									
重点目標(1)家庭における男女共同参画の促進									
1 固定的な性別役割	①あらゆる機会を捉えた家庭における男女共同参画についての意識の醸成	63	男女が協力して子育てが行えるように両親学級を実施します。	(成果) ほぼ定員の参加者があり、ニーズの高い事業と思われる。 夫婦での参加が多く、勉強になった、体験できてよかったと、育児の協力が繋がる場になっていると思われる。 (課題) スタッフの確保	A:計画通りに達成できた	1. 継続		・飯塚市民を対象とした家族で参加できるクラス ・家族で子育てに協力できるように考える場とする ・出産に向けて心身を整え、母親としての自覚を高める支援。 ・子育て支援センターと連携し、妊娠期から相談しやすい体制を作る。	こども家庭課
	①あらゆる機会を捉えた家庭における男女共同参画についての意識の醸成	64	各種講座やセミナー、研修会等の学習機会、市報や市ホームページなど、多様な機会や手段を活用して、継続的に、家庭での男女共同参画推進に向けた啓発を行います。	(成果) ・情報誌サンクスを単独発行から広報いづかへの掲載に切り替えることで全戸配付を可能とすることが出来た。 出前講座については、自治会連合会や民生委員児童委員協議会等に対して実施し、幅広い層に啓発を行うことが出来た。 (課題) ・今後もこれまで出前講座を実施していない新規層に啓発できるように、周知方法や関心を持ってもらえる方法を検討していく必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	①あらゆる機会を捉えた家庭における男女共同参画についての意識の醸成	65	育児・介護サービスの周知に努め、公的サービスの利用を促すことにより、固定的な性別役割分担の見直しを図ります。	(成果) 毎年子育てガイドブックを5,000部発行し、子育てに関する様々な情報提供を行うことができた。 (課題) 市報や市ホームページへの掲載を積極的に行い、子育てに関する情報発信を強化する。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			こども家庭課 こども若者支援課
	①あらゆる機会を捉えた家庭における男女共同参画についての意識の醸成	65	育児・介護サービスの周知に努め、公的サービスの利用を促すことにより、固定的な性別役割分担の見直しを図ります。	(成果) 65歳到達を迎える第1号被保険者への介護保険証の発送と併せて介護保険制度のパンフレットを同封している。また、介護保険申請時の担当窓口での配布、市報・ホームページで情報提供を実施した。 (課題) 介護サービスの周知に努め、公的サービスの利用について、引き続き情報提供を行う必要がある。	A:計画通りに達成できた	1. 継続		介護サービスの周知に努め、公的サービスの利用を促します。	介護保険課
	①あらゆる機会を捉えた家庭における男女共同参画についての意識の醸成	65	育児・介護サービスの周知に努め、公的サービスの利用を促すことにより、固定的な性別役割分担の見直しを図ります。	(成果) 総合相談事業における相談件数が増加している現状からも、地域包括支援センターの周知が進み、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な支援ができています。 ＜総合相談受付件数＞ R4: 9,243件 R5: 9,905件 R6: 10,451件 R7: 11,650件 (課題) 周知は進んできているが、地域包括支援センターについて知らないという声も聞かれるため、引き続き周知に努めていく必要がある。	A:計画通りに達成できた	1. 継続		高齢者の介護や介護予防、その他日常生活の困りごとに関する身近な相談窓口として、地域包括支援センターの周知に努めます。	高齢者支援課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

部分担見直しの促進	②男性の生活的自立の促進	66	男性の家庭生活や育児・介護への参画を促進するため、男性も参加しやすい料理教室などの生活講座や育児講座、介護講座などを開催し、男性の家庭生活力アップによる自立を促進します。	(成果) R6年度から男性向けの家事(料理等)に関する講座を実施し、固定的役割意識の解消に貢献した。 (課題) 男性の講座参加については、講座内容に対する男性の心理的ハードルを下げる工夫が必要と思われる。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	②男性の生活的自立の促進	66	男性の家庭生活や育児・介護への参画を促進するため、男性も参加しやすい料理教室などの生活講座や育児講座、介護講座などを開催し、男性の家庭生活力アップによる自立を促進します。	(成果) 男性が参加しやすい講座を展開し、男性の家庭生活力アップによる自立を促進に寄与できたと考えられる。 (課題) 各交流センターの講座に男性が参加しやすく、趣味や関心を広げられるような、男性の生活力向上につながる講座をより一層開催できるよう学習の場を提供していく必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			生涯学習課
	②男性の生活的自立の促進	66	男性の家庭生活や育児・介護への参画を促進するため、男性も参加しやすい料理教室などの生活講座や育児講座、介護講座などを開催し、男性の家庭生活力アップによる自立を促進します。	(成果) ほぼ定員の参加者があり、ニーズの高い事業と思われる。 夫婦での参加が多く、勉強になった、体験できてよかったと、育児の協力に繋がる場になっていると思われる。 (課題) スタッフの確保	A:計画通りに達成できた	1. 継続		・飯塚市民を対象とした家族で参加できるクラス ・家族で子育てに協力できるように考える場とする ・出産に向けて心身を整え、母親としての自覚を高める支援。 ・子育て支援センターと連携し、妊娠期から相談しやすい体制を作る。	こども家庭課
	②男性の生活的自立の促進	67	孤立しがちな高齢期の男性などに対する日常生活の自立に向けた支援に努めます。	(成果) 通信手段や食の確保に寄与しており、安定した在宅生活につなげる事ができている。 (課題) ＜福祉電話設置事業＞ 携帯電話の端末や利用料金の低廉化が進んでいることから、新規件数より廃止件数が多く、利用者数は減少傾向にある。 ＜食の自立支援事業＞ 調理員不足や配達員不足を理由に事業継続が困難であるとの声が上がっているため、民間事業者を含めて連携先を検討する必要がある。	A:計画通りに達成できた	2. 完了・廃止	本事業は、男女問わず通信手段や食の確保に困難を抱える高齢者を支援するものであり、施策目標の「②男性の生活的自立の促進」にそぐわないと考えるため。		高齢者支援課
	③男女共同参画の視点に立った少子化対策の充実	68	「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき「妊娠、出産、子育ての一貫した支援と環境の充実」に努め、子育て世代の移住・定住の促進を図ります。	(成果) 会議を開催し、効果検証・評価を行うという目標は達成できた。 (課題) 特になし。	A:計画通りに達成できた	3. 変更	下記の理由から今後の方向性について協議をお願いしたい。 ・会議を開催し進捗管理や評価を行うことが目標となっている。また、委員の男女比率についても、その他委員会であるため、男女登用率の集計対象ではない。 ・戦略のKPIを指標とすることもできるが、各課で実施している事業効果結果を記載したものなので、事業実施課より既に指標として挙げられていれば、重複する可能性がある。		企画政策室

重点目標(2)地域社会への男女共同参画の促進								
①地域社会での男女平等意識の啓発	69	地域社会での男女の対等な関係づくりと、様々な活動の中で常に男女平等意識が浸透するように継続的な啓発の充実に努めます。	(成果) 自治会連合会などで出前講座の周知を行い、固定的性別役割分担意識の解消を促すことが出来た。 家事・育児シェアシートを作成し、庁内各課協力のもと、結婚や出産など夫婦のライフイベントにあわせて配布を行っている。 (課題) 家事・育児シェアシートがどの程度実際に活用・利用されているか、実態を確認し、より利用しやすいシートに変えていくなど、啓発に対する新しいアクションが必要と思われる。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
②地域活動における男女共同参画の推進	70	様々な地域活動において、男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーや会員などへの情報提供や研修などの啓発の充実に努めます。	(成果) 出前講座や各種講座で情報提供を行うことが出来た。 (課題) 特になし。	B:概ね計画通りに達成できた	3. 変更	取組No.70と取組No.73を統合	様々な地域活動において、男女共同参画の視点が定着し、性別にかかわらず誰もが役割を担える環境づくりを目指し、地域団体のリーダーや会員等に対する研修や情報提供を通じて意識・啓発に努めます。	男女共同参画推進課
②地域活動における男女共同参画の推進	70	様々な地域活動において、男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーや会員などへの情報提供や研修などの啓発の充実に努めます。	(成果) 女性自治会長の参画について促進しているが、大幅な増加はしていない。 (課題) 今後も継続的に自治会長ハンドブックを含め促進を行う必要がある。	C:あまり達成できていない	1. 継続		事業所や地域団体等に対して、女性の参画促進の重要性・必要性について理解を得られるための周知・啓発、情報提供を進めます。	まちづくり推進課
②地域活動における男女共同参画の推進	71	男性の地域活動や子育て支援、ボランティア活動への参加を促す機会や情報の提供、相談、啓発の充実に努めます。	(成果) 出前講座や機会があるごとに情報提供を行うことが出来た。また、主催講座で男性の家事参加を促す講座を実施することが出来た。 (課題) 男性の講座参加について、講座内容について男性の心理的ハードルを下げる工夫が必要と思われる。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
②地域活動における男女共同参画の推進	72	地域活動のきっかけとなる講座やイベントを開催し、地域活動への多様な人の自主的な参加・参画の促進を図るとともに、地域コミュニティの再生と活性化を図ります。	(成果) 出前講座や各種講座で情報提供を行うことが出来た。 (課題) 特になし。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
②地域活動における男女共同参画の推進	72	地域活動のきっかけとなる講座やイベントを開催し、地域活動への多様な人の自主的な参加・参画の促進を図るとともに、地域コミュニティの再生と活性化を図ります。	(成果) 交流センターまつりや各種講座・イベントに多様な人が参加できている。 (課題) さらに、地域の外国人なども含めた多様な人が参加しやすいような広報を検討していく必要がある。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			まちづくり推進課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

1 男女協働による地域コミュニティづくり	②地域活動における男女共同参画の推進	72	地域活動のきっかけとなる講座やイベントを開催し、地域活動への多様な人の自主的な参加・参画の促進を図るとともに、地域コミュニティの再生と活性化を図ります。	(成果) 各地域に応じた内容の講座等を実施、地域活動のきっかけづくりに寄与できたと考えられる。 (課題) 各地域の現状を見直し、何が必要なのかを見定め、地域活動につながる学習の場を提供していく必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			生涯学習課
	②地域活動における男女共同参画の推進	73	地域の様々な活動について、性別にかかわらず活動の役割を担うことができるような意識啓発を図ります。	(成果) 性別にかかわらず活動の役割を担うことができた。 (課題) 自治会やまちづくり協議会の女性役員比率は低く、男性偏重の傾向がある。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			まちづくり推進課
	②地域活動における男女共同参画の推進	73	地域の様々な活動について、性別にかかわらず活動の役割を担うことができるような意識啓発を図ります。	(成果) 市民および各種団体に対し、まちづくり推進条例(概要版)の周知に継続して取り組み、理解促進に努めた。 (課題) 条例の周知は進んだものの、市民や団体同士のつながりを深め、まちづくりの広がりにつなげるためには、交流や協働を促す仕組みづくりを一層強化していく必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続	まちづくり推進条例(概要版)を活用し、市民等、地域活動団体、市民活動団体に周知を行う。		市民活動支援課
	②地域活動における男女共同参画の推進	73	地域の様々な活動について、性別にかかわらず活動の役割を担うことができるような意識啓発を図ります。	(成果) 出前講座で啓発動画などを活用して、啓発を行うことが出来た。 (課題) 特になし。	B:概ね計画通りに達成できた	2. 完了・廃止	取組No.70と取組No.73を統合		男女共同参画推進課
	③青少年の地域活動への参画促進	74	地域活動を行う子育て支援団体の活動の場を提供するとともに活動内容を確認し、活動しやすい環境作りに努めます。	(成果) 経費の一部を補助することで、子ども食堂を実施する団体の経済的負担を軽減することができた。 (課題) 子ども食堂を実施する団体が少なく、子ども食堂を実施したい方がいつでもどこでも開催できるような仕組みづくりを行う必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	2. 完了・廃止	こども食堂実施団体の支援を、令和7年度までは市の補助金により実施していたが、令和8年度からは、飯塚市社会福祉協議会の「飯塚市こどもの居場所づくり推進基金」による支援へと移行したため。	—	こども家庭課
	④障がい者の自立支援と地域活動への参加促進	75	障がい者に関する正しい理解を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加を促進するための支援の充実と環境の整備を図ります。	(成果) 市民向けの出前講座のなかで、障がい者の正しい理解を求める内容を含め講座やイベントをおこなった。 (課題) 事業所等についても合理的配慮が義務化されたため、事業所等への周知を強化していく。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			社会・障がい者福祉課
	⑤高齢者の自立支援と地域活動への参画促進	76	高齢者が気軽に通える教室などを開催し、地域において高齢者が集える場所づくりを促進し、地域住民との交流や地域活動などへの積極的参画を図ります。	(成果) 運動・栄養・口腔・物忘れチェック等を取り入れた複合プログラムにすることで、関心の幅を広げ、継続した教室参加を促すことができている。 (課題) 夏場の教室開催は熱中症のリスクが高まる状況であるため、自宅で継続して取り組める指導方法や宿題等の提案を検討する必要がある。	A:計画通りに達成できた	1. 継続	効果的な事業の推進のため市民のニーズ等を取り入れ、教室の内容や開催数を検討する。		高齢者支援課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

2 お け る 災 男・女 減 災 共 同 ・ 参 災 画 室	⑤高齢者の自立支援と地域活動への参画促進	77	高齢者がこれまで培ってきた知識と経験を活用することができるよう、シルバー人材センターの活動など、高齢者の力を生かす機会と場の充実に努めます。	(成果) シルバー人材センター及び福岡県生涯現役チャレンジセンターの事業について、広報紙掲載やチラシの設置、ポスターの掲示を行い周知を行うことができた。 (課題) シルバー人材センターの活動を広く周知し会員獲得や活動につなげるため、今後も継続した支援を行う必要がある。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			高齢者支援課
	⑥国際理解と国際交流の推進	78	地域に暮らす外国人との相互理解を深め、外国人も地域の一員として積極的にまちづくりに参画できる環境整備を促進します。	(成果) 男女・国籍問わず参加できるイベントを実施している。 (課題) 特になし	C:あまり達成できていない	1. 継続			国際政策課
	⑦地域活動団体への活動支援	79	各種地域活動の活性化を図るため、活動団体のネットワーク化やスキルアップに向けた情報提供を行うとともに活動基盤の強化などの支援を行います。	(成果) 一部のまちづくり協議会においては、SNSを活用した情報発信ができています。 (課題) 活動団体のネットワーク化に向けた取り組みが不十分である。SNSなどを活用した情報発信が不十分である。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			まちづくり推進課
	⑦地域活動団体への活動支援	79	各種地域活動の活性化を図るため、活動団体のネットワーク化やスキルアップに向けた情報提供を行うとともに活動基盤の強化などの支援を行います。	(成果) 出前講座や各種講座で情報提供を行うことが出来た。 (課題) より多くの市民や団体のセンター利用の機会が増えるよう団体登録数の増加やセンター(サンクス)の知名度を向上させていく必要がある。	A:計画通りに達成できた	1. 継続	—		男女共同参画推進課
	⑦地域活動団体への活動支援	80	市民、地域活動団体、事業者及び行政の協働による事業の推進を図ります。	(成果) 実行委員会制により、市民団体や個人の方々と協働して、企画立案・実施まで円滑に行うことが出来ている。 (課題) より多くのフォーラム参加に向けて、周知・広報活動についても今後注力していく必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
2 お け る 災 男・女 減 災 共 同 ・ 参 災 画 室	①防災・減災・災害復興の企画・立案における女性の参画促進	81	「飯塚市地域防災計画」や各種対応マニュアルの策定等の企画、立案において、女性の参画を促進することで、様々な立場の人のニーズに配慮するよう努めます。	(成果) 「飯塚市地域防災計画」の一部改正などを諮る防災会議の委員については、委員37名中女性委員が10名となった。 (課題) 積極的な委員選出を依頼しているが、30%を超えることができていない。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続		災害対策に必須である多様な視点での意見を得るため、引き続き女性委員の積極的な登用が必要なため。	防災安全課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

計画の復 促進に	②自主防災組織等への女性の参画促進	82	自主防災組織、地域での防災活動への女性の参画を働きかけるとともに、女性消防団員の確保に努めます。	(成果) 積極的な女性参加を呼びかけことで、4年で累計42名の女性地域防災リーダーの育成ができた。 (課題) 全体数では、15%程度のみにとどまっており、参加者数が多いとはいえない。	C.あまり達成できていない	3. 変更	当該地域防災リーダー育成講座の変更を検討しているため。	(引き続き当該講座実施の場合) 自主防災組織、地域での防災活動への女性の参画を働きかけるとともに、女性消防団員の確保に努めます。	防災安全課
重点目標(3)性の尊重とあらゆる暴力の根絶									
	①男女が互いを認め合うところを養う学習の推進	83	小・中学校において、発達段階に応じた指導を行い、全教育活動の場で自他の生命の大切さ・尊さや男女が互いを認めあうところを養います。	(成果) 道徳や保健体育等の授業において、発達段階に応じた計画的な指導が実施され、自他を尊重し男女が互いに認め合うための基礎的な意識醸成が図られた。 (課題) 特定の教科内に留まらず、学校生活のあらゆる場面で多様性を認め合う姿勢を定着させるとともに、児童生徒が主体的に考えを深めるための実践的な機会の拡充が必要である。	B.概ね計画通りに達成できた	1. 継続	次世代を担う子どもたちが、性別による固定観念に縛られず、互いの尊厳を認め合いながら自分らしく生きる力を育むためには、学校教育を通じた一貫性のある働きかけが不可欠だから。	小・中学校において、発達段階に応じた指導を行い、子どもたちが自分事として考えられる機会を設定することで、全教育活動の場で自他の生命の大切さ・尊さや男女が互いを認めあうところを養います。	学校教育課
	②市の刊行物などの表現への留意	84	市の刊行物や各課において作成・配布される印刷物などに、女性の性差別的助長につながるような表現がないか留意するとともに、研修などによる職員の意識啓発を進めます。	(成果) 男女共同参画推進員によるチェック体制を整備しており「男女共同の視点からの表現のガイドライン」等を用いた意識啓発ができています。 (課題) 特になし	A.計画通りに達成できた	1. 継続	—		男女共同参画推進課
	②市の刊行物などの表現への留意	84	市の刊行物や各課において作成・配布される印刷物などに、女性の性差別的助長につながるような表現がないか留意するとともに、研修などによる職員の意識啓発を進めます。	(成果) プランで定めた機会どおりに実施することができた。 (課題) 広報研修を除き、広報の発行時という毎月の定期的な業務での実施にとどまる。ただし、他の業務において実施が困難であるため、引き続き取り組んでいく必要がある。	A.計画通りに達成できた	1. 継続		飯塚市が毎月発行している広報いづか等、市が発行する発刊物において、固定観念で男女の役割分担がされたイラストや用語が使用されていないかチェックを行う。	企画政策室
	③健康づくりの普及・啓発	85	「第2次いづか健康都市基本計画」に基づき健康プラザ「いいけん広場」を拠点とした多様な健康事業の展開を図るとともに、市民の自発的な健康づくりのための啓発を行います。	(成果) 指定管理制度を活用して健康プラザの管理運営を行い、健康づくりの意識づけを行った。 (課題) 新型コロナウイルス感染症蔓延の影響があり、利用者数が低迷していたが、令和5年度の5類移行以降復調しつつある。	B.概ね計画通りに達成できた	2. 完了・廃止	目的が達成できたため	廃止	健康保健課
	③健康づくりの普及・啓発	86	健康診査の受診を奨励し、市民の健康管理の促進に努めます。	(成果) 関係機関の協力のもと、ナイト検診やレディースデイの開催回数を増やすことができた。 (課題) 受診者数が全国平均と比較して下回っている状況であること。	B.概ね計画通りに達成できた	1. 継続			健康保健課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

1 性の尊重と生涯を通じた男女の健康支援	③健康づくりの普及・啓発	87	健康づくりを支援するため、健康教育及び相談体制の充実を図ります。	(成果) 安心して相談できる場を提供するとともに指導や助言によって、健康に関する正しい知識の普及と相談者個々の悩みの解消に資することができた。 (課題) 当該事業の実施を知らない市民も多く、今まで以上に広報活動を通じて周知するとともに、より受けやすい環境づくりが課題である。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			健幸保健課
	③健康づくりの普及・啓発	88	「飯塚市健康づくり計画」の推進に努めます。	(成果) 健康づくりや食育の推進について、開催した会議にて進捗を確認し、ホームページを通じて、その内容を公表し、周知することができた。 (課題) 特になし	A:計画通りに達成できた	1. 継続			健幸保健課
	④生涯を通じた女性の健康支援	89	妊娠・出産に関する正しい理解を深め、安心・安全に妊娠、出産できる環境整備に努めます。	(成果) 妊婦健診を助成することにより、妊婦の経済的負担の軽減を行うことで、妊婦健診を受けやすくなり安全な出産につながることができた。 (課題) 特になし	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続	妊婦健診は保険適用外であることや健診回数が15回と多く個人が負担する費用が高額になるため、安全な出産を行うために必要な妊婦健診の受診控えを防ぐためにも健診費用の助成を行うべきであるため。		こども家庭課
	④生涯を通じた女性の健康支援	90	性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めます。	(成果) 安心して相談できる場を提供するとともに指導や助言によって、健康に関する正しい知識の普及と相談者個々の悩みの解消に資することができた。 (課題) 当該事業の実施を知らない市民も多く、今まで以上に広報活動を通じて周知するとともに、より受けやすい環境づくりが課題である。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			健幸保健課
	④生涯を通じた女性の健康支援	90	性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めます。	(成果) ホームページやポスター等で周知を行い、認知できる機会を増やした。 (課題) 特になし	A:計画通りに達成できた	1. 継続	不妊や不育症等に悩む方の力になるため、周知を行い支援していく必要がある。	ホームページでの周知やポスター・リーフレットの掲示を行い、不妊や不育症等に悩む方へ周知を行います。	こども家庭課
	④生涯を通じた女性の健康支援	90	性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めます。	(成果) 病院や大学と連携して、女性の健康やリプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に関する啓発を行うことが出来た。 (課題) 単独テーマとしての講座では専門性の高い内容であることもあり、講師の確保が難しい部分がある。	C:あまり達成できていない	3. 変更	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)という表現に改めるとともに、生涯を通じた男女の健康支援についての取組を行う点について追記する。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)や生涯を通じた男女の健康について、正しい理解と意識の浸透に努めます。	男女共同参画推進課
	④生涯を通じた女性の健康支援	91	妊娠・更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。	(成果) 安心して相談できる場を提供するとともに指導や助言によって、健康に関する正しい知識の普及と相談者個々の悩みの解消に資することができた。 (課題) 当該事業の実施を知らない市民も多く、今まで以上に広報活動を通じて周知するとともに、より受けやすい環境づくりが課題である。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			健幸保健課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

康 支 援	④生涯を通じた女性の健康支援	91	妊娠・更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。	(成果) 親子手帳の交付やホームページ等で事業の周知を行い、女性特有の悩みについて安心して相談できる体制をとった。 (課題) 健康教室については、マンパワー不足のため実施していない。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			こども家庭課
	④生涯を通じた女性の健康支援	91	妊娠・更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。	(成果) 安心して相談できる場を提供するとともに指導や助言によって、健康に関する正しい知識の普及と相談者個々の悩みの解消に資することができた。 (課題) 当該事業の実施を知らない市民も多く、今まで以上に広報活動を通じて周知するとともに、より受けやすい環境づくりが課題である。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			健幸保健課
	④生涯を通じた女性の健康支援	92	乳がん、子宮がんなど女性特有のがん検診や骨粗しょう症検診の充実を図るとともに、受診を奨励し市民の健康管理の促進に努めます。	(成果) 徐々にではあるが、受診率を向上することができた。 (課題) 対象年齢に無料クーポン券を郵送し、受診勧奨を行っているが、受診率が低位にあること。	A:計画通りに達成できた	1. 継続		乳がん、子宮がんなど女性特有のがん検診や骨粗しょう症検診の充実を図るとともに、受診を奨励し市民の健康管理の促進に努めます。	健幸保健課
	⑤望まない妊娠や性感染症の予防のための正しい知識の普及	93	望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発を図ります。	(成果) 年間の指導計画に従って、各学校で指導を行うことにより、啓発活動につながっている。 (課題) 男女共同参画の視点に立った教育の充実が必要である。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続	性に関する知識の普及・啓発は現代の児童生徒への指導は必要である。		学校教育課
	⑤望まない妊娠や性感染症の予防のための正しい知識の普及	93	望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発を図ります。	(成果) 保健所から依頼を受けた性感染症予防のポスター掲示や小冊子の窓口設置を行い、周知に取り組んだ。 (課題)	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			健幸保健課
	⑤望まない妊娠や性感染症の予防のための正しい知識の普及	93	望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発を図ります。	(成果) 特定妊婦(若年者や支援が必要な妊婦)における親子手帳交付時やその後の支援のなかで、面談等を通じた知識の普及・啓発を行うことができた。 (課題) 男性に対する望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発が不十分である。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			こども家庭課
	⑤望まない妊娠や性感染症の予防のための正しい知識の普及	94	発達段階に応じた性教育と、売買春及び女性に対する暴力は女性の人権侵害であることを浸透させる教育を実施します。	(成果) 発達段階に応じた性感染症の指導を行うことにより、性被害に対する正しい知識の獲得につながっている。 (課題) 発達段階に応じた指導の充実を検討していく必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続	発達段階に応じた性教育と、売買春及び女性に対する暴力は女性の人権侵害であることを浸透させる教育は必要不可欠であると考えます。		学校教育課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

	⑤望まない妊娠や性感染症の予防のための正しい知識の普及	95	自らが適切な判断を行えるような広報、啓発及び情報収集・提供を行います。	(成果) 公共施設や民間施設(商業施設・駅等)で配架やポスター掲示を行っている。 (課題) 現在は公共施設等での配架により年齢層を問わず一律同じの情報提供を行っているが、今後は年齢層に応じてそれぞれに必要な情報提供を行うことが必要と思われる。	B:概ね計画通りに達成できた	3. 変更	取組No.93との統合を検討するため。	望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及や自らが適切な判断を行えるような広報、啓発及び情報収集・提供を行います。	男女共同参画推進課
	⑤望まない妊娠や性感染症の予防のための正しい知識の普及	95	自らが適切な判断を行えるような広報、啓発及び情報収集・提供を行います。	(成果) 検診に使用するクーポン券を活用し、対象者への周知啓発を行うことができた。 (課題) 対象者が限定的であること。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			健幸保健課
	⑤望まない妊娠や性感染症の予防のための正しい知識の普及	95	自らが適切な判断を行えるような広報、啓発及び情報収集・提供を行います。	(成果) ホームページにて掲載依頼があった際には掲載を行ったり窓口でチラシ設置を行い啓発・情報提供を行った。 (課題) 国、県、保健所からの依頼に対し、掲載を行うだけでなく、より多くの人への周知を図っていく必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			こども家庭課
	①暴力を根絶するための基盤整備	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	(成果) 市報や市の行事に際して、情報提供や啓発を行うことが出来ている。 (課題) 特になし。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	①暴力を根絶するための基盤整備	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	(成果) 各所で虐待防止啓発のポスター・リーフレットを目にするようになり、様々な機関や市民からの情報提供が増えていることから、暴力を許さない意識啓発につながっていると考えられる。 (課題) SNS等様々な広報媒体を活用し、関係機関のみならず、市民全体の意識向上に繋げる必要がある。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			こども家庭課
	①暴力を根絶するための基盤整備	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	(成果) 虐待防止センターの周知が進み、相談件数の増加が支援件数の増加に繋がった。 (課題) 相談体制の充実の一方で、件数増加の要因として意識啓発の浸透に課題がある。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			社会・障がい者福祉課
	①暴力を根絶するための基盤整備	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	(成果) 毎年、パネル掲示を実施するとともに、子どもの人権問題などをテーマとした市報掲載を行うことができた。 (課題) 人権問題を取り巻く状況が変化中、最新の知見を取り入れた新規パネルを作成し、現状に即した的確な啓発情報の提供に努める。	A:計画通りに達成できた	1. 継続		子どもの人権問題に重点を置いたパネル掲示や市報掲載や啓発コーナーを通じて、誰もが人権の大切さを再認識できるような啓発の取り組みを推進します。	人権・同和政策課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

①暴力を根絶するための基盤整備	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	(成果) 関係機関との連携により高齢者虐待の防止や対応を行うことで、高齢者の権利擁護の推進を図ることが出来た。 (課題) 高齢者の権利擁護に適切に対応するため、専門的な資格をもった人材の確保が必要。	A.計画通りに達成できた	2. 完了・廃止	高齢者虐待を所管する当課としては、取組No.98と重複していると考えられるため。	高齢者支援課
①暴力を根絶するための基盤整備	97	被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	(成果) 県内や庁内における連携会議へ参加や開催を実施し、連携・情報共有を行うことが出来ている。 (課題) 特になし。	A.計画通りに達成できた	1. 継続		男女共同参画推進課
①暴力を根絶するための基盤整備	97	被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	(成果) 実務者会議において、非常勤特別職(医師・学識経験者)に参加を要請することで、要保護児童等がいる世帯への支援に活かすことができた。また市民や関係機関職員の児童虐待防止啓発のため、街頭啓発活動や講演会・研修会を開催した。 (課題) 関係機関合同の研修会等を実施するなど、関係強化を図っていく必要がある。	A.計画通りに達成できた	1. 継続	要保護児童・要支援家庭を早期発見できるように関係機関の間で情報の共有化を図り、それぞれの関係者や機関の役割分担を明確にし、迅速に支援を行う必要があるため。	こども家庭課
①暴力を根絶するための基盤整備	97	被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	(成果) 虐待防止センターの周知が進み、相談件数の増加が支援件数の増加に繋がった。 (課題) 相談体制の充実の一方で、件数増加の要因として意識啓発の浸透に課題がある。	A.計画通りに達成できた	1. 継続		社会・障がい者福祉課
①暴力を根絶するための基盤整備	97	被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	(成果) 行政職、医療職、介護職の連携を推進することで、高齢者が在宅で生活するための支援体制の充実を図ることが出来た。 (課題) 社会情勢の変化により、身寄りがあっても家族からの支援が得られない世帯が増加している。	A.計画通りに達成できた	1. 継続	関係機関の連携	高齢者支援課
①暴力を根絶するための基盤整備	98	DV防止法、ストーカー規制法、各種(児童、高齢者、障がい者)虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	(成果) 市報や市の行事に際して、情報提供や啓発を行うことが出来ている。 (課題) 特になし。	A.計画通りに達成できた	1. 継続		男女共同参画推進課
①暴力を根絶するための基盤整備	98	DV防止法、ストーカー規制法、各種(児童、高齢者、障がい者)虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	(成果) 対象者を少しずつ拡大させていながら研修を実施することができた。 (課題) 学習ニーズを把握しながら、研修対象者を拡大させつつ、ニーズに沿った研修機会の提供を行っていく必要がある。	A.計画通りに達成できた	1. 継続		こども家庭課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援	①暴力を根絶するための基盤整備	98	DV防止法、ストーカー規制法、各種（児童、高齢者、障がい者）虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	（成果） 虐待防止センターの周知が進み、相談件数の増加が支援件数の増加に繋がった。 （課題） 相談体制の充実の一方で、意識啓発の推進を強化し、各サービス事業所の支援体制の充実を図っていく必要がある。	A.計画通りに達成できた	1. 継続			社会・障がい者福祉課
	①暴力を根絶するための基盤整備	98	DV防止法、ストーカー規制法、各種（児童、高齢者、障がい者）虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	（成果） 関係機関との連携により高齢者虐待の防止や対応を行うことで、高齢者の権利擁護の推進を図ることが出来た。 （課題） 高齢者の権利擁護に適切に対応するため、専門的な資格をもった人材の確保が必要。	A.計画通りに達成できた	1. 継続		高齢者虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	高齢者支援課
	①暴力を根絶するための基盤整備	99	男女ともに自分の性を大切にし、また、相手を尊重するように、学校においても、発達段階に応じてデートDVやストーカー行為について学習する機会を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう、啓発に努めます。	（成果） 保健安全計画に基づく計画的な授業実施により、自他の人権を守るための基礎知識や、対等な関係性の重要性についての理解が広がった。 （課題） 知識の習得に留まらず、SNS等の身近な場面で起こり得るトラブルに対して、具体的な拒絶の意思表示や適切な相談行動を実践できるスキルの育成が求められる。	B.概ね計画通りに達成できた	1. 継続	人間関係が複雑化する思春期において、デートDV等のリスクから自分と相手を守るためには、一時的な知識の習得に留まらず、対等な関係を築くためのスキルを繰り返し学び、定着させることが不可欠であるため。	男女ともに自分の性を大切にし、また、相手を尊重するように、学校においても、発達段階に応じてデートDVやストーカー行為、SNS上のトラブルから発展するケースについて学習する機会を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう、啓発に努めます。	学校教育課
	②DV防止対策及び被害者保護の推進	100	DVの危険性を深く浸透させるとともに、正しい知識の普及などDV防止に関する啓発の強化に努めます。	（成果） 市報やホームページ、出前講座等を通じて、DVに対する情報発信を行うことが出来ている。 （課題） 特になし。	A.計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	②DV防止対策及び被害者保護の推進	101	被害者が安心して相談することができる体制の充実と対応する職員の資質向上を図ります。	（成果） 市報、ホームページ、講座等を通じて、相談窓口の周知を行うことが出来ている。また、相談員の研修も毎年度受講や情報提供が行えている。 （課題） 特になし。	A.計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	②DV防止対策及び被害者保護の推進	102	被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報保護など安全な生活の確保に向けた体制の整備に努めます。	（成果） 県内や庁内における連携会議へ参加や開催を実施し、連携・情報共有を行うことが出来ている。また、被害者保護のため警察や配偶者暴力相談支援センター、県住宅供給公社等とも連携を図っている。 （課題） 特になし。	A.計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

	②DV防止対策及び被害者保護の推進	102	被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報保護など安全な生活の確保に向けた体制の整備に努めます。	(成果) 専門職を配置したことにより、体制が強化し、専門的かつ効果的な支援を行えるようになった。 (課題) 今後も継続して被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報の保護に努める必要がある。また専門性の向上に努める必要がある。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			こども家庭課
	②DV防止対策及び被害者保護の推進	103	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	(成果) 令和4～7年度においては、DVからの避難のための緊急相談が15件あり、関係各課と連携を図る市営住宅へ2件の入居があった。 (課題) 今後も、DV被害者への措置として、公募時において単身での申し込み及び市営住宅等から市営住宅への住替えを認める。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			住宅課
	②DV防止対策及び被害者保護の推進	103	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	(成果) 母子家庭の母等の専門的な資格取得(看護師、准看護師、保育士、美容師など)や就職に繋ぐことができており、経済的な自立に貢献している。 (課題) 自立支援給付金の申請者が増えてきており、更なる予算の確保を行う必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			こども家庭課
	②DV防止対策及び被害者保護の推進	103	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	(成果) 生活保護面接相談や自立支援相談を継続的に実施し、相談者に寄り添った支援体制を構築。ひきこもり相談会等で周知を強化し、相談環境の整備を進めた。 (課題) 相談者へのさらなる相談アクセス向上や、重層的支援事業との連携強化が必要。関係機関との協働を深化させ、支援の切れ目をなくす取組を継続する必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			生活支援課
	②DV防止対策及び被害者保護の推進	103	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	(成果) 被害者保護のため、庁内関係部署のほか、警察や配偶者暴力相談支援センター、県住宅供給公社等とも連携を図ることが出来ている。 (課題) 特になし。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	③ハラスメントなどの防止対策の推進	104	ストーカー行為・セクシュアル・ハラスメントなど配偶者等、異性間の暴力防止に向けた啓発活動の推進に努めます。	(成果) 市報やホームページ、出前講座等を通じて、DVIに対する情報発信を行うことが出来ている。 (課題) 特になし。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
③ハラスメントなどの防止対策の推進	105	企業や団体へのハラスメントなどの防止対策や相談体制づくりへの働きかけに努めます。	(成果) 県から通知があり次第迅速に周知等を行った。 (課題) なし	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続		今年度もハラスメント等の相談・解決を目的とした県主催の「職場のハラスメント集中相談会」や平日に相談が困難な方に対する「日曜労働相談会」において共催を行うとともに市報やHP等において掲載することで、防止対策の推進に努めた。無料労働相談のチラシ配架、ポスター掲示を実施する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ	

28

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

	③ハラスメントなどの防止対策の推進	106	市職員へのハラスメントなどの防止対策や相談体制の充実及び意識啓発と研修会への参加促進に努めます。	(成果) ハラスメント相談員を増員し相談体制の強化を行い、ガイドライン周知を行った。 (課題) ハラスメントに対する共有認識及びハラスメントは許さないという組織風土の醸成を図る必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続		市職員へのあらゆるハラスメントの防止対策や相談体制の充実を図るとともに意識啓発・組織風土醸成の促進に努めます。	人事課
3 被害者支援	①性暴力に関する広報・啓発	107	性暴力防止及び性暴力被害者の相談機関の広報・啓発を行います。	(成果) 市報やホームページ、出前講座等を通じて、DVに対する情報発信を行うことが出来ている。 (課題) 特になし。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	②生命(いのち)の安全教育	108	発達段階に応じた「生命(いのち)を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を行います。	(成果) 性暴力は絶対に許されないという意識にを育ていることにつながっている。 (課題) 道徳や保健体育との授業との情報共有を行う必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続	発達段階に応じた「生命(いのち)を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育は現代の教育では必要不可欠であると考えます。	学校教育課	
重点目標(4)様々な困難を抱える人への支援									
1 ひとり親	①相談・情報提供の充実	109	ひとり親家庭の多様な問題に対応するため、家庭児童相談員や母子父子自立支援員による相談事業の充実を図るとともに、各種助成制度や自立支援メニュー等の情報提供を行います。	(成果) 母子父子の相談に対し、各種制度を紹介し、支援を支援を行うことができた。 (課題) お金の貸付等の場合に条件が厳しくかつ給付までに時間がかかる等の課題がある。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続			こども家庭課
	②経済的支援	110	児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭等医療費支給事業、児童クラブ利用料の減免により、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。	(成果) 母子・父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進するために手当を支給した。 (課題) 児童扶養手当の制度について周知を強化する。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続		児童扶養手当の支給により、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。	こども家庭課 こども若者支援課
	②経済的支援	110	児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭等医療費支給事業、児童クラブ利用料の減免により、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。	(成果) ひとり親家庭等医療費支給制度について、市ホームページや子育てガイドブック等で周知することができた。 (課題) 今後必要必要な人に情報が漏れなく行き渡るように制度について周知していく。	A:計画通りに達成できた	1. 継続		ひとり親家庭等医療費支給事業制度の周知を図り、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。	医療保険課
	②経済的支援	110	児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭等医療費支給事業、児童クラブ利用料の減免により、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。	(成果) 児童クラブ入所申請時に必ず減免対象であるか確認し、対象であれば減免申請を案内できている。 (課題) 入所申請時は減免対象ではなかったが、後日離婚されてひとり親家庭となった際に減免申請をされておらず、減免適用開始が遅れる世帯があった。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続		児童クラブ入所申請時、今後減免対象となった場合は、利用料の減免申請が必要であり、申請した翌月から減免となる旨の案内を徹底することで、すみやかに減免を適用しひとり親家庭世帯の経済的負担を軽減する。	学校教育課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

とり親家庭への支援	③生活の支援	111	生活上の問題で児童の養育が十分でない時に母子家庭が安心して生活できるように母子生活支援施設へ入所させ、自立促進のための生活支援を実施します。	(成果) 入所した世帯については、母子生活支援施設の職員と連携して自立に導くことができた。 (課題) なし。	A.計画通りに達成できた	1. 継続			こども家庭課
	③生活の支援	112	住宅に困窮する母子家庭に対し市営住宅入居の支援を行います。	(成果) 令和4～7年度公募(随時含む)においては、ひとり親向け住宅を9戸募集し、3戸の入居があった。また、一般住宅ではひとり親世帯54戸の入居があった。 (課題) 母子世帯のみではなく父子世帯に対する支援を行うため、ひとり親向けの住宅の公募を積極的に行っていく。	A.計画通りに達成できた	1. 継続			住宅課
	③生活の支援	113	ひとり親家庭に対し、一時的に家事や育児を行うことが難しくなった場合に、支援員が日常生活支援を行います。	(成果) 家事援助を行うことにより、ひとり親家庭の家事負担を軽減することができた。 (課題) 利用者数は少ないので、利用者拡大のための周知活動を強化する必要がある。	B.概ね計画通りに達成できた	1. 継続			こども家庭課
	④就業の支援	114	母子家庭の母、または父子家庭の父が、就労に有利な特定の資格を取得するため養成機関で修業する場合や就労を目的とした教育訓練講座を受講する場合に、給付金を支給し就業を支援します。	(成果) ひとり親家庭の母又は父が、就職に結びつく資格を取りやすいように給付金を支給することで、修学しながら生活できるように支援することができた。 (課題) なし。	B.概ね計画通りに達成できた	1. 継続		※困難女性支援法の取組・ソーシャルワーカーと連携して支援の取組を行っている。 書面公開している若年女性支援に等問題は作席している。	こども家庭課
	⑤就学の支援	115	経済的な理由により、小・中学校に通う子どもの就学援助を希望する保護者に対し、学用品や給食などの経費の一部援助を行います	(成果) 補助実施率100% (課題) 標準化システム導入とともに、就学援助の入学準備扶助費を保護者口座に入金できるよう制度を整え、保護者の負担軽減及び学校事務官の事務の負担軽減を図る。	A.計画通りに達成できた	1. 継続	就学援助事業は、学校教育法に基づく市町村の責務として経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行うものであり、教育の機会均等を確保して義務教育の円滑な実施を図り、もって保護者の経済的負担を軽減するため、継続を要する。	経済的な理由により、小・中学校に通う子どもの就学援助を希望する保護者に対し、学用品費などの経費の一部援助を行います	教育総務課
2部 落	①生活相談への積極的対応	116	生活上の様々な困難を解消すべく、行政や民間団体が連携し、福祉等の諸施策について情報の提供や総合的な支援を行います。	(成果) 関係各所との連携や情報共有や相談・支援等により、困難な問題を抱える人への支援を行うことができた。 (課題) 特になし。	A.計画通りに達成できた	1. 継続	—		男女共同参画推進課
	①生活相談への積極的対応	117	障がいのある児童を持つ親の悩みを受け止めるため、心理、教育等各分野における指導、助言を行うための相談事業を行います。	(成果) 保護者の悩みに応じて、教育相談を実施し、児童の発達に関する困り感の解消や克服に向けた学校との連携が図られてきた。 (課題) 保護者の相談が多岐にわたっているため、迅速且つ円滑な実施が必要である。	B.概ね計画通りに達成できた	1. 継続	—	障がいのある児童を持つ親の悩みを受け止めるため、心理、教育等各分野における指導、助言を行うための相談事業を行い、学校との連携を図り適切な支援につなげます。	学校教育課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

差別を受ける人、高齢者、障がいのある人、国籍による差別を受ける人等困難を抱える女性	②生活の支援	118	高い専門性が必要な場合や、複雑困難な事案などについても、ワンストップによる窓口対応を含めた、障がいの者の相談支援体制の充実を図ります。	(成果) 基幹相談支援センターの周知が進み、相談件数の増加が支援件数の増加に繋がった。 (課題) 基幹相談支援センターの支援体制だけでなく、ネットワークを強化することで各相談支援事業所の支援体制の充実を図っていく必要がある。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			社会・障がいの者福祉課
	②生活の支援	119	利用者に優しいバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立った整備・改善を促進します。	(成果) 障がいのある方へ、優しいバリアフリーとユニバーサルデザインの考え方のも対象者に対して助成をすることはできた。 (課題) バリアフリーやユニバーサルデザインは障がいだけでなく、高齢者対応やこども対応、妊婦対応など市内のすべての施設所管課が関係するため、全市民的な内容として振り返りなどした方が良いと思われる。	B:概ね計画通りに達成できた	3. 変更	障がいだけでなく、全市民的なバリアフリーとユニバーサルデザインについては都市計画課等の管理課にて市内施設のバリアフリーや方向性などは検討した方が良いと思われる。心のバリアフリーのことに特化し当該が所管として進捗をしていく方向で変更をしたほうがよいと思われるため。	障がいの者差別解消法の改正により義務化された合理的配慮の提供、不当な差別の取り扱いの禁止を、市内事業所等や団体に周知・啓発することにより、市内全域に心のバリアフリーの推進を図っていく。	社会・障がいの者福祉課
	②生活の支援	120	高齢者や障がいの者に必要な市営住宅の入居の支援を行い、入居者のニーズに応じ、住宅の模様替え申請を認めます。	(成果) 令和4～7年度公募(随時含む)においては、老人向け住宅を11戸、障がいの者向けの住宅を5戸募集し、老人向け住宅は7戸入居、障がいの者向けに2戸入居した。 また、一般の住宅でも、高齢者世帯92戸、障がいの者世帯13戸の入居があった。 (課題) 住宅の中には、高齢者・障がいの者の方等へ配慮した環境になっていないところもあるため、住宅の改修が必要な方には模様替え申請にて改修を認める。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			住宅課
	③ひとり暮らし高齢者の見守り活動の推進	121	ひとり暮らしの高齢者が孤立せず、安心して生活できるよう、地域における見守り活動を推進します。	(成果)小中学校との連携体制が定着し、4年間で多くの学校で認知症サポーター養成講座を実施できた。教本の配布により、若い世代への正しい知識の普及と、地域での見守り意識の醸成に寄与した。 (課題)一部の学校において、カリキュラムの都合上、実施が困難なケースがある。また、配布した教本が授業後にどの程度継続して活用されているか、定着度の把握が今後の課題である。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続		ひとり暮らしの高齢者が孤立せず、安心して生活できるよう、認知症について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	高齢者支援課
	④理解の促進と権利擁護の推進	122	障がいがあることや外国人であること、部落差別問題などに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれないよう、それぞれが抱える課題について理解の促進を図り、人権侵害の防止に努めるとともに、相談支援など権利擁護の取組を行います。	(成果) 県内や庁内における連携会議へ参加や開催を実施し、連携・情報共有を行うことが出来ている。 (課題) 特になし。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課

第2次後期プラン及び第3次プランに関する関係課ヒアリング結果

資料2-2

や、性的少数者等が安心して暮らせる環境整備	④理解の促進と権利擁護の推進	122	障がいがあることや外国人であること、部落差別問題などに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれよう、それぞれが抱える課題について理解の促進を図り、人権侵害の防止に努めるとともに、相談支援など権利擁護の取組を行います。	(成果) 部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消に向け、広報紙面や啓発物品等を利用し、啓発を行うことができた。 (課題) 引き続き、あらゆる機会、相談事業の周知に努めていく。	A:計画通りに達成できた	1. 継続		広報紙面や啓発物品等を利用し、幅広く相談事業の周知及び実施を行います。	人権・同和政策課
	⑤性的指向や性自認等に関する理解の促進	123	性的指向や性自認等に対する偏見や差別の解消をめざし、その理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。	(成果) 市報や市の行事に際して、情報提供や啓発を行うことが出来ている。 (課題) 特になし。	A:計画通りに達成できた	1. 継続			男女共同参画推進課
	⑤性的指向や性自認等に関する理解の促進	123	性的指向や性自認等に対する偏見や差別の解消をめざし、その理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。	(成果) 啓発パネル等を活用し、偏見や差別の解消を図ることができた。 (課題) 人権問題を取り巻く状況が変化中、最新の知見を取り入れた新規パネルを作成し、現状に即した的確な啓発情報の提供に努める。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続		広報紙面や啓発物品等を利用し、幅広く相談事業の周知及び実施を行います。	人権・同和政策課
	⑥性的指向や性自認等により悩みを抱える児童・生徒に対するきめ細かな対応	124	性的指向や性自認等により悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制等を充実させるとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さない人権教育を推進します。	(成果) 人権教育担当者研修会において、部落差別をはじめとする個別の人権課題についての研修を行い、各学校の取組の共有化と取組の充実に向けた協議などを行った。個別の人権課題については、性的指向を理由とする偏見・差別や性同一性障がいに関する人権問題についての内容も取り上げ、担当者を通じて学校教員の理解と実践化に繋げることができた。 (課題) 児童生徒が自ら悩みを相談できる環境づくりをさらに進めていく必要がある。	B:概ね計画通りに達成できた	1. 継続	—	各校の教育相談体制を整備し、性的指向や性自認等により悩みを抱える児童・生徒に寄り添い、いかなる理由でもいじめや差別を許さない人権教育を推進します。	学校教育課

第3次飯塚市男女共同参画プラン
（案）
（令和 9～13 年度）

令和8年7月現在
飯 塚 市

は じ め に

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1
(1) 世界の取組	1
(2) 国の取組	2
(3) 県の取組	3
(4) 飯塚市のこれまでの取組	3
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	5

第2章 男女共同参画に関する飯塚市の現状と課題

1 人口に関する現況	7
(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移	7
(2) 家族類型別一般世帯数の推移	8
2 雇用・就労の現状と課題	9
(1) 女性の年齢階級別労働力率の推移	9
(2) 雇用者の従業上の地位の状況	10
(3) こどもがいる夫婦の共働き世帯の推移	11
3 市民意識調査からみた現状と課題	12
(1) 固定的性別役割分担意識について	12
(2) 男女の地位の平等観について	13
(3) 家庭内の役割分担について	14
(4) 女性が職業をもつことについて	15
(5) 地域の役職や公職に就くことについて	16
(6) 女性への暴力について	18
4 事業所調査からみた現状と課題	22
(1) 従業員の男女比（正規従業員・パートタイム労働者）	22
(2) 役職別にみた管理職の男女比	22
(3) 育児休業制度・介護休業制度の明示の有無	23
(4) ワーク・ライフ・バランス推進の取組についての考え方	25
(5) ハラスメントの問題についての取組状況	26

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	27
2 計画の基本目標	28
3 計画の体系	30
4 本計画とSDGsの関連性	31

第4章 基本目標達成に向けた施策の展開

基本目標1 ジェンダー平等・男女共同参画への意識づくり

- 重点目標1 意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進
- 重点目標2 ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
- 重点目標3 家庭や地域におけるジェンダー平等・男女共同参画の促進

基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進

- 重点目標1 社会における意思決定過程への女性の参画の促進
- 重点目標2 働く場における女性の活躍促進
- 重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標3 男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくり

- 重点目標1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 重点目標2 生涯を通じた健康支援
- 重点目標3 様々な困難を抱える人への支援
- 重点目標4 防災における男女共同参画の促進

計画推進体制の充実

- 1 計画推進体制の充実・強化
- 2 市民や事業者等と行政の協働
- 3 男女共同参画推進センター「サックス」の機能充実
- 4 法的制度の整備・充実
- 5 国・県等との連携・協力体制の充実
- 6 特定事業主行動計画の推進

管理指標一覧

資料編

- 1 飯塚市男女共同参画推進条例
- 2 飯塚市男女共同参画推進条例施行規則
- 3 飯塚市男女共同参画推進センター条例
- 4 飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則
- 5 飯塚市男女共同参画推進本部設置規程
- 6 関係法
 - (1) 男女共同参画社会基本法
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 - (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
 - (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 7 用語の解説

※本文中(※)がついている言葉は、「用語の解説」で説明しています。
- 8 男女共同参画に関する国内外及び飯塚市の動き
- 9 飯塚市男女共同参画推進委員会委員名簿

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀における最重要課題と位置づけています。

本市においても、平成19年（2007年）7月に制定した「飯塚市男女共同参画推進条例」の理念に基づき、同年8月に「男女共同参画プラン」を策定して以来、第1次、第2次と計画を改定しながら、男女共同参画社会の実現を目指し、これまで様々な取組を進めてきました。

しかしながら、令和7年（2025年）に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、固定的性別役割分担意識は解消されつつあるものの、家庭・地域・職場など様々な場面において、性別による固定的な役割分担や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が依然として根強く、政策・方針決定過程における女性の参画が十分でないなど多くの課題が残っています。

さらに、経済情勢の変化や新たな課題など、社会の急速な変化に対応した施策が必要とされています。

こうした状況を踏まえ、前計画である「第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」の計画期間終了に伴い、これまでの取組の成果と課題を検証するとともに、新たな課題にも対応しながら、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的・計画的に推進するため、「第3次飯塚市男女共同参画プラン」を策定するものです。

2 計画策定の背景

(1)世界の取組

昭和50年（1975年）、国際連合は国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）を開催しました。その後、昭和55年（1980年）に第2回、昭和60年（1985年）に第3回、平成7年（1995年）に第4回の世界女性会議を開催し、各国に女性の地位向上に向けた取組を促しました。第4回世界女性会議（北京会議）で採択された「北京宣言」および「行動綱領」は、21世紀に向けてジェンダー平等（男女共同参画）と女性のエンパワーメントを目指すうえでの国際的な指針となりました。また、昭和54年（1979年）の第34回国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）では、男女の完全な平等の達成には社会や家庭における伝統的な性別役割分担の変更が必要であることや、女性に対する差別となる法律や規則、慣習、慣行を修正しなければならないことが謳われました。北京会議から5年を経た平成12年（2000年）には、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークの国連本

部で開催され、「政治宣言」および「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（「成果文書」）が採択されました。その後も、国連女性の地位委員会において、「行動綱領」および「成果文書」の実施状況について検討・評価が重ねられています。

平成22年（2010年）には、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関として国連女性機関（UN Women）が発足しました。UN Womenでは、令和7年（2025年）到北京会議から30年を迎えたことから、「北京+30行動アジェンダ」を掲げ、女性や少女の生活の質の向上を目指して、更なるジェンダー平等推進に向けた国際的なキャンペーンに取り組んでいます。

平成27年（2015年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標のうちの目標5に「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを図る」が掲げられました。さらに、すべての目標の実現において、ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワメントは死活的に重要な貢献をするものであり、すべての政策の各段階にジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー主流化」が不可欠であるとされています。

（2）国の取組

国は、昭和60年（1985年）に「女子差別撤廃条約」を批准し、これに伴い昭和61年（1986年）には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）が施行されるなど、男女平等を進めるための関連法令の整備が進められました。平成11年（1999年）には、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、翌年には同法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。平成13年（2001年）には、内閣府に男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成に向けて推進体制が強化されました。

また、平成13年（2001年）には、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）防止に向け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が施行され、以後改正を重ねて施策の実効性を高めてきました。

平成19年（2007年）には、男性を含めた働き方の見直しなど、仕事と生活の調和の実現に向け、政労使の合意のもとで「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定されました。平成27年（2015年）には女性の職業生活における活躍推進を目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が、平成30年（2018年）には国政選挙及び地方選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

さらに、令和6年（2024年）には、経済的困窮やDV被害・性暴力被害など女性を巡る課題が多様化・複雑化している状況に対処するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）が制定されるなど、新たな課題への対応も進められています。

令和8年（2026年）には、指導的地位への女性の参画に向けた取組の強化や地域における男女共同参画の推進を掲げた「第6次男女共同参画基本計画」が策定されています。

（3）県取組

福岡県においては、男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成13年（2001年）に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、翌年には「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。また、平成18年（2006年）には「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定され、いずれの計画も、5年ごとに新たな計画が策定されています。

平成31年（2019年）には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」（以下「県性暴力根絶条例」という。）が公布され、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、全国に先駆けた先進的な取組が進められています。さらに、令和6年（2024年）には、女性支援新法に基づき「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」が策定されました。

令和8年（2026年）には、男女共同参画に関連する様々な課題に対応する施策を総合的に推進していく観点から、上記の3つの計画を統合した「第6次福岡県男女共同参画計画」が策定されています。

（4）飯塚市のこれまでの取組

本市では、平成8年（1996年）に女性センター（現男女共同参画推進センター「サンクス」）を開館し、啓発事業の実施に加え、女性の悩みや不安に対応する相談事業を行うなど、早期から男女共同参画の推進に取り組んできました。

平成17年（2005年）には旧「飯塚市男女共同参画推進条例」を公布し、平成18年（2006年）には1市4町が合併、翌年には新たな「飯塚市男女共同参画推進条例」を公布するとともに、「飯塚市男女共同参画プラン」を策定しました。その後も5年ごとに計画を見直し、総合的かつ計画的に男女共同参画施策を推進してきました。

平成27年（2015年）には、女性の委員の登用を積極的に促進することを目的に、審議会等の委員の女性の人材に関する情報の収集及び提供を行う「女性人材バンク」を設置し、政策や方針決定の場における女性の参画拡大を図ってきました。

平成28年（2016年）には、「飯塚市DV対策庁内連携会議設置規程」の制定により、庁内各

部署が相互に連携してDVの防止及びDV被害者への的確な支援を行うとともに、相談者の状況に応じたワンストップ相談体制を確立し、一人ひとりに寄り添った迅速な支援体制の確保に努めてきました。

また、平成30年(2018年)には、市長をはじめとする特別職がイクボス宣言を実施し、これを皮切りに、市内事業所等を対象に部下やスタッフ及び自らのワーク・ライフ・バランスを考えることができる経営者・管理職を増やすことを目的とした「イクボス推進事業」を展開するなど、嘉飯圏域定住自立圏連携事業としての取組も行ってきました。

さらに、近年では、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)や固定的な性別役割分担意識の解消に向け、地域や事業所などに職員を講師として派遣する「出前講座」を行うとともに「家事シェア・育児シェアシート」の活用を呼びかけ、家庭内での役割分担について見直すきっかけとなるよう、具体的な行動変容へ向けた取組を推進しています。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市における男女共同参画の推進に向けた施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とし、今後の取組の方向性とともに、施策の推進にあたり実施すべき事項を定めるものです。

本計画の策定にあたっては、国の「第6次男女共同参画基本計画」及び「第6次福岡県男女共同参画計画」を踏まえるとともに、「第3次飯塚市総合計画」をはじめとする本市の各種関連計画との整合性を図っています。

また、本計画は、以下の法令等の規定に基づく計画として位置付けます。

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」、及び飯塚市男女共同参画推進条例第17条第1項の規定に基づく「基本計画」
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)第8条第3項の規定に基づく「市町村基本計画」

4 計画の期間

本計画は、令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）を目標年度とする5か年計画とします。そのため、第4章の重点目標ごとに定める数値目標は令和13年度（2031年度）の目標値とします。

5 計画の策定体制

(1)男女共同参画に関する市民意識調査の実施

本計画の策定に先立ち、市民の男女共同参画に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権に関する意識・実態等を把握するために、「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

●市民意識調査の実施概要

調査対象	市内在住の18歳以上の男女から無作為抽出した3,000人
調査方法	郵送法（郵送による配布、郵送・Web併用回収）
調査期間	令和7年10月10日～10月31日
回収結果	有効回収数：1,011件（有効回収率：33.7%）

(2)女性の労働状況に関する事業所調査の実施

働く場における女性の活躍に関する施策を検討する基礎資料として、本市に所在する事業所における従業員の就業状況等を把握するために、「女性の労働状況に関する事業所調査」（以下「事業所調査」という。）を実施しました。

●事業所調査の実施概要

調査対象	飯塚商工会議所、飯塚市商工会及び飯塚医師会の協力により抽出した、市内に所在する1,000社
調査方法	郵送法（郵送による配布、郵送・Web併用回収）
調査期間	令和7年10月10日～11月7日
回収結果	有効回収数：323件（有効回収率：32.3%）

(3)飯塚市男女共同参画推進委員会における審議

本計画の策定にあたっては、飯塚市男女共同参画推進条例第39条に基づき、学識経験者や

関係行政機関の職員、社会活動団体の代表、公募の委員で構成する「飯塚市男女共同参画推進委員会」において、必要な事項について審議を行いました。

(4)市民意見募集(パブリックコメント)の実施

飯塚市男女共同参画推進委員会の審議を経て、令和8年(2026年)12月に、第3次飯塚市男女共同参画プラン案を市の窓口やホームページで公表し、市民からの意見募集を行いました。

第2章 男女共同参画に関する 飯塚市の現状と課題

1 人口に関する現況

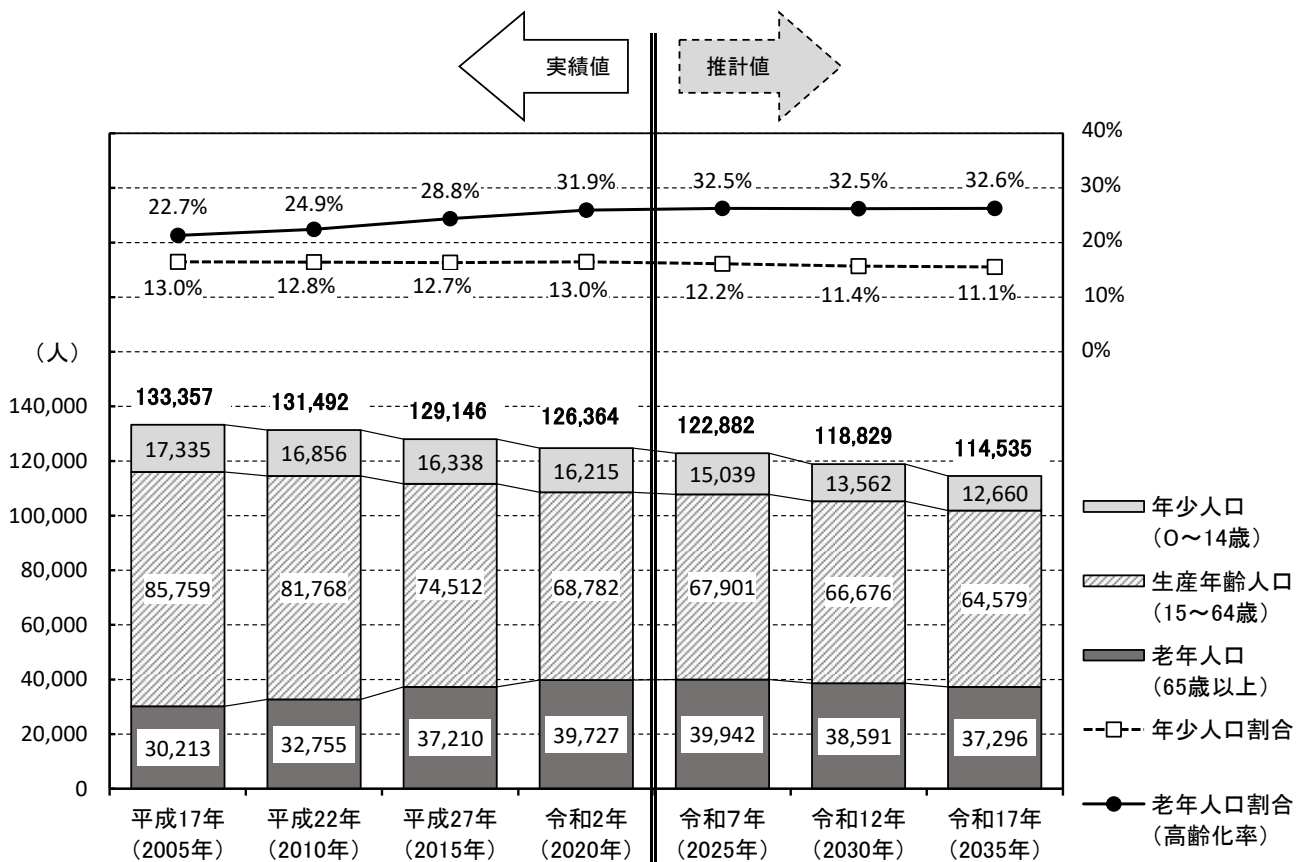
(1)総人口及び年齢3区分別人口の推移

本市における人口の推移をみると、平成17年（2005年）には133,357人でしたが、令和2年（2020年）には126,364人と、6,993人の減少となっています。また、令和17年（2035年）までの推計値をみると、今後も人口は減少していくと推計されています。

年齢3区分別の人口をみると、15～64歳の生産年齢人口の割合は減少傾向であるのに対し、65歳以上の老年人口割合が増加しています。2025年以降の推計値では年齢3区分別の人口構成には大きな変化はみられず、老年人口の割合が約3分の1を占める状態が続くとみられています。

今後、本市においては人口減少、特に年少人口や生産年齢人口の減少が進む可能性があり、地域の活力維持が課題になると思われるため、性別に関わらず仕事や地域活動、家庭生活に参画できる環境づくりが求められます。

図表2-1-1 総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：2005～2020年 国勢調査（総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない）

：2025年、2030年、2035年 第3次飯塚まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン編

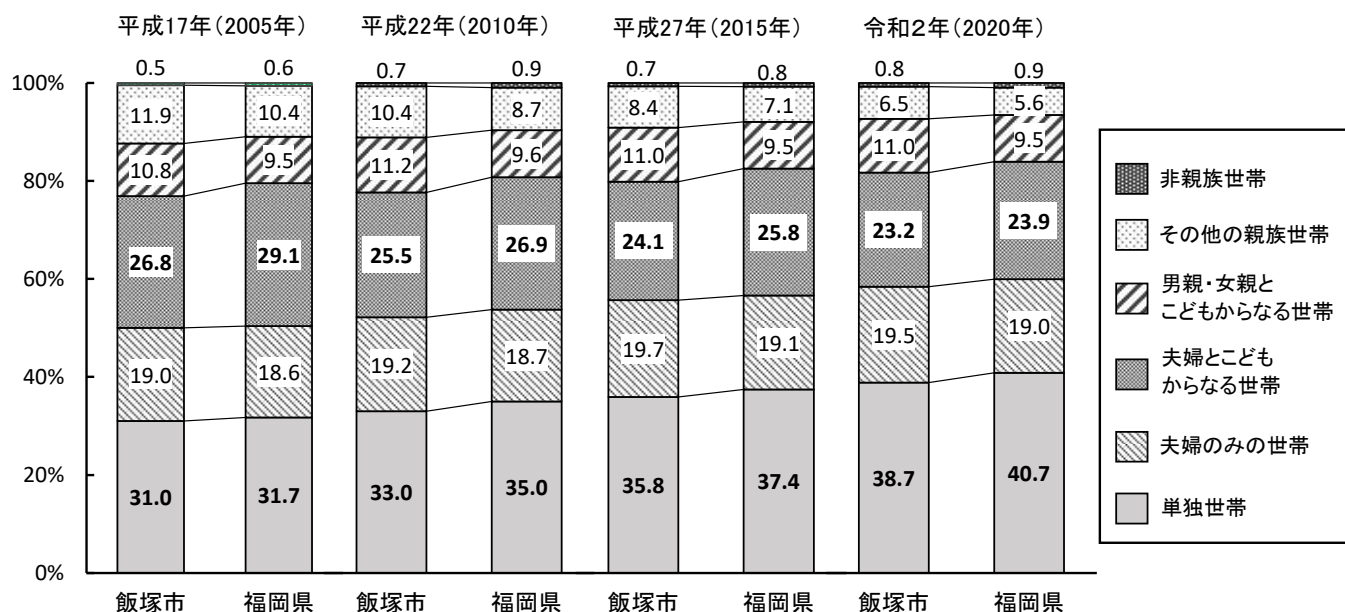
(2) 家族類型別一般世帯数の推移

本市の家族類型別一般世帯数の割合をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」については平成17年（2005年）の26.8％から令和2年（2020年）には23.2％と減少傾向にあります。一方、「単独世帯」の割合は平成17年（2005年）の31.0％から令和2年（2020年）には38.7％と増加しています。また、三世代同居などの「その他の親族世帯」は、平成17年（2005年）の11.9％から令和2年（2020年）には6.5％と減少しています。「夫婦のみの世帯」や「男親・女親と子どもからなる世帯」の割合は平成17年（2005年）から令和2年（2020年）まで大きな変化はみられませんが、全体的な傾向としては、本市においても世帯規模の縮小が進んでいます。

福岡県と比べると、「単独世帯」の割合がやや低いなどわずかな差はみられるものの、おおむね同じような数値となっています。

本市においても、世帯規模が縮小傾向にあり、子育てや介護を家庭だけではなく地域等でも支える仕組みづくりが必要です。

図表2-1-2 家族類型別一般世帯数の推移(福岡県比較)



資料：各年国勢調査

注：一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

●親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。
 なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員等）がいる場合もここに含まれます。

●非親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。

●単独世帯：世帯人員が1人の世帯。

今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分類型としています。

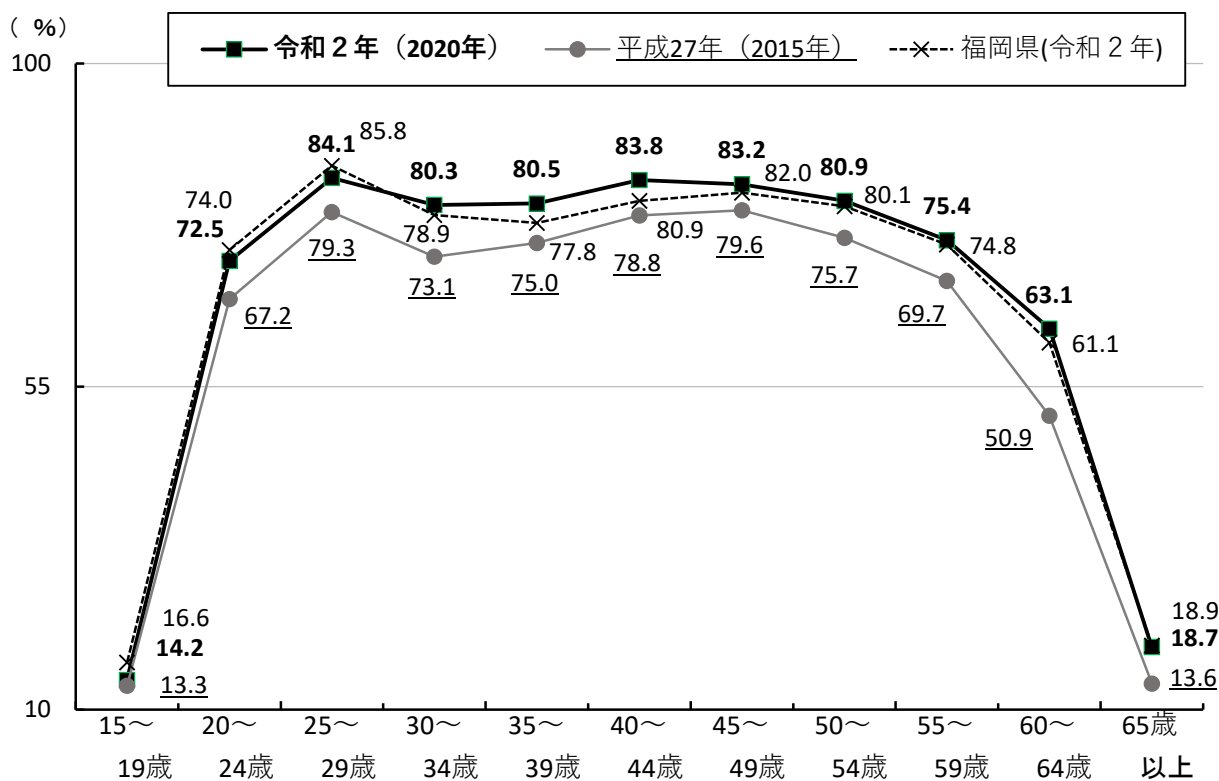
2 雇用・就労の現状と課題

(1) 女性の年齢階級別労働力率の推移

本市の女性の年齢階級別労働力率は、25～29歳は84.1%ですが、30～34歳になると80.3%、35～39歳では80.5%と減少し、40～44歳では83.8%と増加に転じています。結婚や出産をきっかけに仕事を辞め、子育てが一段落したら就業をするM字型就労の傾向がみられます。しかし、平成27年（2015年）と比べると、各年齢とも女性の労働力率は上昇しています。また、福岡県と比較すると、30歳から64歳までの労働力率は福岡県よりも高く、特に35歳から44歳までは約3ポイント高くなっています。

本市においては、結婚や出産、育児期に就業を中断する状況が依然としてみられる一方、女性の労働力率が高まっています。性別に関わらず仕事と育児や介護等を両立できる職場環境の整備や、家庭での家事や育児の分担を進めることが、今後さらに重要になると思われます。

図表2-2-1 女性の年齢階級別労働力率の推移(福岡県比較)



資料:令和2年(2020年)国勢調査

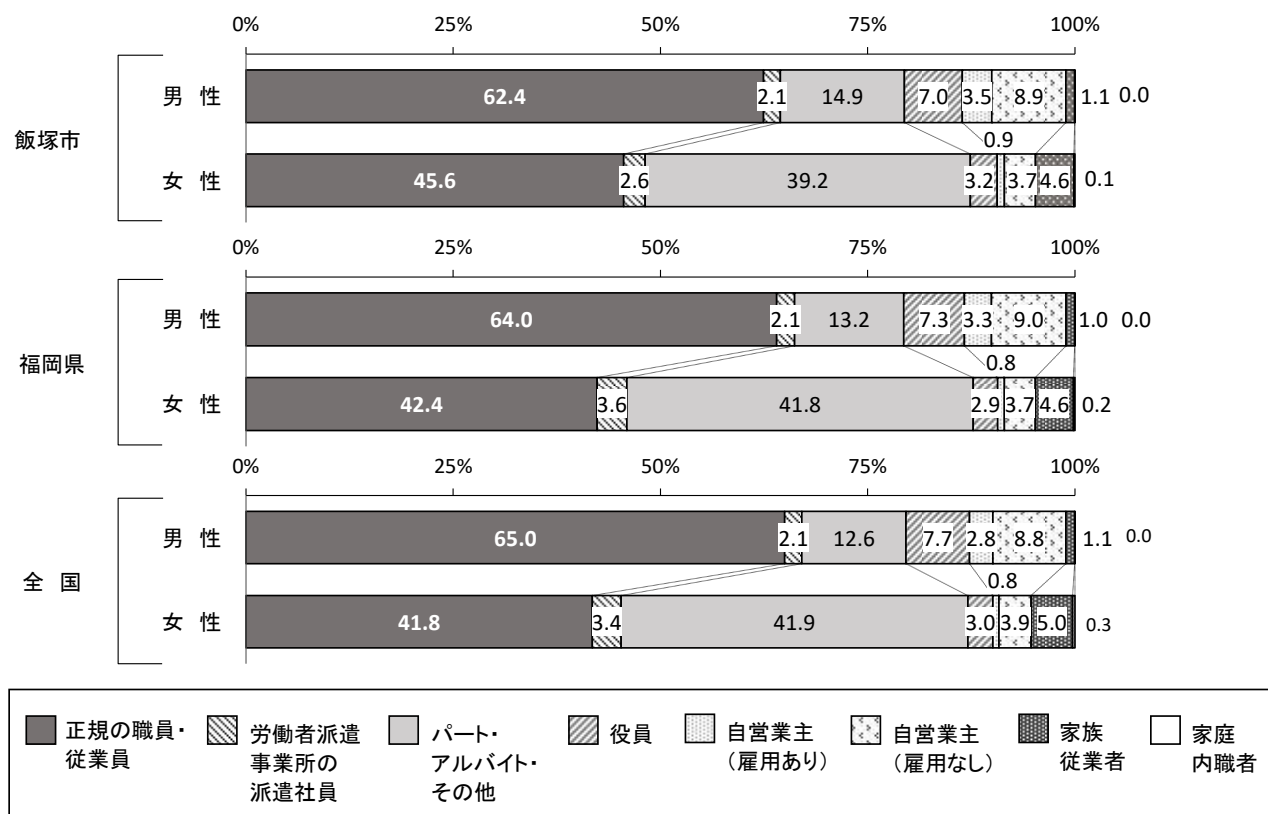
(2)雇用者の従業上の地位の状況

雇用者の従業上の地位をみると、男女とも「正規の職員・従業員」が最も多くなっていますが、女性は男性に比べて16.8ポイント低く、「パート、アルバイト、その他」が39.2%で2番目に多くなっています。また、女性は男性に比べて「役員」「自営業主（雇用あり）」「自営業主（雇用なし）」などの割合が低く、「家族従業者」の割合がやや高くなっています。

全国や福岡県と比べると、本市は男性の「正規の職員・従業員」の割合がやや低く、「パート、アルバイト、その他」が高くなっています。また、女性は「正規の職員・従業員」がやや高くなっていますが、全体的な傾向には大きな差はみられません。

女性は男性に比べて正規雇用の割合が低く、非正規雇用の割合が高い状況がみられます。また、役員や自営業主など経営や意思決定の立場に就く女性も男性に比べて少なくなっています。男女間格差の解消や、女性の意思決定過程への参画を進める必要があります。

図表2-2-2 雇用者の従業上の地位(全国、福岡県比較)



資料:令和2年(2020年)国勢調査

※従業上の地位「不詳」は除いている

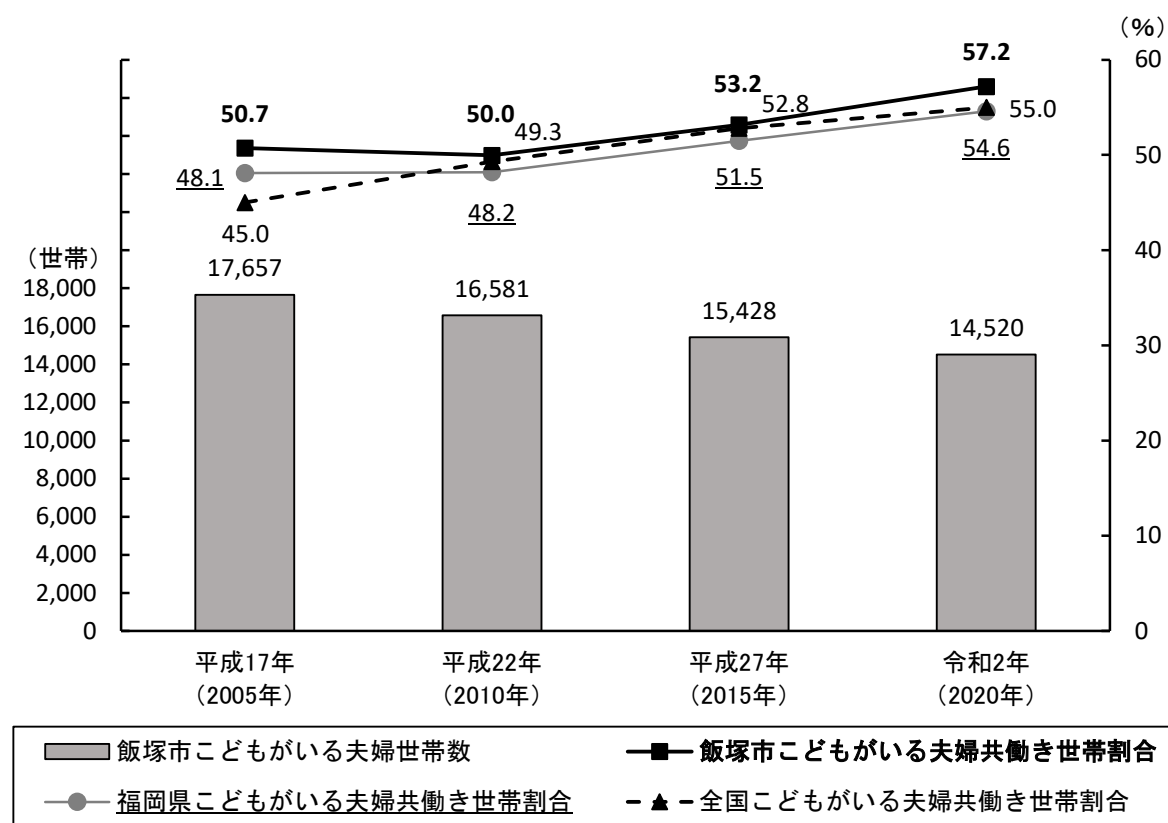
(3)こどもがいる夫婦の共働き世帯の推移

本市のこどもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移をみると、平成17年（2005年）の50.7%から令和2年（2020年）では57.2%と6.5ポイント増加しており、こどもがいる夫婦の世帯の6割近くが共働き世帯となっています。

全国、福岡県と比べると、本市のこどものいる共働き世帯の割合は、いずれの年も国や県を上回っています。

今後もこどもがいる夫婦の共働きの割合は高まると見込まれることから、家庭における男女共同参画の促進や、子育て環境の充実、職場の理解促進等が必要です。

図表2-2-3 こどもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移(全国、福岡県比較)



資料：各年国勢調査

3 市民意識調査からみた現状と課題

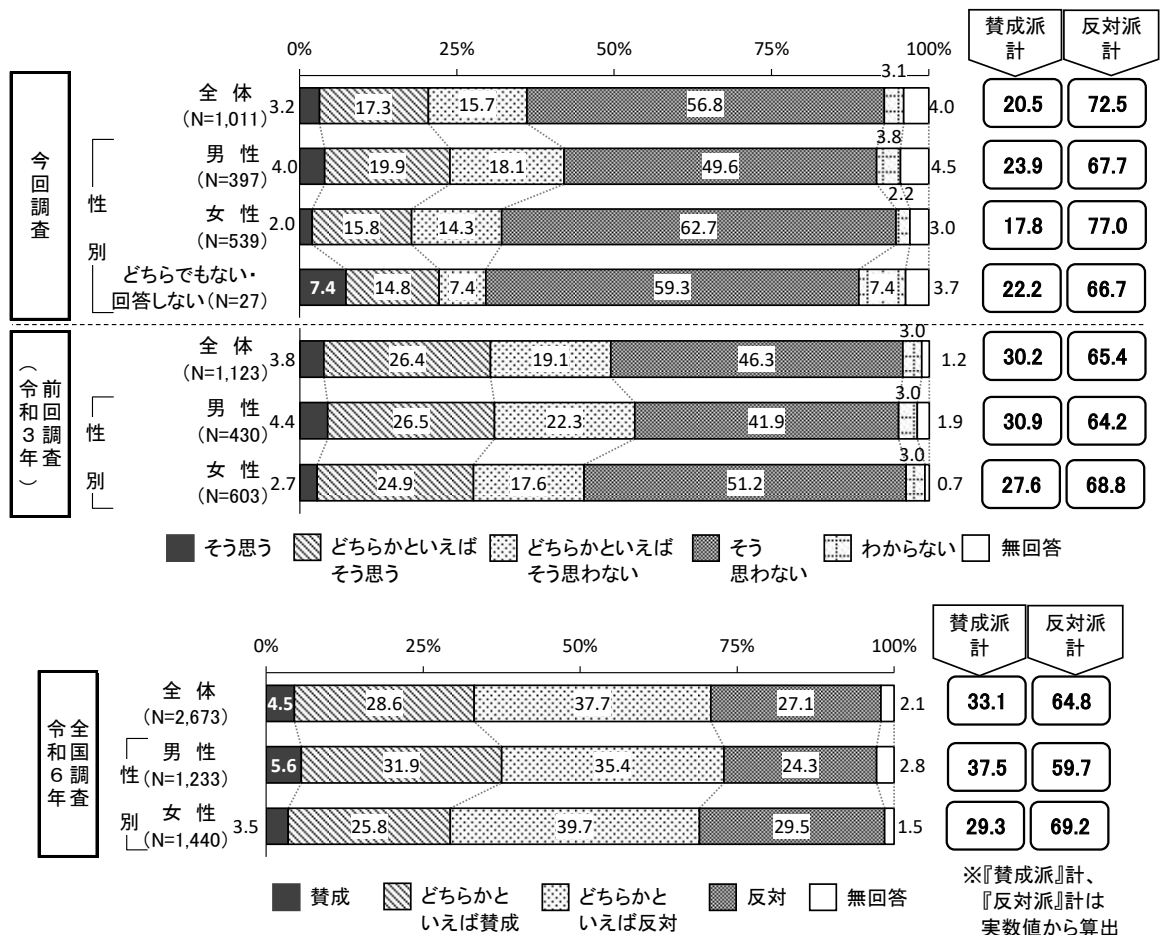
(1) 固定的性別役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思う」(3.2%)と「どちらかといえばそう思う」(17.3%)をあわせた『賛成派』は20.5%で、「そう思わない」(56.8%)と「どちらかといえばそう思わない」(15.7%)をあわせた『反対派』は72.5%と、性別役割分担意識を容認しない人が52ポイント上回っています。特に、女性の『反対派』は男性を9.3ポイント上回り、女性の方が『反対派』の人が多くなっています。前回調査と比べると、男女とも『賛成派』が減少し、『反対派』が増え、特に女性で増加しています。

令和6年9月に実施された内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」(以下、全国調査という)と比べると、男女ともに性別役割分担を容認しない人は本市の方が多くなっています。

本市では、固定的な性別役割分担意識は解消されつつあると思われます。しかし、性別等によって意識に差がみられ、今後はこれらの意識差を解消していくことが課題です。

図表2-3-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別]
(前回・全国調査比較)



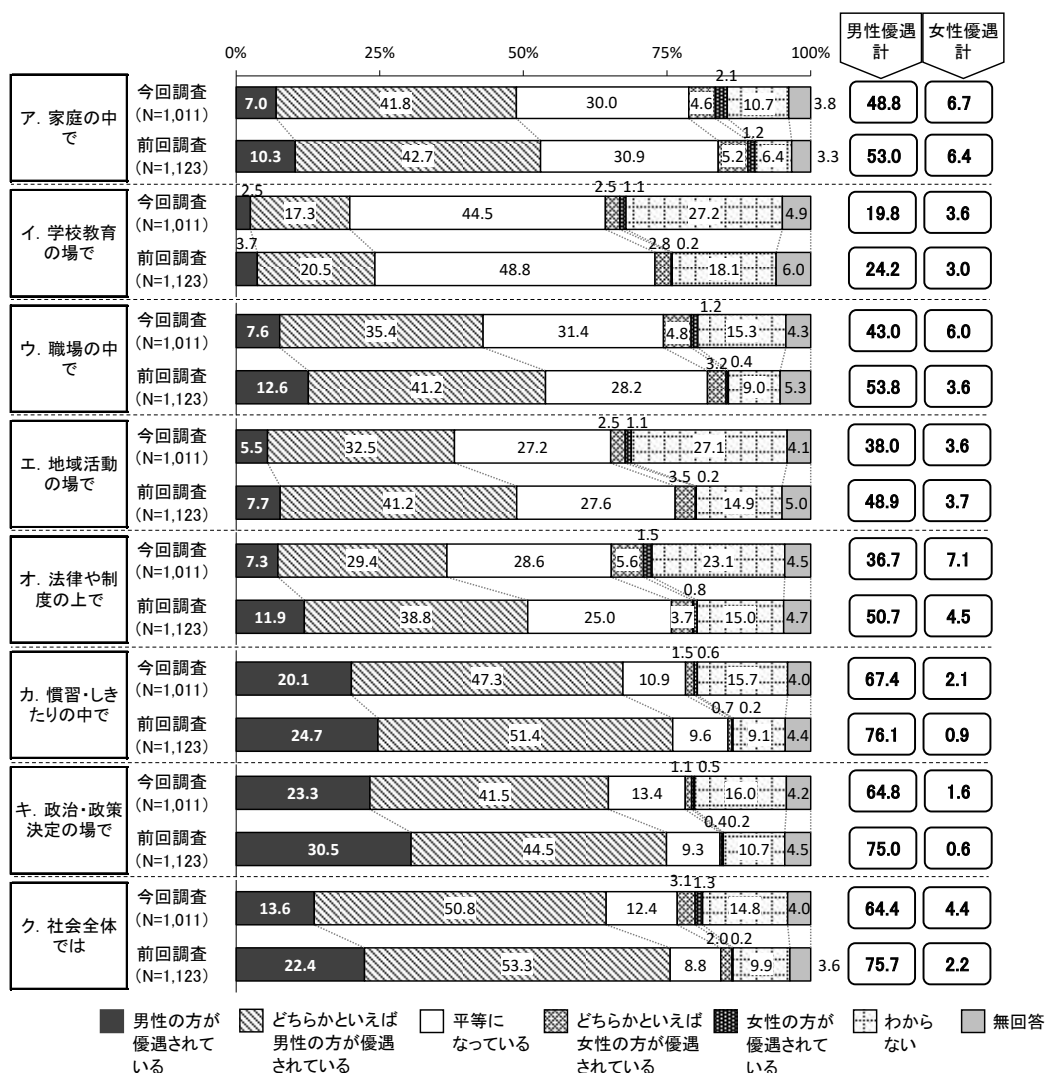
(2)男女の地位の平等観について

社会における様々な分野での平等観について『男性優遇』と考える人の割合は、「慣習・しきたり」「政治・政策決定の場」「社会全体」で6割台と高く、「家庭の中」「職場の中」で4割台、「地域活動の場」「法律や制度の上」で3割台などとなっています。「学校教育の場」については、「平等になっている」が4割台半ばと最も高くなっています。

前回調査と比べると、すべての分野で『男性優遇』の割合が5～14ポイント程度低下していますが、今回調査ではいずれの分野でも「わからない」が増加しており、「平等になっている」割合は、「職場の中」「法律や制度の上」「政治・政策決定の場」「社会全体」でやや増加したものの、それほど大きな変化はみられません。

社会の様々な場面において、現在も平等になっていないと認識されており、特に慣習や政治、社会全体で『男性優遇』との認識が根強くなっています。

図表2-3-2 分野別にみた男女の地位の平等観[全体](前回調査比較)

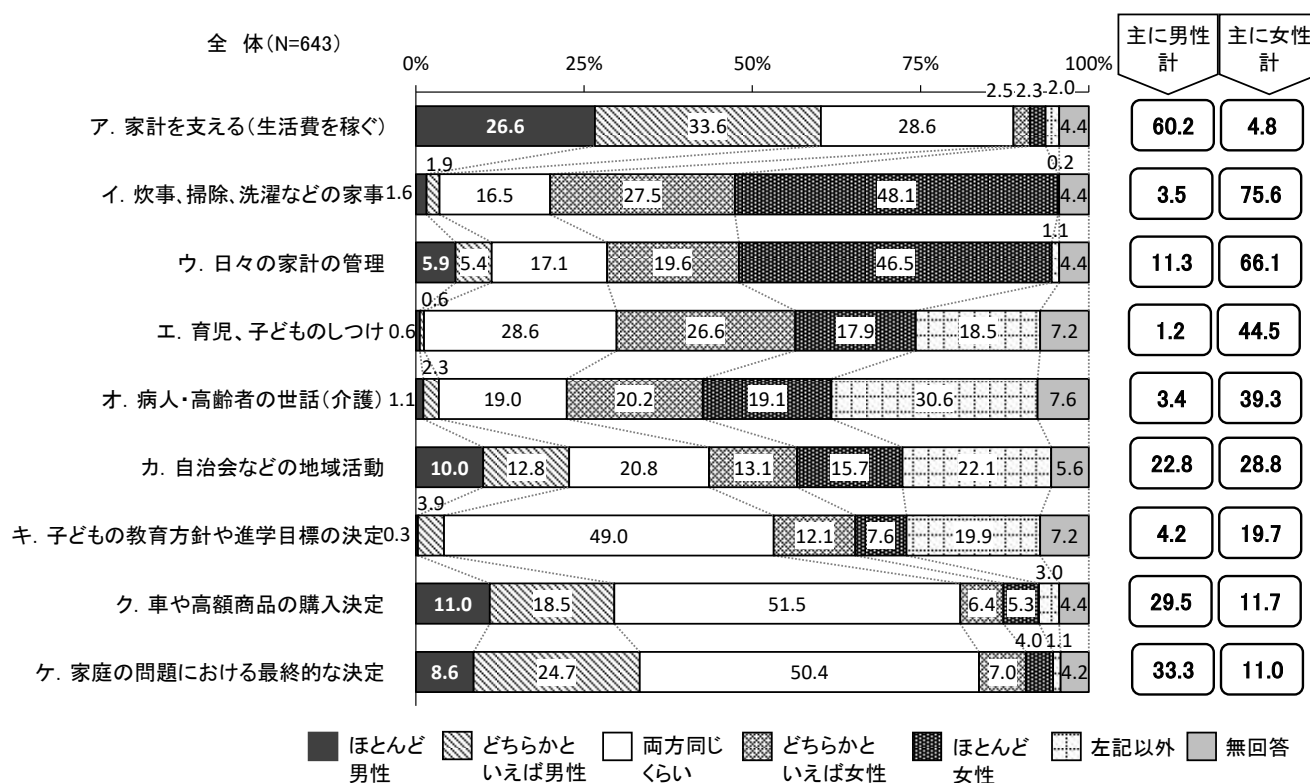


(3) 家庭内の役割分担について

家庭内での男女の役割分担をみると、「家計を支える（生活費を稼ぐ）」は、『主に男性』が約6割と高く、一方、『主に女性』は「炊事、掃除、洗濯などの家事」で7割台半ば、「日々の家計の管理」で6割台半ばと高く、「病人・高齢者の世話（介護）」や「育児、子どものしつけ」といった家族のケアも、女性が多く担っている結果となっています。また、「車や高額商品の購入決定」「家庭の問題における最終的な決定」という家庭内の重要な決定については約半数が「両方同じくらい」と回答しているものの、『主に男性』が3割前後を占めています。また、「子どもの教育方針や進学目標の決定」も「両方同じくらい」が約半数を占めています。

家庭内での役割分担は、前回調査に比べると平等になりつつあるものの、依然として「稼得役割は男性、家事や家族のケアは女性」「重要事項の決定は男性」といった家庭内での性別役割分担が行われていることがうかがえます。今後は、意識面での変化をいかにして行動の変化につなげていくかを検討する必要があります。

図表2-3-3 家庭での男女の役割分担[全体]

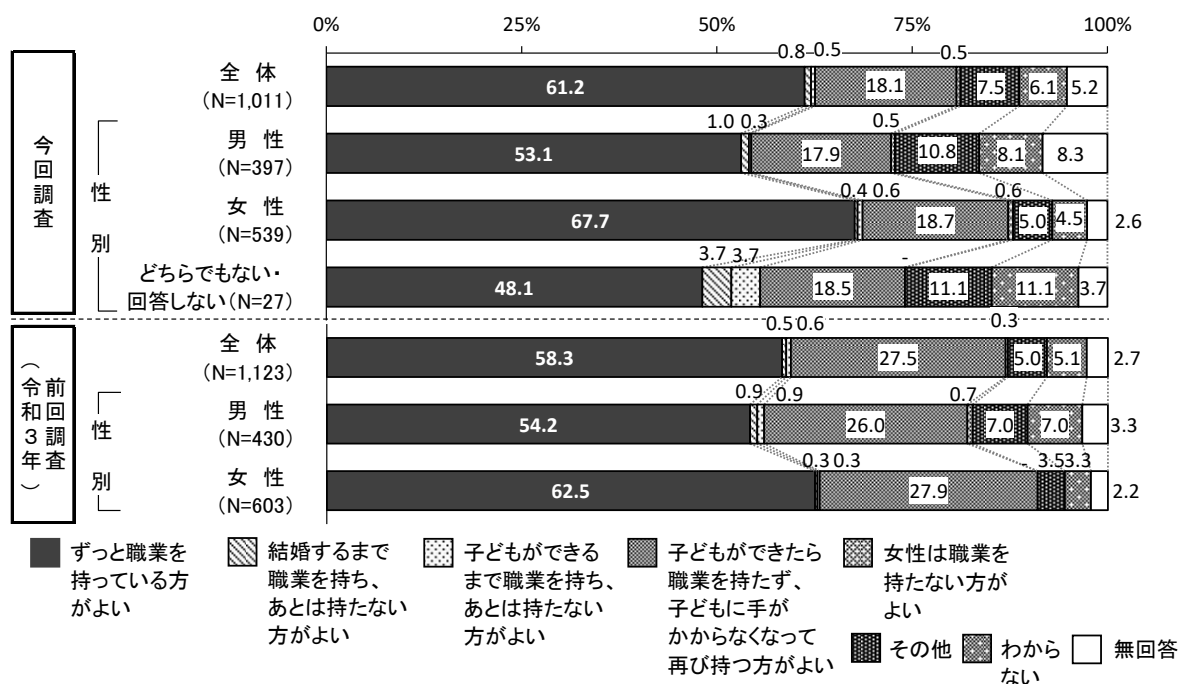


(4)女性が職業をもつことについて

女性が職業を持つことについては、「ずっと職業を持っている方がよい」という就労継続が男女とも最も多く、特に女性は7割弱で男性より14.6ポイントと大きく上回っています。「子どもができたら職業を持たず、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい」といういわゆるM字型就労の働き方は、男女とも2割弱で2番目に多くなっていますが、前回調査に比べて8～9ポイント程度減少しています。

女性が結婚や出産に関わらず就労継続するのが望ましいと考える傾向がより強まっており、仕事と家事や育児、介護との両立を可能にする環境整備が、これまで以上に求められることと思われます。

図表2-3-4 女性が職業を持つことについて[全体、性別](前回比較)

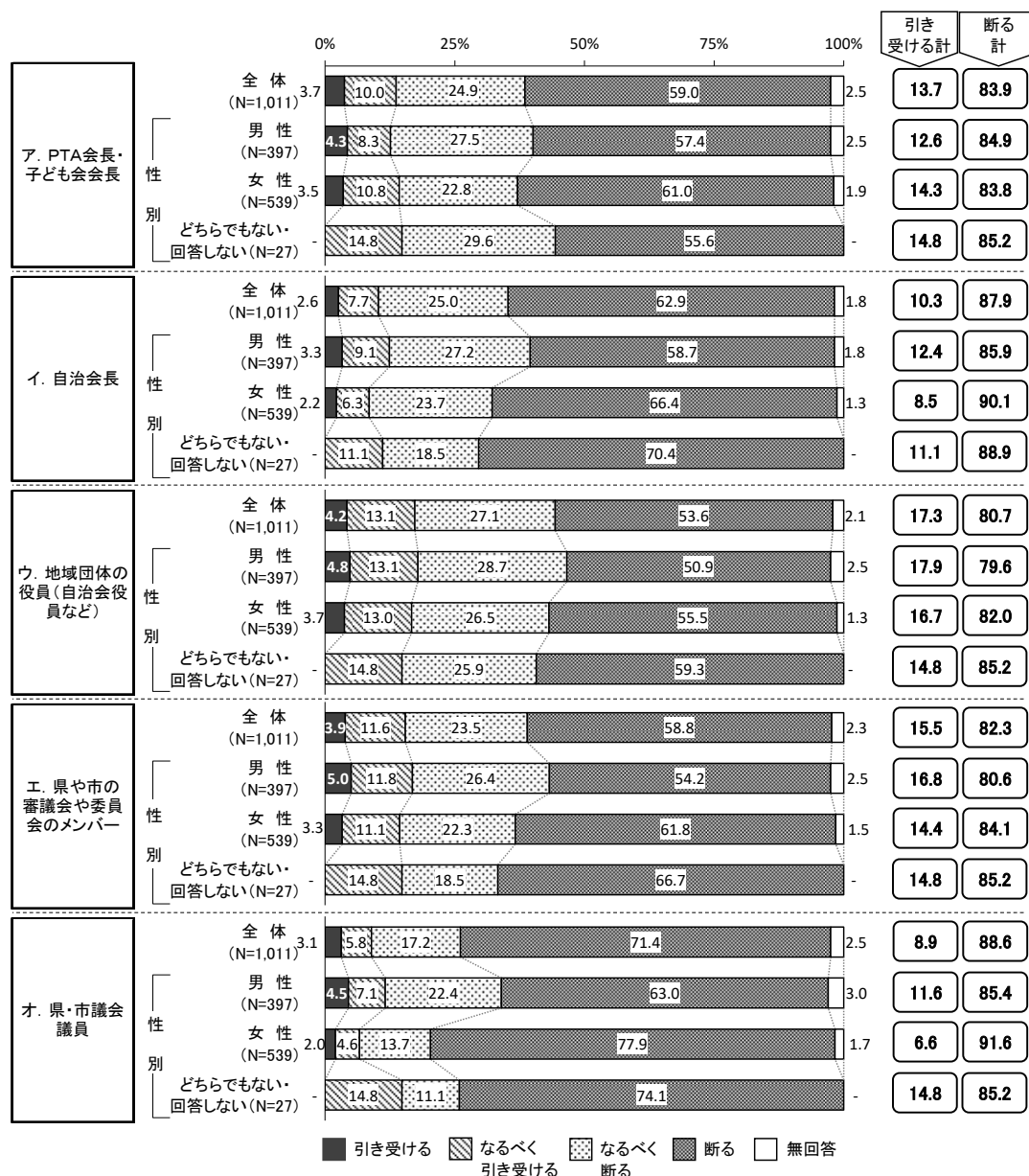


(5)地域の役職や公職に就くことについて

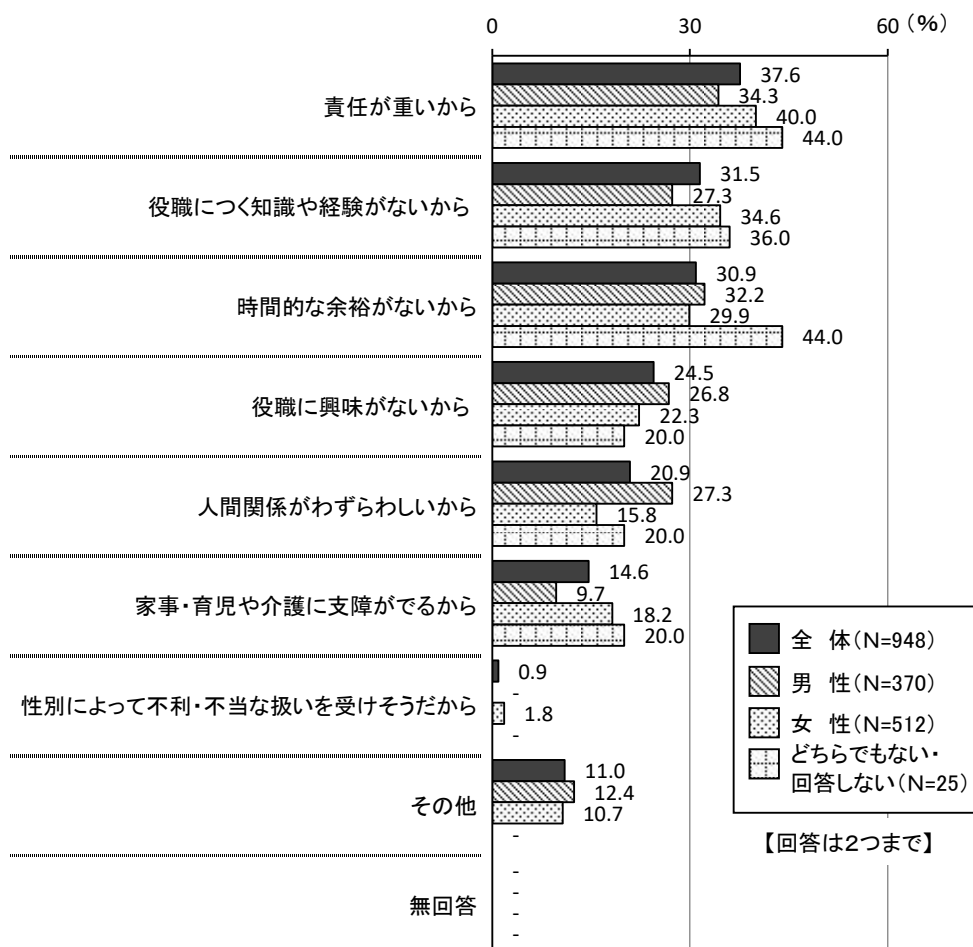
地域の役職に立候補を依頼された場合に引き受けるかについては、いずれの役職についても『断る』という人が男女とも大半を占めています。役職別では、「自治会長」「県・市議会議員」は『引き受ける』と回答した割合が男性より女性で約4～5ポイント低く、女性の方が消極的です。断る理由は、男女とも「責任が重いから」が最も高くなっていますが、特に女性で4割と高く、「役職につく知識や経験がないから」「家事・育児や介護に支障がでるから」も女性で高くなっています。

地域の役職への就任について、女性は男性より責任の重さや知識・経験の不足、家庭生活への影響などを懸念していることがうかがえます。役職者の負担軽減や活動時間帯の配慮など、性別や年齢に関わらず地域活動に積極的に参画できる環境づくりを進める必要があります。

図表2-3-5 地域の役職・公職への就任や立候補を依頼された場合の対応[全体、性別]



図表2-3-6 地域の役職・公職を断る理由[全体、性別]

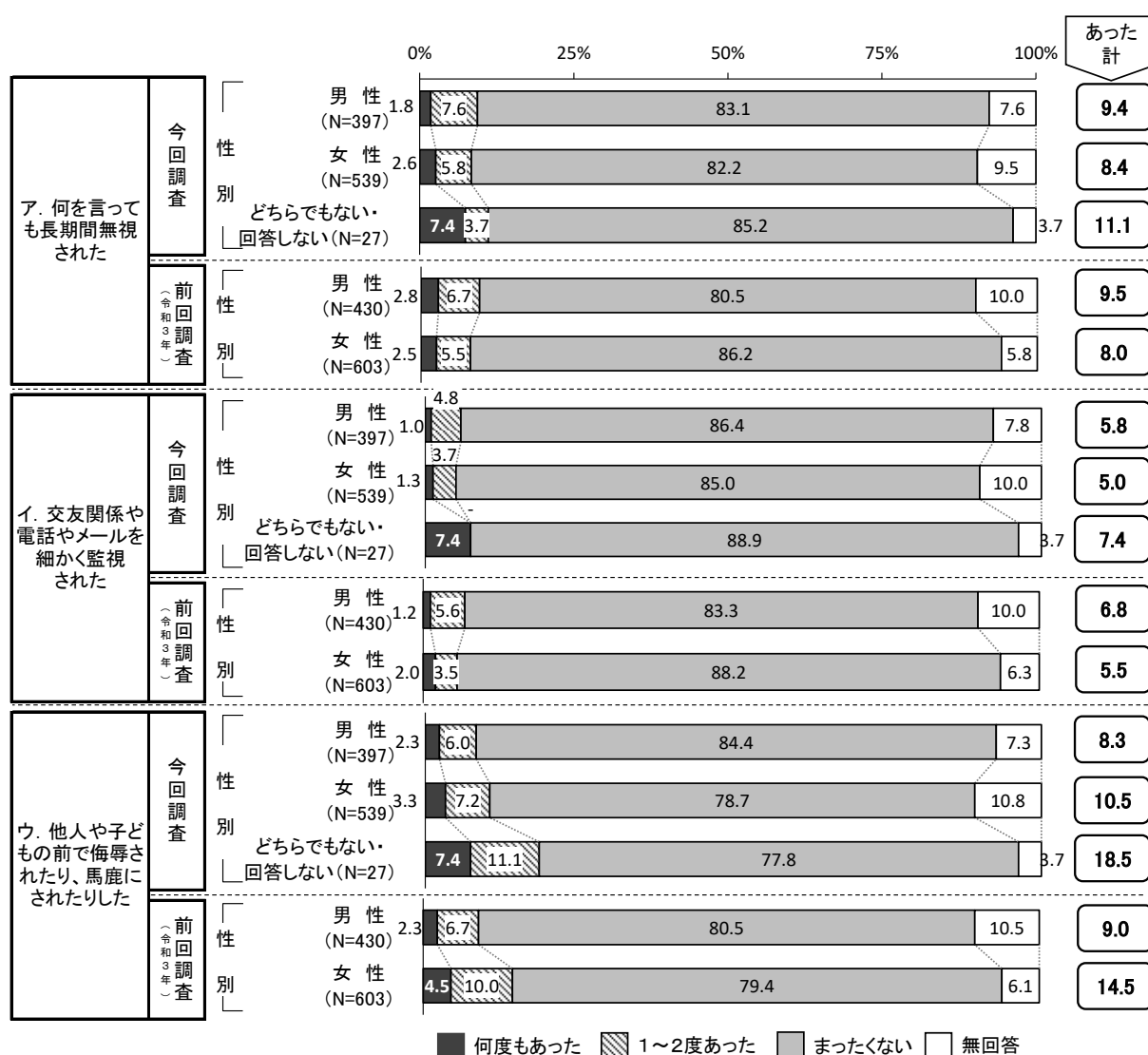


(6)女性への暴力について

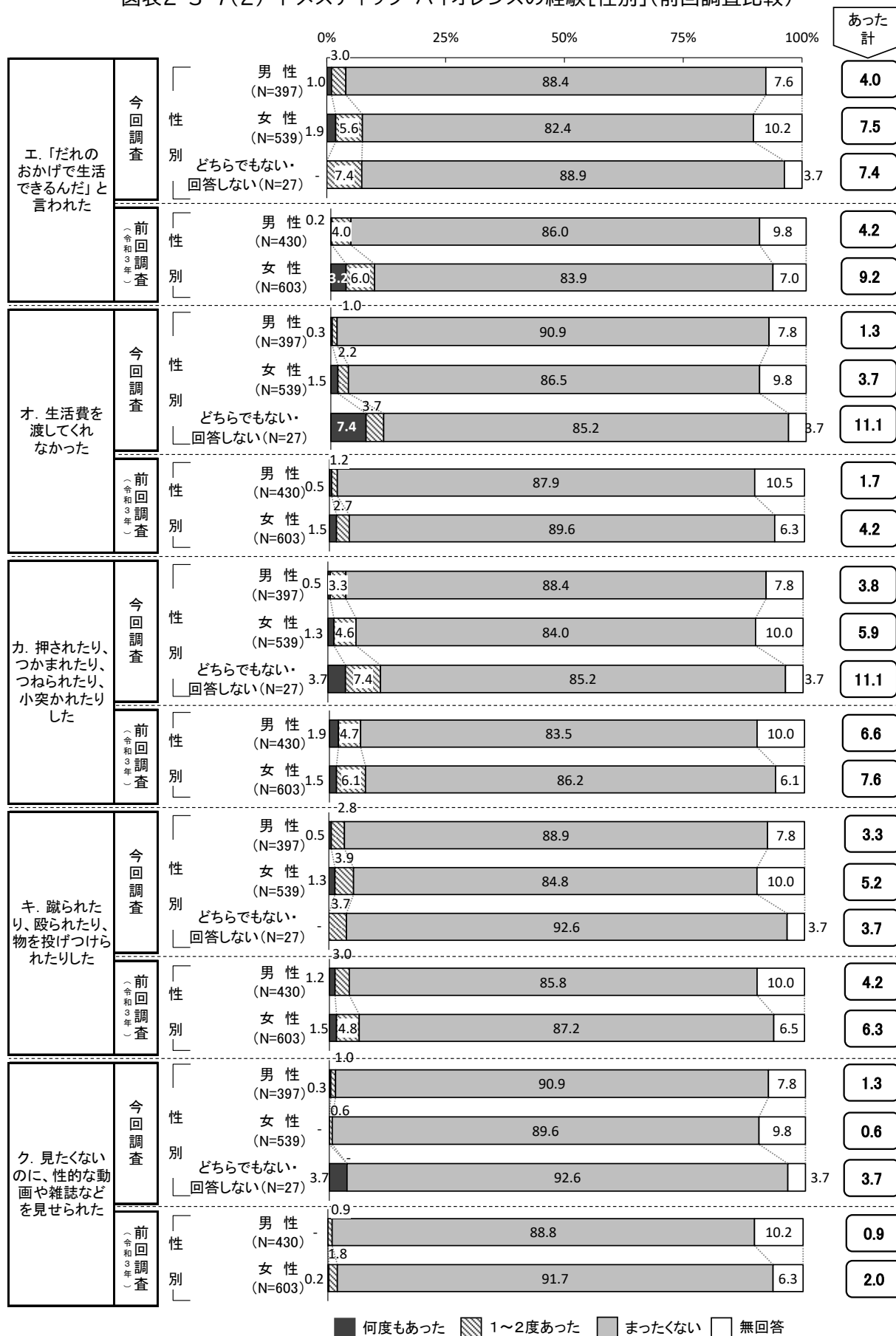
DVの内容ごとくに過去3年間で被害を受けた経験をたずねたところ、いずれのDVについても被害を経験した人の割合は前回調査より減少しているものの、すべての項目について被害経験がみられました。「何を言っても長期間無視された」「他人や子どもの前で侮辱されたり、馬鹿にされたりした」という精神的暴力は、男女とも1割前後が経験していました。また、「押されたり、つかまされたり、つねられたり、小突かれたりした」「蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした」という身体的暴力も、女性では5%を超える人が経験していました。

すべての項目に一つでも「何度もあった」または「1～2度あった」と回答した人を合わせると、DV被害経験があった人は女性で22.4%（男性では18.6%）となっています。

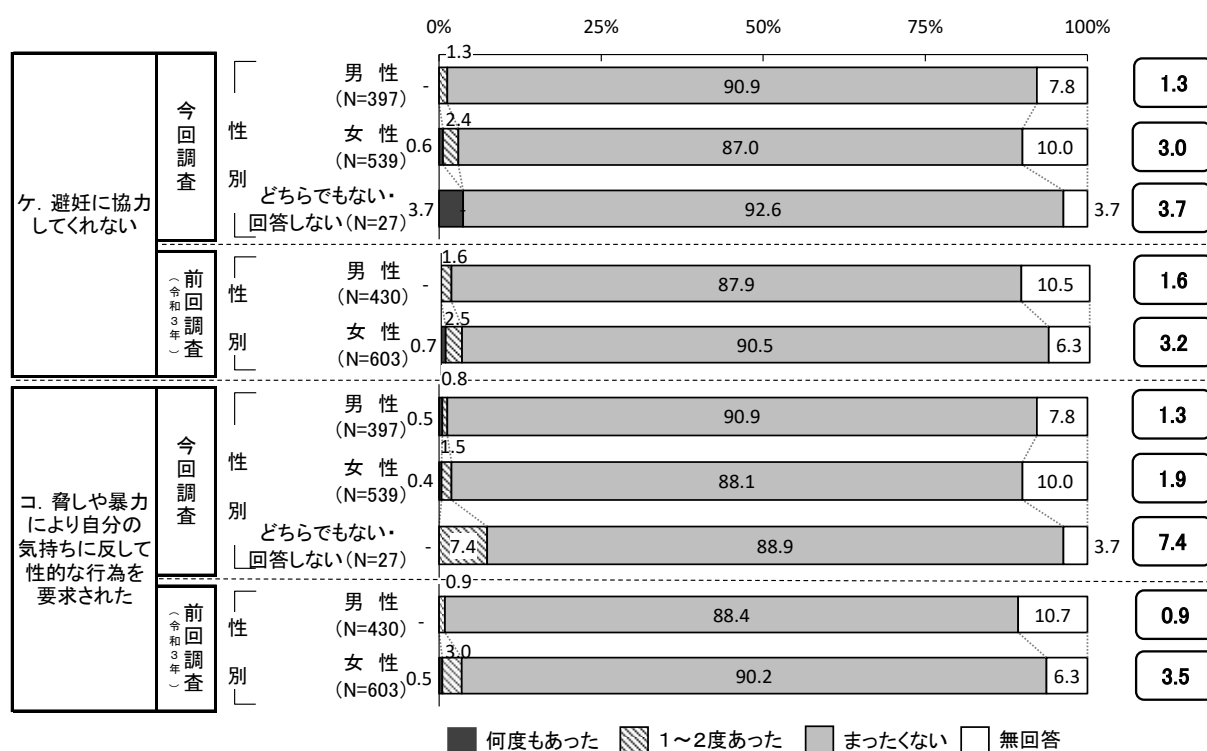
図表2-3-7(1) ドメスティック・バイオレンスの経験[性別](前回調査比較)



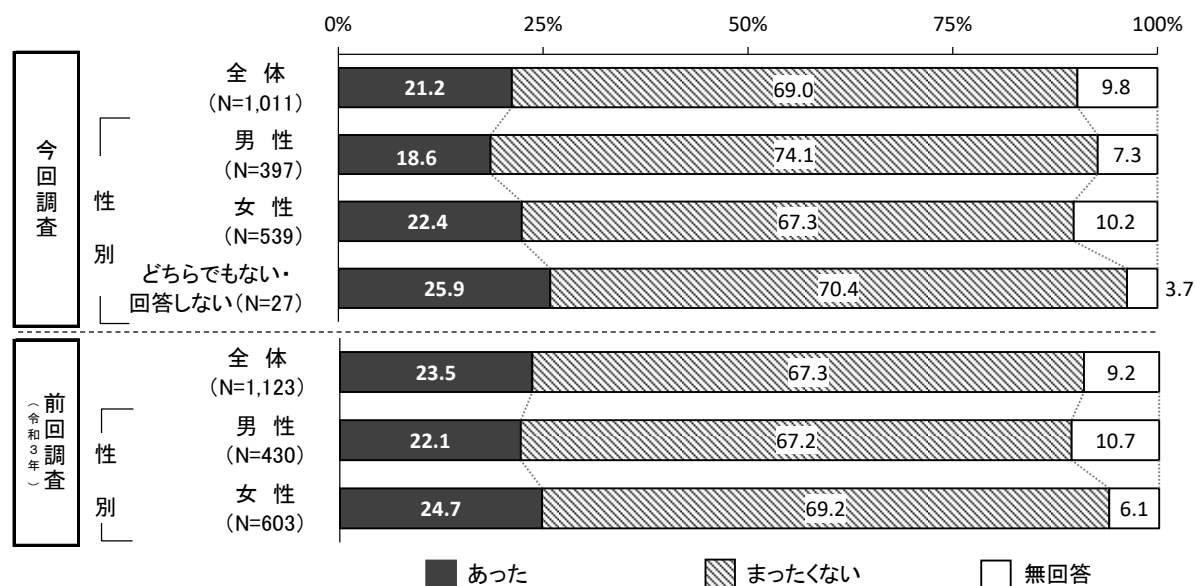
図表2-3-7(2) ドメスティック・バイオレンスの経験[性別](前回調査比較)



図表2-3-7(3) ドメスティック・バイオレンスの経験[性別](前回調査比較)



図表2-3-8 ドメスティック・バイオレンスの経験(まとめ)[全体、性別](前回調査比較)

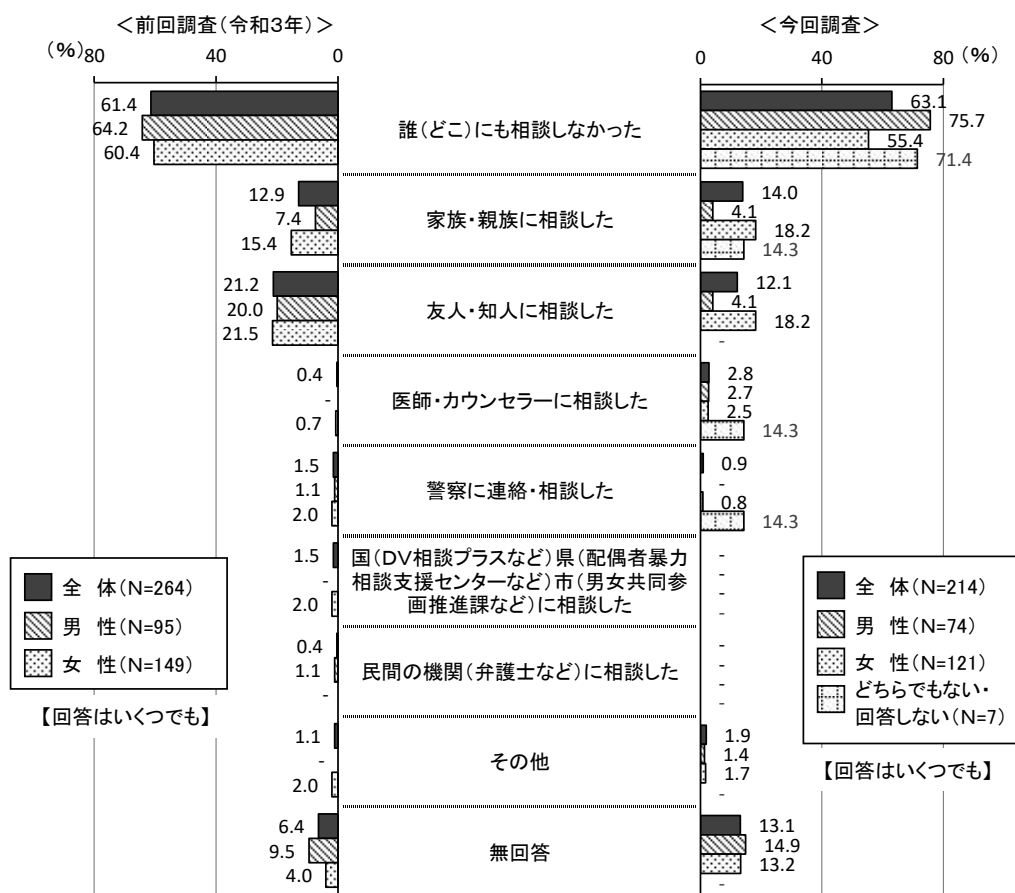


※「あった」は「何度もあった」「1～2度あった」の合計

DV被害を受けた際に相談したかどうかについては、女性の5割台半ば、男性の7割台半ばが「誰(どこ)にも相談しなかった」と回答しています。相談した場合でも、家族や友人などの身近な人への相談が多く、公的機関や専門機関への相談は非常に低くなっています。

DVの被害経験が減少するなど、DVについての状況は改善されつつありますが、一方で、身体的暴力を含むDVを受けている人がまだ存在しています。引き続き、DV防止や相談窓口について、市民への啓発と情報提供を行うことが求められます。

図表2-3-9 ドメスティック・バイオレンス被害の相談先[全体、性別](前回調査比較)



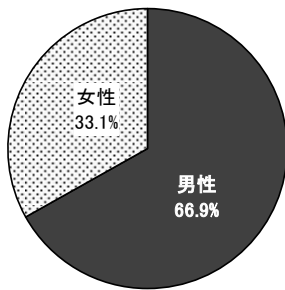
4 事業所調査からみた現状と課題

(1) 従業員の男女比(正規従業員・パートタイム労働者)

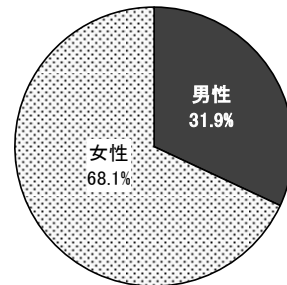
市内に所在する事業所における常用労働者の状況をみると、男性は5,394人、女性は3,673人で、男女比は男性59.5%、女性40.5%となっています。

「正規従業員」の男女比をみると、男性は66.9%、女性は33.1%と男性が約3分の2を占めています。一方、「パートタイム労働者」の男女比は男性が31.9%、女性が68.1%と女性が約3分の2を占めており、「正規従業員」とは反対の状況となっています。

図表2-4-1 正規従業員の男女比[全体]



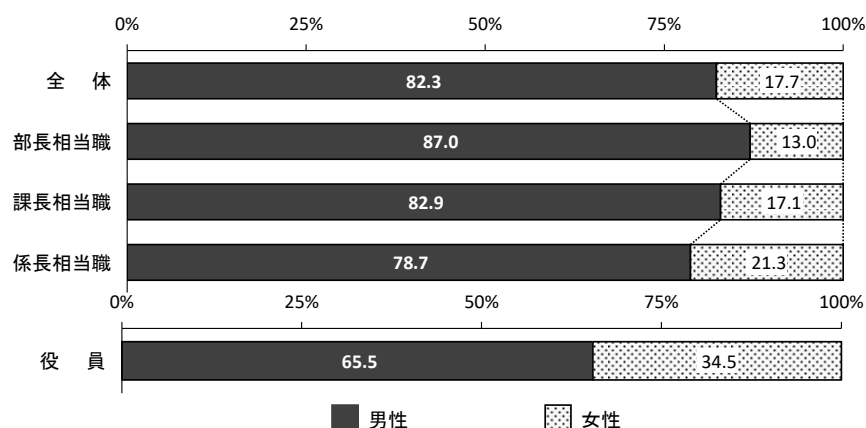
図表2-4-2 パートタイム労働者の男女比[全体]



(2) 役職別にみた管理職の男女比

市内に所在する事業所における係長級以上の管理職の総数1,485人のうち女性は263人で、男女比は男性82.3%、女性17.7%となっています。役職ごとの男女比をみると、女性は「係長相当職」が21.3%と最も高く、次いで「課長相当職」が17.1%「部長相当職」が13.0%となっています。また、役員は女性が34.5%となっています。市内事業所において、女性管理職登用があまり進んでいない状況がうかがえます。

図表2-4-3 役職別にみた管理職の男女比[全体]

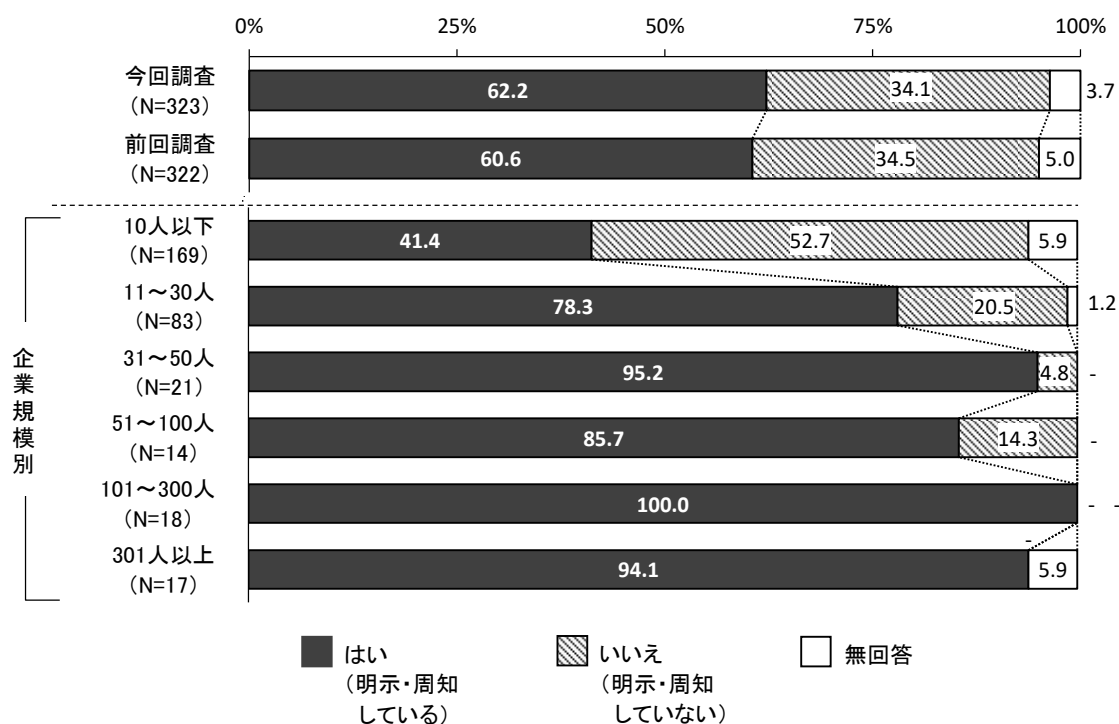


(3) 育児休業制度・介護休業制度の明示の有無

育児休業制度について、就業規則などの文書の中で規定を明示・周知していると回答した事業所は62.2%、していない事業所は34.1%で、前回調査からは大きな変化はみられません。

企業規模別にみると、従業員数が30人以下の事業所で、明示・周知している割合が低い傾向がみられます。

図表2-4-4 育児休業制度の規定を明示、周知の実行の状況[全体、企業規模別]
(前回調査比較)

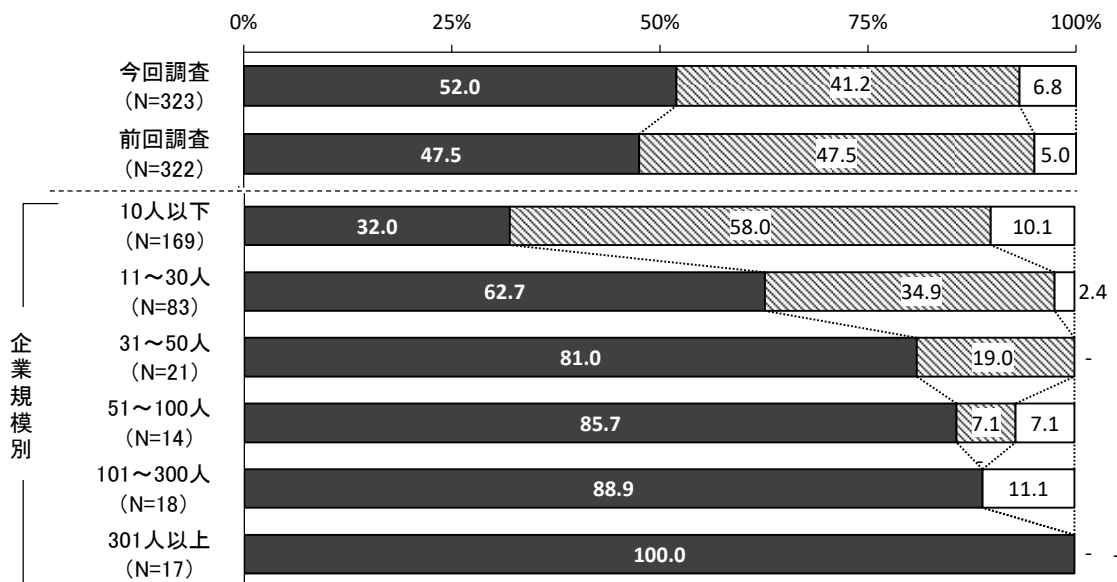


介護休業制度については、明示・周知していると回答した事業所が52.0%、していないと回答した事業所が41.2%で、育児休業に比べて明示・周知している事業所がやや低くなっていますが、前回調査より明示・周知している事業所が4.5ポイント増加しています。

企業規模別にみると、規模が大きくなるほど明示・周知している事業所が多くなり、「301人以上」では100.0%となっています。一方、「10人以下」の事業所では明示・周知していないが58.0%と高くなっています。

市内事業所において、育児休業制度、介護休業制度の整備が十分に進んだとは言い難く、特に、企業規模が小さい事業所で取組に遅れがみられます。休業制度を就業規則に明文化することや助成金制度に関しての周知を行うなど、事業所へのさらなる情報提供と啓発が求められます。

図表2-4-5 介護休業制度の規定を明示、周知の実行の状況[全体、企業規模別]
(前回調査比較)



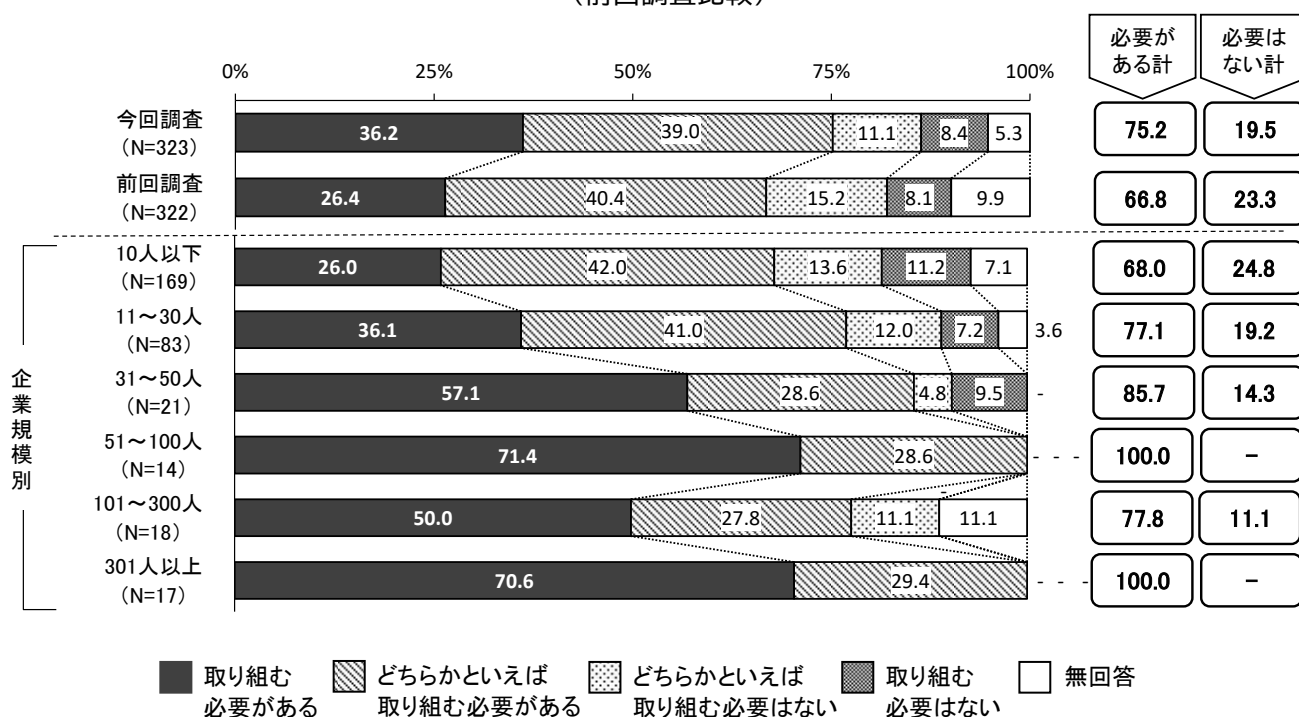
(4)ワーク・ライフ・バランス推進の取組についての考え方

「ワーク・ライフ・バランス」推進のための取組について「取り組む必要がある」と回答した事業所は36.2%、「どちらかといえば取り組む必要がある」は39.0%と、これらをあわせた『必要がある』と考える事業所は75.2%となっています。一方、『必要はない』（「取り組む必要はない」（8.4%）+「どちらかといえば取り組む必要はない」（11.1%））と回答した事業所は19.5%で、『必要がある』と回答した事業所が前回調査より8.4ポイント増加しています。

企業規模別にみると、規模が大きい事業所では取り組む必要性を感じており、51～100人や301人以上では『必要がある』が100.0%となっています。一方、10人以下では『必要がある』が68.0%ですが、そのうち積極的な「取り組む必要がある」は26.0%、11～30人でも36.1%と低くなっています。

市内事業所において、ワーク・ライフ・バランスの必要性を感じている事業所が増加していますが、事業規模によって認識に差がみられます。規模の小さな事業所での模範事例を示すなどして、ワーク・ライフ・バランスの効果を広く示していくことも重要と考えられます。

図表2-4-6 ワーク・ライフ・バランス推進の取組についての考え方[全体、企業規模別]
(前回調査比較)



(5) ハラスメントの問題についての取組状況

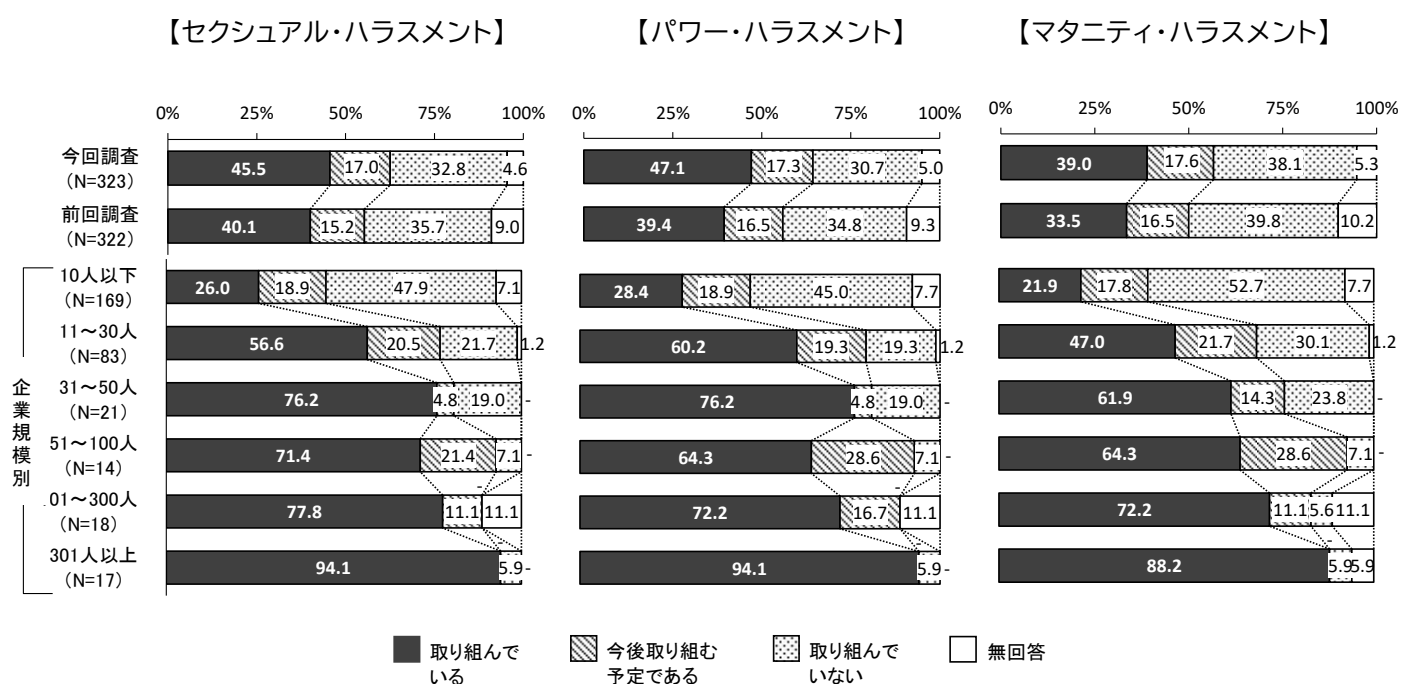
セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの問題についての取組状況をみると、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントについては4割台半ば、マタニティ・ハラスメントについては4割弱の事業所が取り組んでいると回答しています。

いずれのハラスメントについても前回調査に比べて「取り組んでいる」の割合が増加していますが、「取り組んでいない」と回答した事業所も約3割から4割近くに上っています。

企業規模別にみると、規模が小さい事業所では取り組んでいる割合が低くなる傾向がみられ、10人以下の事業所では2割台にとどまっています。

ハラスメント対策に取り組んでいる割合は半数以下ではあるものの、以前より進んでいる状況もうかがえます。しかし、規模の小さな事業所では取組が進んでいないなどの課題もみられます。行政の相談窓口の周知を高めるとともに、ハラスメント対策のための研修機会を提供するなどの取組が必要です。

図表2-4-7 ハラスメントの問題についての取組状況[全体、企業規模別]
(前回調査比較)



第3章 計画の基本的な考え方

1 飯塚市の目指す将来像(計画の基本理念)

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です(男女共同参画社会基本法第2条第1号及び飯塚市男女共同参画推進条例第2条第3号)。

本市では、男女の人権が尊重され、性別による差別的取り扱いを受けることなく、一人ひとりが自らの意思により能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、本計画の基本理念を以下のように定めます。

**男女の人権が尊重され、
誰もが自らの意思に基づき活躍でき、
安全・安心に暮らせる社会の実現**

2 計画の基本目標

この計画の基本理念を実現するために、3つの基本目標と10の重点目標を掲げ、総合的な施策の推進を図ります。

◆基本目標1 ジェンダー平等・男女共同参画への意識づくり

男女が互いの人権を尊重し、その個性と能力を分に発揮できるよう、ジェンダー平等・男女共同参画の意識づくりを進めます。男女共同参画推進センター「サックス」を拠点とし、様々な場面を通じて市民や事業者、地域団体に対する啓発等を行うとともに、あらゆる年代における教育・学習機会の充実を図り、家庭や地域における男女共同参画を促進します。

重点目標(1)意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進

重点目標(2)ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

重点目標(3)家庭や地域におけるジェンダー平等・男女共同参画の促進

◆基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進

男女が対等な立場で様々な分野に参画することができる環境整備を進め、政策・方針決定過程への女性の参画や地域における男女共同参画を推進します。女性が自らの意思によって職業生活を営むにあたり、その個性と能力を十分に発揮できるよう、職場での男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進します。

重点目標(1)社会における意思決定過程への女性の参画の促進

重点目標(2)働く場における女性の活躍促進

重点目標(3)ワーク・ライフ・バランスの推進

◆基本目標3 男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくり

ジェンダーに基づく暴力や人権侵害について未然の防止と被害者の早期発見、相談支援体制の充実に努めるとともに、性別やライフステージに応じた健康支援やリプロダクティブ・ヘルス／ライツについての理解の促進を図ります。様々な困難を抱える人への支援や、防災・減災に関する取組に男女共同参画の視点を取り入れ、男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくりを推進します。

重点目標(1)ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

重点目標(2)生涯を通じた健康支援

重点目標(3)様々な困難を抱える人への支援

重点目標(4)防災における男女共同参画の促進

3 計画の体系

3つの基本目標のそれぞれについて、その達成のための重点目標と施策の基本方向を定めて取組を推進します。

基本理念	基本目標	重点目標	施策の基本方向
男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現	1 ジェンダー平等・男女共同参画への意識づくり	(1)意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進	①ジェンダー平等・男女共同参画意識の啓発 ②ジェンダー平等・男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供 ③国際的視野に立ったジェンダー平等・男女共同参画の推進
		(2)ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	①学校・保育所等におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進と充実 ②生涯学習におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進と充実
		(3)家庭や地域におけるジェンダー平等・男女共同参画の促進	①固定的な性別役割分担見直しの促進 ②男女協働による地域コミュニティづくり
	2 あらゆる分野における女性の活躍推進	(1)社会における意思決定過程への女性の参画の促進	①政策・方針決定過程への女性の参加促進 ②事業所・地域活動団体などにおける女性の参画促進 ③女性リーダー等の人材育成等
		(2)働く場における女性の活躍促進	①職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援 ③農業や自営業等における女性の就労環境の改善
		(3)ワーク・ライフ・バランスの推進	①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ②仕事と家庭・地域活動などの両立支援
	3 男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくり	(1)ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者への支援	①DV防止のための啓発 ②DV相談体制の充実と被害者への支援 ③性暴力やハラスメント防止に向けた取組の推進
		(2)生涯を通じた健康支援	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の尊重と生涯を通じた健康支援
		(3)様々な困難を抱える人への支援	①ひとり親家庭への支援 ②多様な背景を持つ人が安心して暮らせる環境整備 ③困難な状況に置かれている女性等への支援
		(4)防災における男女共同参画の促進	①防災・減災・災害復興における男女共同参画の促進
	計画推進体制の充実		1. 計画推進体制の充実・強化 2. 市民や事業者等と行政の協働 3. 男女共同参画推進センター「サンクス」の機能充実 4. 法的制度の整備・充実 5. 国・県等との連携・協力体制の充実 6. 特定事業主行動計画の推進

4 本計画とSDGsの関連性

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指す国際目標です。令和12年(2030年)を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。さらに、2030アジェンダでは、すべての目標とターゲットの進展のためにはジェンダー平等の実現が非常に重要であるとされており、施策や事業の立案、実施、評価の全てのプロセスにジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー主流化」を行うことが求められています。

本市においても、ゴール5「ジェンダー平等の実現」をはじめ、関連するゴールの視点を踏まえて男女共同参画の取組を推進します。

●本計画の基本理念・基本目標と関連しているSDGsゴール

5 ジェンダー平等を実現しよう 男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現	
基本目標1 ジェンダー平等・男女共同参画への意識づくり	4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナリシップで目標を達成しよう
基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進	1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
基本目標3 男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナリシップで目標を達成しよう

●本計画と関連するSDGsゴール

1 貧困をなくそう	1 貧困をなくそう	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる
3 すべての人に健康と福祉を	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4 質の高い教育をみんなに	4 質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児のエンパワーメントを図る

	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



施設名の愛称「サンクス」の由来:多くの女性が太陽「サン」のように輝き、家庭でも街でも楠「クス」のように大きく枝を広げて欲しいという願いが込められています。

～男女共同参画社会の実現をめざして～

第19回サンクスフォーラム

サンクスフォーラムは男女共同参画の市民の意識の醸成を図り、男女共同参画社会づくりを推進することを目的として、市内で活動する団体と個人会員で構成された実行委員会のメンバーで毎年開催しています。

今回は、「ジェンダー目線で広告を観察する～広告から読み解く、「らしさ」の呪縛」と題して、写真・ジェンダー表象研究者の小林美香さんに講演していただきました。



●事業実施報告

性別や年齢にとらわれずのびのびと暮らせる豊かなまちづくりを目指してさまざまな視点から、男女共同参画社会を考える講座や事業を実施しています。今年度、これまでに開催されたものを紹介します。

ワーク・ライフ・バランス啓発講座(10月31日(金)開催)

講演会:大切な人の想いとともに～誰もが自分らしく輝けるまちへ～

講師:清水 健さん(フリーアナウンサー)

ご自身の経験談とともに、多様な生き方・働き方(ワーク・ライフ・バランス)の推進についてお話いただきました。



男性の家事参画講座

①包丁研ぎ講座(1月25日(日)開催)

講師:研ぎ師 峯 祥章さん

前回好評だった包丁研ぎ講座を、今回は時間を長くして開催しました。参加者の皆さんも時間を忘れて熱心に作業されていました。

②自慢の一品料理講座(アジフライ・2月1日(日)開催)

講師:飯塚水産物商業協同組合のみなさん

魚料理は好きでも、さばくまではなかなかできないという方のために、この講座では、魚をさばくところから、フライにするまでを教えていただきました。



アンコンシャス・バイアス啓発講座
(交流センターとの共同開催)

1月19日(月)開催(穂波交流センター)

講座:思い込みに気づくと関係性が変わる
～アンコンシャス

バイアスを学ぶ～

講師:井上 智美さん



～出前講座を開催しました～

男女共同参画についての理解を深めていただくために出前講座を行っています。今年度は、嘉穂高校をはじめ、各種団体や事業所の研修などで出前講座を開催しました。



出前講座いたします!
会社や地域でご活用ください!
詳しくは→



●家族で使おう!話そう!「家事シェアシート・育児シェアシート」

男性も女性も家事に参加する体制づくりを後押しするため、家事シェアシート・育児シェアシートを配布しています。自分の家庭にあった「理想のシェア」を見つけてみませんか。



家事・育児シェアシートは市HPでダウンロード!



●男女共同参画推進補助金交付事業

男女共同参画社会の実現にむけて活動する団体に、男女共同参画問題解決のための事業に対し、補助金を交付しています。その補助金を活用して、開催された事業を紹介します。

6月～8月開催 主催:いいづか男女共同参画推進ネットワーク
飯塚市の幼稚園・保育園・保育サービス情報収集と発信

8月27日(水)、29日(金)開催 主催:いいづか男女共同参画推進ネットワーク
上映会:『今日も明日も負け犬。一起立性調節障害と紡いでいく』

9月23日(火・祝)開催 主催:いいづか男女共同参画推進ネットワーク
講座:DVと児童虐待～CAPプログラムの視点から～
講師:田原 泉さん(一般社団法人くまもとこどもにやさしいまちづくりセンター代表)

10月25日(土)開催 主催:いいづか男女共同参画推進ネットワーク
講座:みんなで創る わたしたちのまち
講師:八代 由美さん(那珂川市王塚台区長・自治会長)

11月16日(日)開催 主催:いいづか男女共同参画推進ネットワーク
上映会:『〇月〇日、区長になる女。』

11月24日(月・祝)開催 主催:いいづか男女共同参画推進ネットワーク
講座:私たちのまちは私たちが変える 私らしく働く・生きる
～女性の視点から職場を変える～
講師:大久保 千穂さん(タカハ機工株式会社代表取締役社長)



●男女共同参画推進センター登録団体募集

男女共同参画推進センター(サクス)では、「男女共同参画社会の実現」をめざし学習されている団体を応援します。サクスの施設や、資料作成のための準備室などが利用できます。詳細はお問合せください。

男女共同参画推進課・男女共同参画推進センター(サクス)

電話:0948-96-8255

E-mail:sunkusu@city.iizuka.lg.jp

